第２部　分野ごとの計画

音声コード
掲載予定

（白紙）

音声コード
掲載予定

第 1 章　高齢者分野

1 高齢者分野のめざす姿

**高齢者一人ひとりに寄り添った支援が充実し、
いきいきと、自分らしく、安心して、
暮らせるまちをめざします**

全ての高齢者がいきいきと自分らしく安心して暮らせるまちをつくるため、一人ひとりに寄り添った支援の充実とともに、これまで蓄積した地域づくりのネットワークを活用して、積極的かつ効果的に、高齢者施策を強力に推進します。

地域に寄り添い、支え合いの中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、将来の人口構造の変化を見据え、公的なサービスの着実な提供と安定的な介護サービスの提供体制の強化に加え、本人を主体とした認知症施策の更なる推進を図り、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

写真を掲載予定

写真を掲載予定

2 高齢者分野の柱

柱 1　いきいきと暮らせるまちを実現します

柱 2　一人ひとりに寄り添う支援を充実します

柱 3　安全で安心して暮らせる環境を確保します

柱 4　自分らしく暮らせる地域をつくります

音声コード
掲載予定

3　分野の全体像（施策体系）

		~~方　　針~~
柱1	いきいきと暮らせるまちを実現します	（1）誰もが心豊かに生きがいを持って暮らせるまちの実現 （2）高齢者の活躍の場の創出と取り残されない取組の推進 （3）気軽に参加できる介護予防の取組の推進とその効果の発信 （4）支え合う社会の実現のためのネットワークづくりの推進 （5）地域づくりの推進と必要な情報のネットワークの構築
柱2	一人ひとりに寄り添う支援を充実します	（1）支援が必要な人へのサービスの充実と多様な手法による情報の発信 （2）安定的な介護サービス提供体制への支援の充実と連携体制の構築 （3）一人ひとりの生活様式にあった計画的な施設整備の推進 （4）安定的なサービス提供基盤と相談支援体制強化の推進 （5）高齢者の尊厳と権利を守る体制づくり
柱3	安全で安心して暮らせる環境を確保します	（1）地域で支えるネットワークの構築と取り残さない見守りの充実 （2）災害時対応の周知・啓発と体制強化に向けた取組の推進 （3）介護保険制度の安定的な運用のための着実な基盤等の整備 （4）地域包括ケアの深化のための多職種・多機関連携の推進
柱4	自分らしく暮らせる地域をつくります	（1）本人の参画による意思決定の仕組みと社会参加の促進 （2）希望を持って自分らしく暮らすことのできる地域づくりの推進 （3）安心して暮らせる切れ目のない相談支援の体制構築 （4）早期発見・早期対応の仕組みの構築と周知・啓発の充実
	介護保険制度の持続可能性の確保	（1）港区の高齢者の現状 （2）日常生活圏域の設定 （3）介護保険事業費の見込み （4）介護保険料の設定 （5）2040 年を見据えたサービス提供体制の確保

音声コード
掲載予定

～～取　　組～～

① 高齢者の活躍の場を応援する情報発信	② 生涯学習など意欲的な活動の推進
③ 敬老事業（みなとほほえみ月間）等の拡充	④ 健康寿命の延伸のための取組の推進
① いきいきプラザ等の機能強化の推進	② デジタルデバイド解消に向けた取組の推進
③ チャレンジコミュニティ大学の支援の拡充	④ 高齢者の就業に向けた支援
⑤ 地域で活動する高齢者団体への支援	
① 介護予防・フレイル予防の普及・啓発の拡充	② ヘルステックを利用した介護予防等の推進
③ 介護予防のための基本チェックリストの活用の拡充	
① 地域で支え合う生活支援体制の充実	② 地域の緩やかな見守り活動の推進
③ 介護予防リーダー等の支援の強化	④ 専門職を活用した地域活動への支援
① 介護予防・フレイル予防を中心としたネットワークづくりの充実	
② 民間企業等との連携の推進	

① 在宅生活を支えるサービスの充実	② 在宅高齢者の移動支援の充実
③ 高齢者サービス等の情報発信の強化	④ 高齢者サービスのデジタル化による利便性の向上
⑤ 介護への備えと家族介護者等を支える環境づくりの推進	
① 介護予防事業者との連携強化	② 区民主体の介護予防・フレイル予防の取組の推進
③ 特別養護老人ホームの入所機会の充実	
① 高齢者福祉施設の将来需要を踏まえた整備の推進	② 特別養護老人ホームの整備の推進
③ 小規模多機能型居宅介護施設の利用促進	
① 介護人材の確保・定着・育成	② 介護現場の生産性向上の推進
③ 介護事業者への運営支援の充実	④ 高齢者相談体制の整備・拡充
① 高齢者の権利擁護体制の充実	② 本人の意思を尊重した取組のさらなる推進

① 高齢者を誰一人取り残さない見守り体制の構築	② ひとり暮らし高齢者の実態把握の強化
③ ふれあい相談員による見守り機能の充実	④ 多様な見守りサービスの強化
⑤ 熱中症予防の取組強化	
① 災害時対応の周知・啓発の推進	② 福祉避難所の体制強化
③ 避難行動要支援者対策の推進	
① 介護情報基盤の整備	② 介護給付の適正化
③ 運営指導の実施	
① 地域ケア会議を活用した地域課題への対応力強化	② 自立支援、介護予防等による重度化防止
③ 在宅医療と介護の連携の推進	④ 高齢者の安定的な住まいの確保

① 本人・家族の意見を施策に反映する仕組みづくり	② 本人の意思決定を支える取組の推進
③ 社会参加と活躍の機会の充実	④ チームオレンジ活動の推進
① 新しい認知症観の普及	② 全世代への理解促進
③ 地域で支え合うネットワークの充実	④ （仮称）認知症フレンドリー宣言の策定と宣言に基づく取組
① 相談支援体制の充実	② 認知症初期集中支援の推進
③ 認知症のある人と家族を支える環境の充実	④ 医療・介護・福祉の連携推進
① MCI・認知症の早期発見の推進	② 早期対応と継続支援の仕組みの構築
③ 認知症への備えと行動変容の促進	④ 若年性認知症への理解促進と相談支援の充実

音声コード
掲載予定

4　柱の具体的な内容

柱1　いきいきと暮らせるまちを実現します

方針（１）　誰もが心豊かに生きがいを持って暮らせるまちの実現

全ての高齢者が、いきいきと心豊かに生きがいを持って、地域の活動に参加し、施設等を利用しながら、暮らせるまちをめざし、施策を推進します。

取組1　高齢者の活躍の場を応援する情報発信

高齢者が、いきいきと住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう、いきいきプラザ等の事業や取組の情報を発信します。また、高齢者の多様なニーズに対応し、ボランティア、就業、地域活動等の社会活動への参加促進につながる情報をとりまとめ、ホームページ等でわかりやすく発信します。

取組2　生涯学習など意欲的な活動の推進

生涯学習等につながるいきいきプラザ等の事業への参加を促進します。また、区内のミュージアムやスポーツなどの施設等との連携を深め、生きがい等を実感できる取組を積極的に事業展開するとともに、高齢者が意欲を持って参加できる活動を推進します。

取組3　敬老事業（みなとほほえみ月間）等の拡充

多年にわたり地域の発展に尽力された高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いするため、毎年９月を「みなとほほえみ月間」として、寿商品券の贈呈やみなとほほえみコンサート等の敬老事業を実施するとともに、高齢者のニーズや社会状況の変化を踏まえ、事業の充実と見直しを進めます。また、「長寿を祝う集い」は、より多くの高齢者に参加いただけるよう、内容を充実させるとともに、会場への来場が難しい方への対応など、地域で実施する関連事業の充実を図ります。

取組4　健康寿命の延伸のための取組の推進

高齢者が自立して暮らせるよう、介護予防・フレイル予防の各種教室の内容やいきいきプラザ等の介護予防事業実施施設について、参加状況等の分析を進め、評価及び検証を行い、高齢者の多様化したニーズに応えるとともに、効果的かつ積極的に健康寿命の延伸のための取組を推進します。

音声コード
掲載予定

方針（２）　高齢者の活躍の場の創出と取り残されない取組の推進

高齢者の活躍の場の創出の拡充とともに、デジタルデバイド解消に向けた取組を推進し、活動する団体等への支援を充実します。

取組1　いきいきプラザ等の機能強化の推進

高齢者の地域拠点であるいきいきプラザ等が地域に親しまれるよう「生きがいづくり」、「介護予防・健康づくり」、「地域コミュニティ」を軸に、施設運営に取り組みます。また、浴室利用や世代間交流事業等の拡充とともに、入退館システムの導入により、利用状況等の分析を進め、機能強化を推進します。六本木地域及び台場地域では、区有施設と民間施設の活用を視野に入れたいきいきプラザの機能確保に向けた検討を進めます。

取組2　デジタルデバイド解消に向けた取組の推進

高齢者のデジタルデバイド解消に向け、ＤＸ化等による効果や影響等について、スマホ相談窓口を活用しながら、効果的な啓発を進めるとともに、災害時の対応や特殊詐欺等に関する注意喚起等を行います。また、高齢者がデジタル化への社会変容において、取り残されることのないよう、相談体制や啓発等の取組を推進します。

取組3　チャレンジコミュニティ大学の支援の拡充

地域で活躍する民生委員・児童委員や地域で活動するリーダー等を養成するため、明治学院大学と連携したチャレンジコミュニティ大学への参加を促進するとともに、卒業生で構成するチャレンジコミュニティクラブへの支援とチャレンジコミュニティ大学大学院との連携を深めていきます。

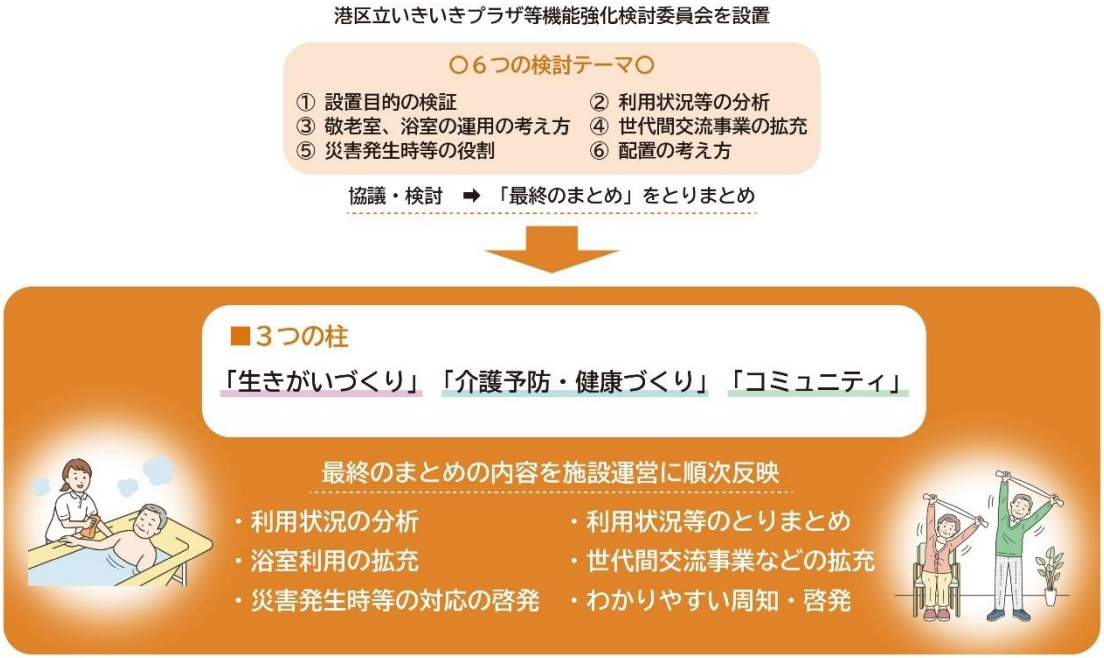
取組4　高齢者の就業に向けた支援

高齢者の経験や能力を生かして、生きがいづくりにつながる取組を推進するとともに、地域貢献活動を実施するシルバー人材センターやハローワーク等との連携を深め、高齢者の就業に関する情報をとりまとめた発信など、就業に向けた支援を進めます。また、高齢者の就業機会の確保のためのシルバー人材センターへの積極的な発注に努めるとともに、会員の安全就業を支えるため、熱中症対策事業を支援します。さらに、事務局機能や自転車リサイクル事業等の実施場所となっている施設の改修・解体工事に際し、代替となる活動場所の確保を支援します。

取組5　地域で活動する高齢者団体への支援

高齢者の社会参加の役割を担うシニアクラブ等の地域で活動する団体に対し、生きがいづくりや健康づくりの情報を積極的に提供していくとともに、いきいきプラザ等を活用した活動を推進するなどの支援をします。

音声コード
掲載予定



方針（3） 気軽に参加できる介護予防の取組の推進とその効果の発信

介護予防･フレイル予防の理解促進とともに、ヘルステックや各種事業の周知とあわせ、気軽に参加できるよう、介護予防の効果等も周知・啓発を拡充します。

取組1 介護予防・フレイル予防の普及・啓発の拡充

高齢者が介護予防・フレイル予防の重要性を理解し、主体的に健康づくりに取り組めるよう、各種媒体や地域活動を活用した普及・啓発を拡充します。また、運動、栄養及び口腔機能の維持向上に関する正しい知識の普及を図り、更なる介護予防・フレイル予防の参加促進につながる仕組みを構築します。

取組2 ヘルステックを利用した介護予防等の推進

ICT やデジタル技術を活用した姿勢・ゆがみ分析システムや、体成分測定機器、スマートウォッチ等ヘルステックを導入し、健康データの見える化による高齢者の健康状態の把握や運動習慣の定着、介護予防・フレイル予防を推進します。

取組3 介護予防のための基本チェックリストの活用の拡充

高齢者の心身の状態や生活機能の変化を早期に把握し、介護予防やフレイル予防につなげるため、医師会、保健所等と連携し、基本チェックリストの活用を拡充します。チェック結果に基づき、適切な介護予防事業や地域活動への参加を促進し、要介護状態となることの予防及び重度化防止を図ります。

【用語解説】

・基本チェックリスト ･･･ 厚生労働省が定めており、日常生活機能、運動機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり（外出状況）、認知機能、うつ傾向の７つの分野について確認し、介護予防や支援の必要性を早期に把握するための 25 項目の質問票です。

音声コード
掲載予定

方針（４） 支え合う社会の実現のためのネットワークづくりの推進

支え合う社会の実現のため、区民主体の活動の促進や見守り活動の支援に加え、専門職を活用した支援を通じたネットワークづくりを推進します。

取組 1 地域で支え合う生活支援体制の充実

高齢者人口やひとり暮らし高齢者等の増加を見据え、生活支援コーディネーターにより区民主体の地域活動を促進するとともに、地域住民同士のつながりを強化し、地域における支え合いのネットワークの構築を進めます。また、港区シニア食堂推進事業による会食や交流機会の確保を通じて高齢者の孤立防止と社会参加を促進し、地域で支え合う生活支援体制の充実を図ります。

取組 2 地域の緩やかな見守り活動の推進

日常生活の中で高齢者を緩やかに見守る「高齢者等見守りサポーター」を養成するとともに、見守り活動につながる講座への参加等を継続的に促進します。また、見守りサポーターが地域活動や日常生活を通じて高齢者の異変や課題を早期に把握し、高齢者相談センター等につなぐことで、地域の緩やかな見守り活動を推進します。

取組 3 介護予防リーダー等の支援の強化

地域における介護予防活動の継続・発展を図るため、介護予防リーダー・サポーター、体操マスター等のボランティア活動の支援を強化します。また、フォローアップ研修会等の研修機会の提供や情報共有、活動環境の整備を通じて、地域住民主体の介護予防活動の活性化を図ります。

取組 4 専門職を活用した地域活動への支援

地域における介護予防や健康づくり、支え合い活動の充実を図るため、リハビリテーション専門職、管理栄養士等の専門職を活用し、地域で活動する団体等を支援します。専門的な知見を地域ケア会議やサロン、町会、自主活動グループ等の地域活動へ取り入れることで、活動の質の向上や継続的な取組につなげていきます。

音声コード
掲載予定

方針（５） 地域づくりの推進と必要な情報のネットワークの構築

地域づくりの推進のため、介護予防リーダー等とのネットワークの構築とともに、民間企業等との連携の一層の充実を図ります。

取組1 介護予防・フレイル予防を中心としたネットワークづくりの充実

高齢者の介護予防・フレイル予防の推進を図るため、介護予防リーダー等を中心とした自主活動グループの取組を支援します。また、自主活動グループ交流会等を通じて地域で活動する関係機関や専門職、地域住民との連携を促進し、介護予防・フレイル予防を支える地域ネットワークづくりの充実を図ります。

取組2 民間企業等との連携の推進

高齢者の福祉に関する取組の協定を締結する企業等との連携を深め、高齢者に向けた各種事業や周知・啓発への協力など、地域資源を活用した取組の一層の推進を図ります。また、地域全体におけるネットワークの構築に向け、関係機関だけでなく、民間企業等との連携を推進します。

音声コード
掲載予定

柱2 一人ひとりに寄り添う支援を充実します

方針（１） 支援が必要な人へのサービスの充実と多様な手法による情報の発信

高齢者の自立した在宅生活の継続のため、在宅支援サービスや移動支援の充実、情報発信の強化に加え、デジタル技術を活用した利便性の向上を図ります。

取組1 在宅生活を支えるサービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、紙おむつの給付や日常生活用具の給付、配食サービス等を継続して実施するとともに、補聴器の買い替えに要する費用の助成による難聴者への継続的な支援を行います。また、理美容サービスについて利用者の状況やニーズに応じた充実を図るなど、在宅生活を支えるサービスの充実を図ります。

取組2 在宅高齢者の移動支援の充実

高齢者が通院や買物、地域活動等のために安心して外出できるよう、コミュニティバスの無料乗車券の発行や高齢者福祉キャブの運行、東京都シルバーパス購入費の助成など、多様な移動手段の確保を推進します。また、対象者への効果的な周知や利用促進を図ることで、高齢者の外出機会や社会参加の拡大につなげ、在宅高齢者の移動支援の充実を図ります。

取組3 高齢者サービス等の情報発信の強化

高齢者サービスに関する情報について、６５歳到達時をはじめ、高齢者本人や家族が必要なサービスを必要な時期に知ることができるよう、ライフステージに応じた効果的な情報提供に取り組みます。また、高齢者を必要な支援につなげ、円滑にサービスを利用できるよう、相談先や各種サービスを分かりやすく周知するなど、情報発信の強化を図ります。

取組4 高齢者サービスのデジタル化による利便性の向上

高齢者サービスの利用や更新に係る手続きの負担を軽減し、円滑なサービス提供を行うため、IC カード等の活用を検討するなど、利用者の利便性向上を図ります。また、高齢者本人や家族が必要なサービス、相談先を容易に確認できるよう、FAQ の充実を図るとともに、チャットボット等の活用も見据え、必要な情報に円滑にアクセスできる環境整備を進めます。

音声コード
掲載予定

取組5 介護への備えと家族介護者等を支える環境づくりの推進

将来の介護に備え、介護保険制度や仕事と介護の両立支援制度等に関する講座の充実を図るとともに、相談先の周知を進めます。また、高齢者相談センターにおける家族介護者等への相談支援や介護家族の会の充実、介護経験者等によるピア活動の推進に加え、家族介護者等の負担軽減やレスパイトの充実を図るなど、家族介護者等を支える環境づくりを推進します。

方針（２） 安定的な介護サービス提供体制への支援の充実と連携体制の構築

高齢者人口の増加や相談内容の複雑化・複合化に対応するため、高齢者相談センターの体制強化をはじめとする相談支援体制の整備・拡充を図ります。

住民主体の介護予防・フレイル予防活動を推進するため、地域の担い手の育成・支援と活動環境の充実を図ります。

取組1 介護予防事業者との連携強化

介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施及びサービスの質の向上を図るため、介護予防事業者への制度改正等の情報共有を充実させます。また、利用者が必要な訪問や通所サービスを適切に利用できるよう、地域全体で高齢者を支えることができるよう、介護予防事業者との連携を強化します。

取組2 区民主体の介護予防・フレイル予防の取組の推進

区民が主体となって実施している住民主体型介護予防事業の充実を図るとともに、介護予防リーダーやシルバー人材センター等の地域の担い手の育成や活動支援を通じて、高齢者が介護予防総合センター等の施設で継続的に介護予防・フレイル予防に取り組める環境づくりを進めます。

取組3 特別養護老人ホームの入所機会の充実

特別養護老人ホームの入所機会の充実を図る観点から、身体状況や家庭での介護環境に応じて、入所をより必要とする方が入所しやすいよう、入所判定の公平性を確保しつつ、申込機会の拡充に取り組みます。

音声コード
掲載予定

方針（３）　一人ひとりの生活様式にあった計画的な施設整備の推進

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数の増加が見込まれることから、将来的な高齢者福祉施設の需要に対応するため、計画的な施設整備を推進します。

取組1　高齢者福祉施設の将来需要を踏まえた整備の推進

高齢者福祉施設に関する将来需要等調査の結果を踏まえ、将来的に必要となる特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設について、今後の施設整備に必要な条件や対応の方向性を整理します。整理した条件を活用し、高齢者人口の増加を見据えた計画的かつ迅速な施設整備を推進していきます。

取組2　特別養護老人ホームの整備の推進

令和 16（2034）年度に南麻布三丁目本村町住宅敷地に特別養護老人ホームを開設するために、整備計画の策定などに取り組みます。今後の高齢者人口の大幅な増加に伴い、要介護認定者数が増加し、特別養護老人ホームなどの介護施設の利用ニーズが高まる見込みであることから、特別養護老人ホームの整備を推進していきます。

取組3　小規模多機能型居宅介護施設の利用促進

小規模多機能型居宅介護施設を開設することにより、在宅介護を支える基盤を一層充実します。また、運営事業者との連携や関係機関へのサービス内容の更なる周知に加え、ケアマネジャー等への情報提供を強化し、通い、訪問、泊まりを柔軟に組み合わせたサービスの利便性や有効性への理解を促進することで施設の利用促進に取り組みます。

<table>
<tr><th colspan="2">全体目標</th><th>現況</th><th colspan="3">前期実施内容</th><th>後期実施内容</th></tr>
<tr><th colspan="2">令和 14 年度末</th><th rowspan="2">8 年度末</th><th rowspan="2">9 年度</th><th rowspan="2">10 年度</th><th rowspan="2">11 年度</th><th rowspan="2">12～14 年度</th></tr>
<tr><th>全体</th><th>個別施設</th></tr>
<tr><td rowspan="2">特別養護
老人ホーム
（計９施設
定員 807 人）</td><td>－</td><td>９施設
定員
807 人</td><td>９施設
定員
807 人</td><td>９施設
定員
807 人</td><td>９施設
定員
807 人</td><td>９施設
定員 807 人</td></tr>
<tr><td>南麻布三丁目
定員約 80 人</td><td></td><td>整備計画</td><td>設計</td><td></td><td>工事</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小規模多機
能型居宅施設
完成１施設
（計９施設
定員 220 人）</td><td>－</td><td>８施設
定員
191 人</td><td>９施設
定員
220 人</td><td>９施設
定員
220 人</td><td>９施設
定員
220 人</td><td>９施設
定員 220 人</td></tr>
<tr><td>東麻布二丁目
定員 29 人</td><td></td><td>完成</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

音声コード
掲載予定

方針（４） 安定的なサービス提供基盤と相談支援体制強化の推進

介護予防事業者や関係機関との連携を強化し、情報共有の充実と地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

取組 1 介護人材の確保・定着・育成

地域包括ケアを支える介護人材を安定的に確保し、職員が専門性を高めながら長く働き続けられる環境を整備することで、介護サービスの提供体制を強化します。介護人材の定着・育成に向けて、研修受講費用の助成、介護サービス事業所向け研修、永年勤続者の表彰、居住支援等を実施し、職員の資質向上と早期離職の防止を図ります。また、福祉のしごと面接・相談会の開催、採用活動や介護補助員の活用促進に係る経費の補助など、多様な取組を通じて、介護の仕事が魅力ある働く場として選ばれる環境づくりを進め、介護人材の確保を支援します。

取組 2 介護現場の生産性向上の推進

介護現場の生産性向上と職場環境の改善を図るため、介護ロボットや介護ソフトなどの介護テクノロジーの導入支援にとどまらず、導入後の効果的な活用や現場への定着が進むよう、相談支援やフォローアップ体制の強化を行います。これにより、介護従事者の業務負担の軽減やケアの質の向上につなげるとともに、介護テクノロジーのさらなる活用を促進し、持続可能な介護サービス提供体制の構築を目指します。

取組 3 介護事業者への運営支援の充実

区内介護事業者の安定的な運営に向け、医療的ケア体制の整備支援や福祉サービス第三者評価受診費用の助成に加え、介護職員等の人材確保及び定着を図るための居住支援事業を実施するとともに、社会情勢や事業者ニーズを踏まえた補助の拡充を図ります。これらの取組を推進することで、介護サービスの質の向上と安定的な介護サービス提供基盤の確立を目指します。

取組 4 高齢者相談体制の整備・拡充

高齢者の複合的・複雑化する相談に適切に対応するため、基幹型高齢者相談センターによる各地区高齢者相談センターへの専門的な後方支援を強化し、困難事例にも切れ目なく対応できる体制を整備します。また、高齢者人口の増加を見据え、介護保険法に基づき高齢者相談センターが担う総合相談支援、権利擁護、介護予防支援等の機能を強化するため、相談窓口を拡充し、高齢者やその家族が身近な場所で相談できる環境を整備することで、課題の早期把握と適切な支援につなげます。

音声コード
掲載予定

方針（５） 高齢者の尊厳と権利を守る体制づくり

高齢者虐待防止や権利擁護への取組を適切に実施するとともに、本人の意思決定支援や介護家族等への支援のさらなる充実を図ります。

取組 1 高齢者の権利擁護体制の充実

専門家や関係機関と連携し、高齢者本人の安全確保及び家族等への支援体制の強化を図るとともに、高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応及び再発防止に向けた取組を推進します。また、成年後見制度等の活用を図るとともに、区長申立てを適切に実施し、弁護士等の専門職との連携を強化することで、高齢者の権利擁護体制の充実を図ります。

取組 2 本人の意思を尊重した取組のさらなる推進

終活に関する普及・啓発やエンディングノート等の活用を通じて、高齢者が今後の暮らしや将来への備えを考え、意思や希望を整理し、必要に応じて家族や支援者等と共有できるよう支援します。また、判断能力が低下した場合にもその人の意思や価値観を尊重し、その意向に沿った支援につなげることで、本人の意思を尊重した取組を推進します。



音声コード
掲載予定

柱3 安全で安心して暮らせる環境を確保します

方針（１） 地域で支えるネットワークの構築と取り残さない見守りの充実

高齢者の見守り強化のため、体制やサービス等の充実を図るとともに、ネットワークを強化するなど、安心して暮らせる環境をつくります。

取組1 高齢者を誰一人取り残さない見守り体制の構築

高齢者の孤立や孤独死の防止に向け、高齢者相談センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等が参画する高齢者地域支援連絡協議会を活用し、地域課題や高齢者の状況を共有することで、地域全体で高齢者を支える取組を推進します。また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を活用しながら、マンションの管理組合や管理会社等との連携を進め、地域における見守りネットワークを強化することで、高齢者を誰一人取り残さない見守り体制を構築します。

取組2 ひとり暮らし高齢者の実態把握の強化

ひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等について、民生委員・児童委員の協力のもと実施している高齢者単身世帯実態調査の結果を効果的に活用していくとともに、調査方法の見直し等、実態把握を強化します。

取組3 ふれあい相談員による見守り機能の充実

ふれあい相談員と高齢者相談センターが連携しながら見守りを実施し、支援が必要となった高齢者を訪問対象者に追加するなど、訪問対象者の継続的な見直しを行うことで、状態変化の早期把握と適切な支援につなげる体制を構築します。また、ひとり暮らし高齢者の増加を見据え、ふれあい相談員による見守り機能の充実を図ります。

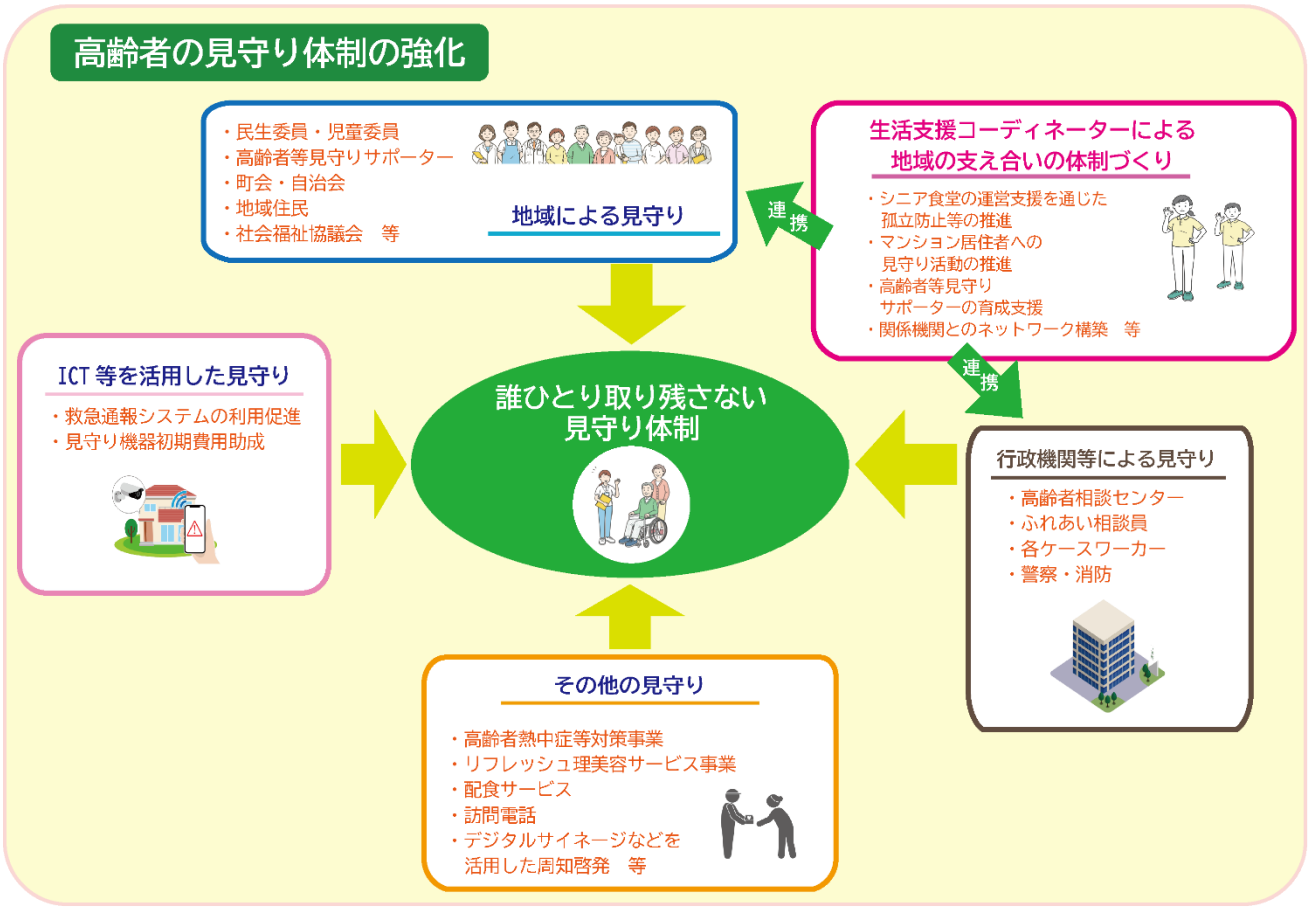
取組4 多様な見守りサービスの強化

救急通報システムの設置要件等を見直すとともに、ライフリズムセンサー等の活用を進め、異変の早期把握や迅速な対応につなげることで、高齢者の安全・安心を支える見守り機能の向上を図ります。また、見守り機器の助成や理美容の協力店等を活用した緩やかな見守りを検討するなど、高齢者の生活状況や支援ニーズに応じた多様な見守りサービスの強化を図ります。

音声コード
掲載予定

取組5 熱中症予防の取組強化

民間企業等と連携しながら熱中症予防に関する普及･啓発や見守りを推進するとともに、高齢者への注意喚起や必要な支援につなげる取組を進めます。また、いきいきプラザ等における体水分計や自宅等の温湿度計の活用を推進し、高齢者自らが健康状態や熱中症リスクを把握できる環境を整備することで、熱中症予防の取組強化を図ります。



音声コード
掲載予定

方針（２）　災害時対応の周知・啓発と体制強化に向けた取組の推進

災害時における避難行動要支援者の計画作成の推進とともに、福祉避難所の体制強化や支援関係者の連携強化を図る取組を進めます。

取組１　災害時対応の周知・啓発の推進

高齢者に向け、いきいきプラザ等を活用して、災害時における避難場所等とともに、在宅での備えの啓発を積極的に行います。また、風水害等への備えなどの周知・啓発の充実を図るとともに、支援者となる事業者等との情報共有や支援等を推進します。災害時において、MCI や認知症のある人など、支援を必要とする人に適切に対応できるよう、救急医療情報キットなど必要な備えについて幅広く周知・啓発を進めます。

取組２　福祉避難所の体制強化

在宅や区民避難所での避難が困難な高齢者が、安心して避難生活を送ることができるよう、２０か所の高齢者福祉避難所において開設・運営訓練やマニュアルの検証を継続的に実施します。また、関係機関や協定事業者との連携を強化するとともに、受入体制や備蓄の充実を図り、高齢者に配慮した円滑な避難支援につなげます。災害や感染症の拡大等の緊急時に備え、区が高齢者福祉施設の運営に必要な物品を福祉避難所に備蓄し、必要に応じて各施設へ迅速に供給できる体制を整備します。

取組３　避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者への戸別訪問やパンフレットを活用し、個別避難計画の作成、自宅の安全対策、備蓄、在宅避難など災害への備えに関する周知・啓発を推進します。また、システムを活用した安否確認や個別避難計画の作成・更新を進めるとともに、支援関係者との連携強化を図り、地域における支援体制の強化に取り組みます。

音声コード
掲載予定

方針（３）　介護保険制度の安定的な運用のための着実な基盤等の整備

今後も介護ニーズの増加が見込まれる中、必要とされる介護保険サービスを効率的かつ効果的に提供するため、介護情報のＤＸ化を進めるとともに、介護給付の適正化を進めます。

取組１　介護情報基盤の整備

医療・介護間の連携を強化し、多様な主体が高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムを深化・推進するため、区民・区・介護事業所・医療機関等の間でやりとりをしている介護保険被保険者証、要介護（要支援）認定情報やケアプラン情報等の介護情報をＤＸ化して共有することで業務を効率化する「介護情報基盤」を整備します。また、これにより介護認定にかかる期間の短縮を図ります。

取組２　介護給付の適正化

国の指針に基づき、「要介護（要支援）認定の適正化」、「ケアプラン点検及び住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の主要３事業をとおして、持続可能な介護保険制度として効果的かつ効率的に運用するため、介護給付の適正化を図ります。

取組３　運営指導の実施

介護サービス事業所が適正なサービスを継続的に提供できるよう指導・支援を行うとともに、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬請求に関する周知徹底を図り、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を推進します。

音声コード
掲載予定

方針（４） 地域包括ケアの深化のための多職種・多機関連携の推進

港区らしい地域包括ケアを推進するとともに、更に深化させ、多職種・多機関が連携した取組を推進します。

取組1 地域ケア会議を活用した地域課題への対応力強化

各生活圏域の地域課題を踏まえ、地域ケア会議を通じて多職種・多機関が課題を共有し、地域資源の活用や必要な取組の検討を進めるとともに、施策の充実につなげることで、地域課題への対応力強化を図ります。

取組2 自立支援、介護予防等による重度化防止

高齢者が住み慣れた地域で健康的に自立した生活を継続できるよう、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を推進します。低栄養のリスクが高い高齢者に対しては、低栄養予防のための個別支援を行うハイリスクアプローチを実施します。また、広く高齢者に対しては、低栄養予防及び生活習慣病予防に関する運動指導や栄養講話を行うポピュレーションアプローチを実施し、健康寿命の延伸やフレイル予防、重度化防止を図ります。

取組3 在宅医療と介護の連携の推進

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の充実に向け、医療と介護の連携及び情報共有を推進するとともに、高齢者相談センターを中心とした相談支援体制を強化し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく在宅療養を選択できる環境づくりを推進します。

取組4 高齢者の安定的な住まいの確保

介護保険施設や有料老人ホームの入所、民間賃貸住宅の紹介や入居費用の一部助成に関する情報発信の充実を図るとともに、住宅改修やバリアフリー化への支援を推進するなど、高齢者の住まいの確保を支援します。また、入居後の見守り体制を充実することで、安全で安心な居住環境づくりを推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住宅政策と連携しながら居住支援を推進します。

音声コード
掲載予定

柱4 自分らしく暮らせる地域をつくります

方針（１） 本人の参画による意思決定の仕組みと社会参加の促進

認知症のある人が自らの意思や希望を表明し、その思いが尊重されるとともに、社会参加や地域で活躍する機会を持ちながら、自分らしく暮らせる地域をめざします。

取組1 本人・家族の意見を施策に反映する仕組みづくり

おれんじひろば（本人ミーティング）等を通じて、認知症のある人やその家族の思いや希望を把握するとともに、自らの考えを表明できる機会の充実を図ります。また、本人や家族の声を施策や支援の改善につなげることで、施策に反映する仕組みを構築します。

取組2 本人の意思決定を支える取組の推進

認知症のある人が自ら意思を形成し、その意思に基づいて生活できるよう、多職種が連携した意思決定支援を推進します。また、認知症になってからも本人の意思や希望が尊重されるよう、関係機関への理解促進や連携強化を進め、本人の意思決定を支える取組を推進します。

取組3 社会参加と活躍の機会の充実

認知症のある人やその家族が、みんなとオレンジカフェ等の交流の場や地域活動に参加できる環境づくりを進めます。また、認知症のある人が希望や強みを生かして地域の中で役割を発揮できる機会を創出し、社会参加と活躍の機会の充実を図ります。

取組4 チームオレンジ活動の推進

認知症サポーターと認知症のある人、その家族が仲間としてつながり、お互いに支え合うチームオレンジの活動を支援します。また、認知症のある人が希望や強みを生かして地域活動や普及・啓発活動等に主体的に参加し、地域で役割を持てる環境を整えることで、チームオレンジ活動を推進します。

音声コード
掲載予定

自分らしく暮らせる地域をつくります。

認知症になっても希望を持って自分らしく暮らせる港区へ

1 本人主体の意思決定と社会参加の促進

本人の意思や希望を尊重し、社会参加や活躍の機会をつくります。



本人が希望を持って暮らせるまちに



本人の意思を尊重し地域全体で支えます

2 希望をもって自分らしく暮らせる地域づくりの推進

新しい認知症観の普及や認知症の理解を広げ見守りや支え合いができる地域をつくります。



3 安心して暮らせる切れ目のない相談支援体制の構築

気になることがあれば、すぐに相談でき、医療や介護、福祉など必要な支援につなげます。



4 早期発見・早期対応の仕組みの構築と周知・啓発の充実

認知症の早期発見・早期対応を進めるとともに、認知症への備えに取り組める環境づくりを推進します。



福祉機関 / 介護事業所 / 地域住民・町会 / **地域全体で支えるネットワーク** / 学校 / 企業・商店 / 医療機関 / 行政

目指す姿

認知症になっても、本人・家族・地域がつながり、必要な支援を受けながら
希望を持って自分らしく暮らせる港区の実現

音声コード
掲載予定

方針（２）　希望を持って自分らしく暮らすことのできる地域づくりの推進

認知症への理解促進と「新しい認知症観」の普及を図るとともに、地域住民や関係機関、企業等が連携し、認知症のある人やその家族を地域全体で支え、希望を持って暮らせる地域づくりを推進します。

取組１　新しい認知症観の普及

認知症に対する誤解や偏見の解消に努め、誰もが認知症を自分ごととして捉えられるよう、認知症のある人による講演会や認知症ガイドブックの配布等を実施します。また、認知症月間における集中的な普及・啓発をはじめ、全世代を対象に「新しい認知症観」の理解を広げることで、認知症の有無にかかわらず誰もが地域の一員として尊重される意識を育み、新しい認知症観の普及を図ります。

取組２　全世代への理解促進

子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に認知症サポーター養成講座等を実施し、認知症への理解を深めるとともに、チームオレンジなど地域の支え手となる人材の育成を推進します。また、認知症のある人を地域で見守り、支え合う意識を醸成することで、全世代への理解促進を図ります。

取組３　地域で支え合うネットワークの充実

高齢者相談センターや認知症サポートステーションをはじめとする関係機関、地域住民、企業等との連携を強化し、認知症のある人やその家族を地域全体で見守る体制づくりを進め、地域で支え合うネットワークの充実を図ります。

取組４　（仮称）認知症フレンドリー宣言の策定と宣言に基づく取組

認知症のある人やその家族、有識者、関係団体等との対話を重ねながら、「（仮称）認知症フレンドリー宣言」を策定・発信します。また、宣言の理念を踏まえ、認知症のある人の視点を尊重した施策を推進するとともに、認知症の有無にかかわらず誰もが地域で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、宣言に基づく取組を推進します。

音声コード
掲載予定

方針（３） 安心して暮らせる切れ目のない相談支援体制の構築

認知症のある人やその家族が、必要なときに適切な相談や支援につながり、認知症の進行段階に応じた切れ目のない支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築します。

取組 1 相談支援体制の充実

認知症のある人やその家族が、必要なときに適切な相談や支援を受けられるよう、認知症支援コーディネーターや高齢者相談センターを中心に、相談窓口の周知と相談機能の強化に取り組みます。また、多様化・複雑化する相談ニーズに対応できるよう関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

取組 2 認知症初期集中支援の推進

認知症が疑われる人や医療・介護サービスにつながっていない人に対し、認知症疾患医療センターや高齢者相談センターと連携し、認知症初期集中支援事業を活用した支援を行います。また、相談から受診、医療・介護サービスの利用まで切れ目のない支援を行うことで、認知症初期集中支援の推進を図ります。

取組 3 認知症のある人と家族を支える環境の充実

認知症のある人を介護する家族の不安や負担を軽減できるよう、介護者同士が経験や悩みを共有できる取組の充実を図ります。また、認知症支援者向け講座等を通じて地域の支援力の向上を図るとともに、家族が孤立することなく安心して介護を続けられるよう支援し、認知症のある人と家族を支える環境の充実を図ります。

取組 4 医療・介護・福祉の連携推進

認知症のある人やその家族が、認知症の進行段階にかかわらず適切な支援を受けられるよう、オレンジドクターや認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関との多職種連携を強化し、切れ目のない支援につなげることで、医療・介護・福祉の連携推進を図ります。

音声コード
掲載予定

方針（４） 早期発見・早期対応の仕組みの構築と周知・啓発の充実

MCI や認知症の早期発見・早期対応を推進するとともに、状態に応じた継続的な支援につながる仕組みを構築し、認知症への備えや予防に取り組める環境づくりを進めます。

取組1 MCI・認知症の早期発見の推進

認知機能測定事業や認知症セルフチェックシート健診等を実施し、軽度認知障害（MCI）や認知症の早期発見に取り組みます。また、MCI の段階での気づきから相談や受診、適切な支援につなげる体制を整備することで、MCI・認知症の早期発見を推進します。

取組2 早期対応と継続支援の仕組みの構築

MCI や認知症の早期発見後、認知症支援コーディネーターを中心に、本人や家族の状況を継続的に把握しながら、状態の変化に応じた適切な支援を行います。また、認知症の進行段階に応じて必要な支援につなげることで、早期対応と継続支援の仕組みを構築します。

取組3 認知症への備えと行動変容の促進

働く世代を含む幅広い世代を対象に、認知症への備えの重要性や難聴をはじめとする認知症の危険因子について普及・啓発を行うとともに、デュアルタスク運動等の科学的根拠に基づく取組を推進します。また、将来を見据えて自らの認知機能の維持に取り組む意識の醸成を図り、認知症への備えと行動変容の促進を図ります。

取組4 若年性認知症への理解促進と相談支援の充実

若年性認知症のある人やその家族が、地域で安心して生活できるよう、若年性認知症に関する普及・啓発に取り組むとともに、東京都若年性認知症総合支援センターと連携しながら、本人や家族の状況に応じた相談支援を進め、若年性認知症への理解促進と相談支援の充実を図ります。

音声コード
掲載予定

自分らしく暮らせる地域をつくります（港区認知症施策推進計画）

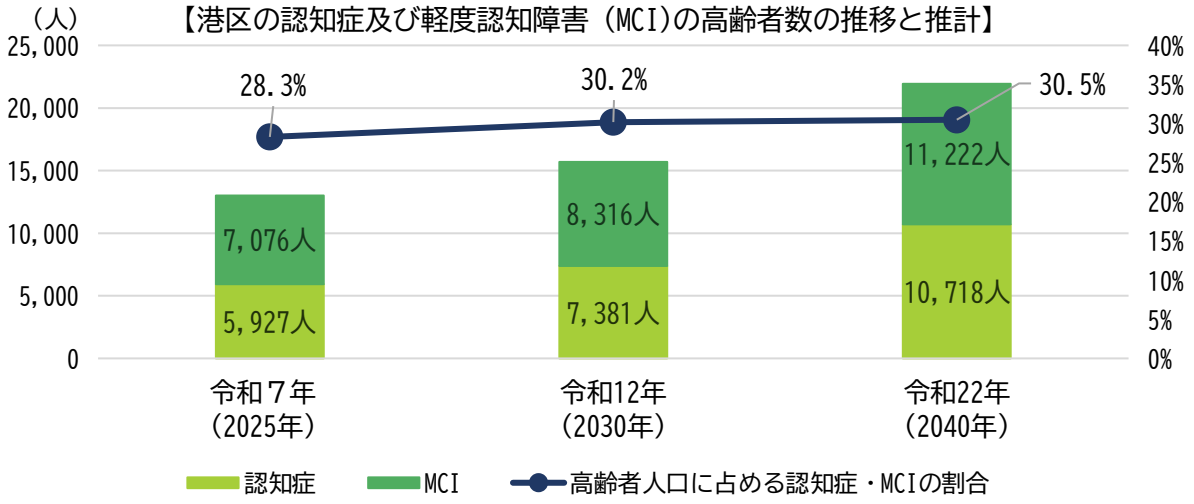
認知症のある人を地域全体で支える取組を推進するため、共生社会の実現に向け、自分らしく暮らせる地域づくりの施策を推進します。

（１）計画の趣旨

令和６（2024）年１月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」といいます。）が施行され、国及び東京都では、認知症のある人を含めた一人ひとりが地域社会の一員として共に暮らす「共生社会」の実現に向けた計画が策定されました。認知症は誰もがなり得るものであり、身近な課題となっています。港区においても、こうした国及び東京都の動向を踏まえ、認知症基本法に定める基本的施策との整合を図りながら、港区認知症施策推進計画を策定します。

（２）認知症のある人を取り巻く環境

港区では、高齢化の進展に伴い、認知症及び軽度認知障害（MCI）のある人の増加が見込まれています。認知症及び MCI のある高齢者数は、令和 7（2025）年の 13,003 人から、令和 22（2040）年には 21,940 人に増加すると推計しています。このため、認知症のある人とその家族を地域全体で支える取組をさらに充実させる必要があります。



出典：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和５年度老人保健事業推進費等補助金　九州大学　二宮利治教授）の有病率と「港区人口将来予測　令和７年（2025 年）度改訂版」を基に港区が作成

※令和７(2025)年度は実績値、令和 12(2030)年度以降は推計値を用いて算出

（対象年次の基準日は各年１月１日）

音声コード
掲載予定

（3）新しい認知症観

認知症基本法では、「新しい認知症観」について理解を深めることの重要性が示されています。

「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりにできることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で人とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。港区では、この「新しい認知症観」に基づき、区民の理解を深める取組を推進します。

これまでの認知症の見方	➡	新しい認知症観
何もできなくなる	➡	できること・やりたいことがある
支援される人	➡	地域の一員として活動できる人
支援を受ける人	➡	地域の一員として役割を持つ人
家族だけで支える	➡	地域全体で支える

（4）これまでの取組

理解促進	早期発見・早期対応	相談・家族支援	地域づくり
認知症普及・啓発	認知機能測定	高齢者相談センター等	認知症カフェ
認知症サポーター養成	セルフチェック健診	介護者支援・交流	見守り・支える体制

港区ではこれまで、国及び東京都の方針を踏まえ、認知症への理解促進、早期発見・早期対応、相談支援、家族支援、地域づくりなどの認知症施策を推進してきました。

（5）今後さらに充実が必要な取組

令和７年度港区保健福祉基礎調査では、認知症になっても、支援を受けながら住み慣れた地域で暮らすことができると考える人がいる一方で、周囲への迷惑や日常生活の継続に不安を感じる人も多く、区の認知症施策を知らない人が多いことが分かりました。

認知症のある人及びその家族等へのヒアリングでは、相談先や受診先の分かりにくさ、診断前後の不安、本人の意思確認、家族の介護負担、地域での孤立、社会参加や交流機会の不足等が課題として挙げられました。

また、医師会、歯科医師会及び薬剤師会からは、早期発見・早期相談・受診、診断後支援及び関係機関の連携を強化する必要性が示されました。

これらの課題を踏まえ、本人の意思や希望を重視した施策の推進、地域での理解と支え合いの促進、相談・診断後支援の連続性の確保、早期の気づきから継続支援までの仕組みの充実を、今後の施策の方向性とします。

音声コード
掲載予定

（６）計画の特徴

これまでの取組を土台に、本人主体・地域共生へ広げます

これまで		これから
認知症を知ってもらう	➡	**本人の声を聴き、施策に生かす**
早く気づく	➡	**相談、受診、診断後支援までつなぐ**
家族を支える	➡	**本人・家族・地域全体で支える**
介護・医療中心	➡	**医療・介護・福祉・地域・行政が連携する**

（７）４つの基本方針

方針１　本人の参画による意思決定の仕組みと社会参加の促進

【具体的な取組】

本人･家族の意見を施策に反映する仕組みを整えるとともに、本人の意思決定を支え、社会参加と活躍の機会の充実やチームオレンジの活動を推進します。

方針２　希望を持って自分らしく暮らすことのできる地域づくりの推進

【具体的な取組】

「新しい認知症観」の普及、全世代への理解促進、地域で支え合うネットワークの充実を図るとともに、認知症のある人やその家族等の声を反映した「(仮称)認知症フレンドリー宣言」を策定･発信し、認知症の有無にかかわらず共に暮らせる地域づくりを進めます。

方針３　安心して暮らせる切れ目のない相談支援体制の構築

【具体的な取組】

総合的な相談支援、認知症初期集中支援、認知症のある人と家族への支援、多職種連携を進め、相談から受診、診断後の生活支援まで切れ目のない支援体制を構築します。

方針４　早期発見・早期対応の仕組みの構築と周知・啓発の充実

【具体的な取組】

MCI や認知症の早期発見から早期対応、継続支援につながる仕組みを整備するとともに、働く世代を含む幅広い世代への普及･啓発を進め、認知症への備えと行動変容を促進します。また、若年性認知症のある人やその家族への相談支援の充実を図ります。

これらの４つの基本方針のもと、本人主体の取組、地域づくり、相談支援及び早期発見・早期対応に関する施策を総合的に推進します。

音声コード
掲載予定

（８）国の基本的施策との関係

区の基本方針	認知症基本法の基本的施策
方針1	③社会参加の機会の確保等／④意思決定の支援及び権利利益の保護
方針2	①国民の理解の増進等／②生活におけるバリアフリー化の推進
方針3	⑤保健医療・福祉サービスの提供体制の整備等／⑥相談体制の整備等
方針4	①国民の理解の増進等／⑧認知症の予防等

※　区の基本方針は、国の基本的施策を横断して具体化するものです。
※　国の基本的施策である⑦研究等の推進等は、国を中心に推進される施策であるため、本計画では対応する方針を設定していません。

（９）計画でめざす姿

認知症のある人の意思が尊重され、本人や家族をはじめ、医療・介護・福祉関係者、地域団体、企業、学校、行政などが連携し、必要なときに切れ目なく支援を受けながら、認知症とともに希望を持って自分らしく暮らせる地域社会の実現をめざします。

※用語の補足：

ＭＣＩ（軽度認知障害）
認知症ではないものの、認知機能の低下がみられる状態をいいます。

本人主体
本人の考えや希望を大切にすること。

意思決定支援
本人が自ら選び、決めることができるよう支えること。

診断後支援
診断後も本人や家族が孤立しないよう、相談先や必要な支援につなげること。

権利擁護
本人の意思、尊厳及び生活上の権利を守ること。

地域資源
高齢者相談センター、医療・介護・福祉サービス、認知症カフェ、見守り活動など、地域で本人や家族を支える仕組みや場所のこと。

音声コード
掲載予定

介護保険制度の持続可能性の確保（港区介護保険事業計画）

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき３年に１回、介護保険の保険者である区市町村が介護サービス及び地域支援事業の見込み量や、その確保方策、介護予防・重度化防止等の施策について定めるもので、港区では港区地域保健福祉計画に含めて策定しています。（施策については、50～73 ページを参照。）

この項目では、人口推計・要介護（要支援）認定者数の推計に基づき、介護給付費、地域支援事業費等、３年間に必要な経費を推計し、推計により予測される介護給付費等の経費を賄うため、第１号被保険者が負担する介護保険料の算定結果を掲載しています。

介護保険料を試算した後、要介護認定率を低減させる効果がある介護予防等の関連施策を反映するなどにより再算定を行って、より精緻な数値を盛り込み、介護保険事業計画として策定します。

【第１０期介護保険事業計画の特徴】

国は、介護保険事業計画の基本指針に基づき、各自治体に対し高齢者人口が大幅に増加すると見込まれる 2040（令和 22）年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保について、重点的に記載するよう求めています。

区では、これを受け本計画において 2040（令和 22）年の高齢者人口、要介護（要支援）認定者数、介護給付費の推計を行い、必要と見込まれるサービス量や経費を示します。

音声コード
掲載予定

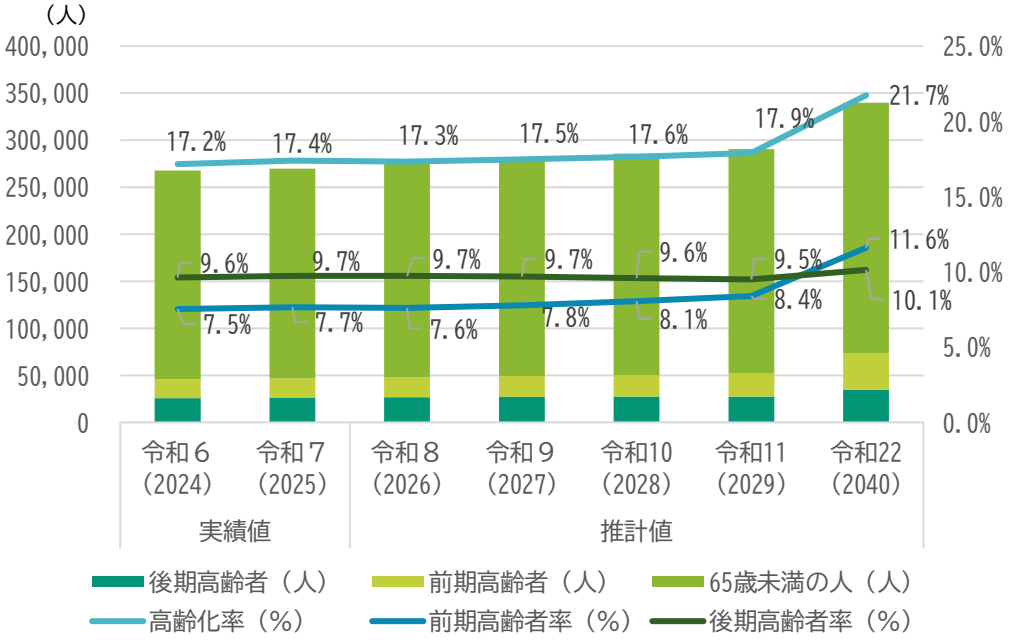
調整中

（１）港区の高齢者の現状

①　高齢者数の推移と推計

港区の人口は、令和９（2027）年１月１日現在 276,716 人です。そのうち、65 歳以上の高齢者は 47,961 人、高齢化率は 17.3%です。第 10 期計画期間が終了する令和 12（2030）年には、港区の高齢者は 51,978 人、高齢化率は 17.9%となる見込みです。

【港区の高齢者数の推移と推計】



各年度１月１日現在

区分	実績値		推計値				
	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度	令和 22（2040）年度
総人口（人）	267,780	269,877	276,716	281,190	285,751	290,436	339,837
前期高齢者数（人）	20,173	20,654	21,045	21,880	23,008	24,389	39,438
後期高齢者数（人）	25,773	26,274	26,916	27,249	27,395	27,589	34,424
高齢化率（%）	17.2%	17.4%	17.3%	17.5%	17.6%	17.9%	21.7%
前期高齢者率（%）	7.5%	7.7%	7.6%	7.8%	8.1%	8.4%	11.6%
後期高齢者率（%）	9.6%	9.7%	9.7%	9.7%	9.6%	9.5%	10.1%

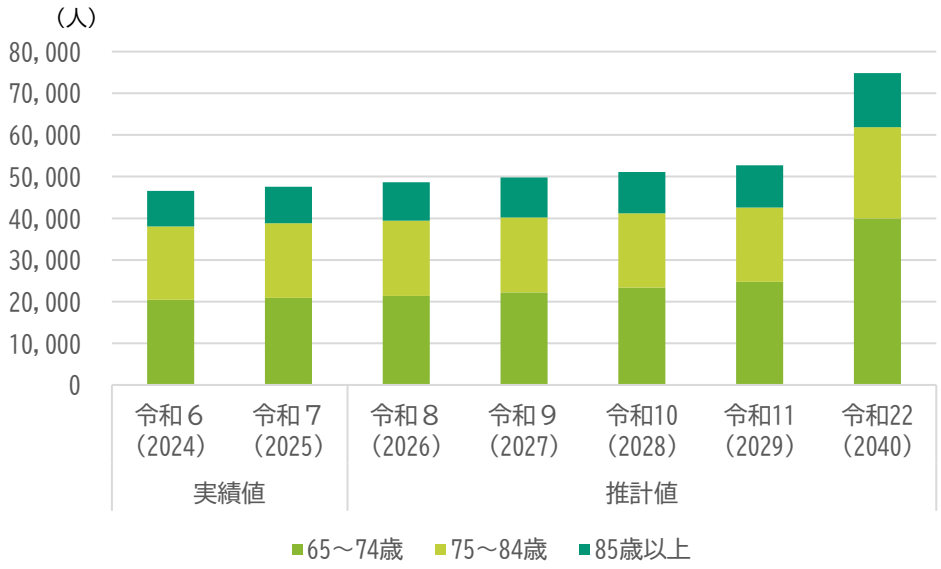
音声コード
掲載予定

調整中

②　被保険者数と要介護（要支援）認定者数の推移と推計

港区の第１号被保険者（65　歳以上の人）は年々増加しており、令和９（2027）年１月現在 48,639 人です。令和 12（2030）年１月には 52,716 人になり、その後も増加することが見込まれています。

【港区の第１号被保険者数の推移と推計】



各年度１月１日現在　単位：人

区分	実績値		推計値				
	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度	令和 22（2040）年度
第１号被保険者	46,561	47,563	48,639	49,827	51,121	52,716	74,820
65～74 歳	20,445	20,938	21,338	22,188	23,336	24,740	39,954
75～84 歳	17,623	17,851	18,074	18,033	17,836	17,823	21,900
85 歳以上	8,493	8,774	9,227	9,606	9,949	10,153	12,966
第２号被保険者	105,653	106,513	108,613	109,704	110,504	111,061	113,944

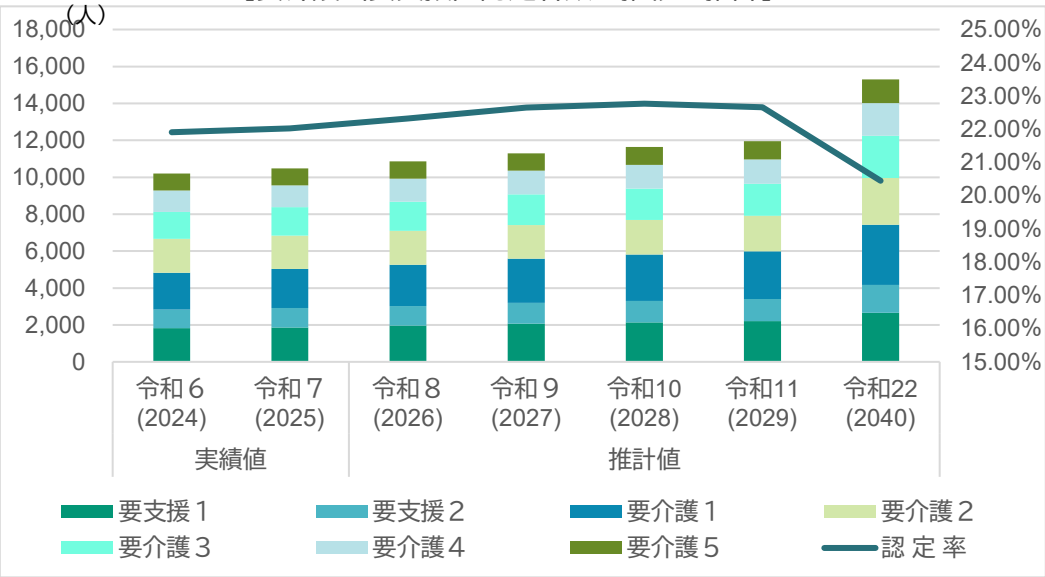
音声コード
掲載予定

調整中

港区の要介護（要支援）認定者は年々増加しており、令和９（2027）年１月現在 10,859 人です。令和 12（2030）年１月には 11,946 人まで増加する見込みです。

要介護認定率は、22.66%となる見込みです。

【要介護（要支援）認定者数の推移と推計】



各年度１月１日現在

区分	実績値		推計値				
	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度	令和 22(2040)年度
総　　数（人）	10,200	10,474	10,859	11,288	11,640	11,946	15,300
要支援１（人）	1,818	1,858	1,960	2,061	2,134	2,203	2,649
要支援２（人）	1,019	1,052	1,063	1,127	1,169	1,207	1,512
要介護１（人）	1,983	2,126	2,237	2,406	2,505	2,573	3,268
要介護２（人）	1,851	1,804	1,832	1,814	1,873	1,930	2,525
要介護３（人）	1,455	1,535	1,584	1,659	1,697	1,732	2,288
要介護４（人）	1,156	1,183	1,243	1,281	1,297	1,315	1,765
要介護５（人）	918	916	940	940	965	986	1,293
認 定 率（%）	21.91%	22.02%	22.33%	22.65%	22.77%	22.66%	20.45%

音声コード
掲載予定

（２）日常生活圏域の設定

①　日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、必要な人に必要なサービスが届くよう、相談体制の整備や介護サービスの整備計画を立てる上で、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案し、設定する地域区分のことです。

区では、区民にとって身近な窓口である各地区総合支所の所管区域を日常生活圏域として設定しています。

【港区の日常生活圏域】

日常生活圏域	町名
芝	芝、海岸１、東新橋、新橋、西新橋、三田１～３、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕
麻布	東麻布、麻布台、麻布狸穴町、麻布永坂町、麻布十番、南麻布、元麻布、西麻布、六本木
赤坂	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪	三田４・５、高輪、白金、白金台
芝浦港南	芝浦、海岸２・３、港南、台場



音声コード
掲載予定

調整中

②　各圏域別の状況

日常生活圏域別の全人口・高齢者人口・後期高齢者人口・要介護（要支援）認定者数（推計）

各年度１月１日現在　単位：人

圏域	項目	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度	令和 22（2040）年度
芝	全人口（人）	45,941	46,744	47,544	56,372
	高齢者人口（人）	7,802	7,924	8,099	10,474
	後期高齢者人口（人）	4,371	4,355	4,313	5,016
	要介護（要支援）認定者数（人）	1,792	1,830	1,861	2,176
麻布	全人口（人）	63,797	65,002	66,277	79,243
	高齢者人口（人）	10,725	11,063	11,466	16,833
	後期高齢者人口（人）	5,946	5,983	6,051	7,748
	要介護（要支援）認定者数（人）	2,467	2,557	2,638	3,489
赤坂	全人口（人）	39,727	40,200	40,633	45,974
	高齢者人口（人）	8,244	8,347	8,498	10,762
	後期高齢者人口（人）	4,622	4,626	4,630	5,373
	要介護（要支援）認定者数（人）	1,888	1,921	1,947	2,227
高輪	全人口（人）	68,351	69,374	70,431	81,010
	高齢者人口（人）	13,362	13,634	14,029	19,580
	後期高齢者人口（人）	7,558	7,588	7,650	9,438
	要介護（要支援）認定者数（人）	3,062	3,142	3,217	4,049
芝浦港南	全人口（人）	63,374	64,431	65,551	77,238
	高齢者人口（人）	8,996	9,435	9,886	16,213
	後期高齢者人口（人）	4,752	4,843	4,945	6,849
	要介護（要支援）認定者数（人）	2,079	2,190	2,283	3,359
港区全体	全人口（人）	281,190	285,751	290,436	339,837
	高齢者人口（人）	49,129	50,403	51,978	73,862
	後期高齢者人口（人）	27,249	27,395	27,589	34,424
	要介護（要支援）認定者数（人）	11,288	11,640	11,946	15,300

音声コード
掲載予定

調整中

（３）介護保険事業費の見込み

①　総給付費の見込み

令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの標準給付費は、約 582 億円となる見込みです。これに地域支援事業費を加えた介護保険事業の総給付費は、約 616 億円となる見込みです。

介護保険事業費の見込みは、介護保険事業費の実績と、要介護・要支援者数やサービス利用者数などの推移をもとに推計しました。

【各数値の説明】
給付費　　１人１か月当たりの費用（自己負担額除く。）の１年分の総額です。
回　数　　１人１か月当たりの利用回数を１回と数えた場合の１年分の合計値です。
人　数　　１か月当たりの利用人数の１年分の合計値です。
日　数　　１人１か月当たりの利用日数の１年分の合計値です。

ア　介護給付費の見込み

単位：給付費（千円）、回数（回）、人数（人）、日数（日）

事業		令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度	第 10 期計	令和 22(2040）年度
居宅サービス						
訪問介護	給付費	2,105,435	2,369,588	2,436,190	6,911,213	3,173,969
	回数	583,658	656,885	675,348	1,915,891	879,871
訪問入浴介護	給付費	124,585	131,979	137,277	393,841	177,128
	回数	9,433	9,993	10,394	29,820	13,411
訪問看護	給付費	1,532,933	1,710,604	1,757,398	5,000,935	2,276,460
	回数	372,262	415,408	426,772	1,214,442	552,823
訪問リハビリテーション	給付費	127,744	128,371	129,275	385,390	167,731
	回数	42,829	43,039	43,342	129,210	56,235
居宅療養管理指導	給付費	604,093	622,386	635,801	1,862,280	825,371
	人数	42,581	43,870	44,816	131,267	58,178
通所介護	給付費	1,282,770	1,321,551	1,327,375	3,931,696	1,723,872
	人数	157,420	162,179	162,894	482,493	211,552
通所リハビリテーション	給付費	243,207	246,895	249,523	739,625	320,006
	人数	30,396	30,857	31,185	92,438	39,994
短期入所生活介護	給付費	318,936	320,270	326,245	965,451	422,839
	日数	32,837	32,974	33,589	99,400	43,534

音声コード
掲載予定

調整中

単位：給付費（千円）、回数（回）、人数（人）、日数（日）

事業		令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度	第 10 期計	令和 22(2040)年度
居宅サービス						
短期入所療養介護	給付費	38,756	38,882	40,493	118,131	51,941
	日数	3,160	3,170	3,301	9,631	4,234
特定施設入居者生活介護	給付費	3,657,618	3,852,223	3,991,073	11,500,914	5,244,865
	人数	17,493	18,424	19,088	55,005	25,084
福祉用具貸与	給付費	580,137	594,185	611,059	1,785,381	793,938
	人数	38,310	39,238	40,352	117,900	52,429
特定福祉用具購入	給付費	29,831	30,478	30,866	91,175	40,100
	人数	808	826	837	2,471	1,087
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	57,006	57,006	60,270	174,282	76,123
	人数	301	301	318	920	402
夜間対応型訪問介護	給付費	7,613	7,613	8,521	23,747	10,234
	人数	343	343	384	1,070	461
認知症対応型通所介護	給付費	64,698	65,709	67,656	198,063	87,322
	回数	5,294	5,377	5,536	16,207	7,145
小規模多機能型居宅介護	給付費	413,825	427,988	433,364	1,275,177	537,841
	人数	1,944	2,011	2,036	5,991	2,527
認知症対応型共同生活介護	給付費	524,438	542,884	561,331	1,628,653	738,927
	人数	1,878	1,944	2,010	5,832	2,646
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	207,132	207,132	207,132	621,396	334,226
	人数	796	796	796	2,388	1,284
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	10,169	12,644	12,644	35,457	26,172
	人数	49	61	61	171	126
地域密着型通所介護	給付費	318,675	323,648	328,600	970,923	427,402
	回数	41,464	42,111	42,755	126,330	55,610
住宅改修	給付費	22,651	22,651	23,426	68,728	29,530
	人数	336	336	347	1,019	437
居宅介護支援	給付費	866,881	881,624	968,413	2,716,918	1,255,440
	人数	53,201	54,106	59,432	166,739	77,047

音声コード
掲載予定

調整中

単位：給付費（千円）、人数（人）

事業		令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度	第 10 期計	令和 22(2040)年度
施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費	3,101,079	3,246,010	3,405,581	9,752,670	4,551,129
	人数	10,749	11,251	11,804	33,804	15,775
介護老人保健施設	給付費	743,388	760,401	793,136	2,296,925	1,021,521
	人数	2,331	2,384	2,487	7,202	3,203
介護医療院	給付費	132,865	138,330	143,794	414,989	202,834
	人数	345	359	373	1,077	526
介護給付費合計	給付費	17,116,465	18,061,052	18,686,443	53,863,960	24,516,921

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

イ　予防給付費の見込み

単位：給付費（千円）、回数（回）、人数（人）、日数（日）

事業		令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度	第 10 期計	令和 22(2040)年度
居宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	117,678	125,491	131,892	375,061	163,285
	回数	31,065	33,127	34,817	99,009	43,104
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	14,598	14,654	15,100	44,352	18,352
	回数	5,566	5,587	5,757	16,910	6,997
介護予防居宅療養管理指導	給付費	31,664	33,341	34,875	99,880	42,768
	人数	2,596	2,733	2,859	8,188	3,506
介護予防通所リハビリテーション	給付費	31,665	32,483	34,120	98,268	41,741
	人数	968	993	1,043	3,004	1,276
介護予防短期入所生活介護	給付費	1,997	2,023	2,580	6,600	4,127
	日数	289	293	374	956	598
介護予防短期入所療養介護	給付費	57	57	57	171	170
	日数	6	6	6	18	18
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	129,616	137,610	143,114	410,340	176,567
	日数	1,662	1,765	1,836	5,263	2,265

音声コード
掲載予定

調整中

単位：千円

事業		令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度	第 10 期計	令和 22（2040）年度
居宅サービス						
介護予防福祉用具貸与	給付費	35,722	36,920	37,400	110,042	46,040
	人数	7,051	7,287	7,382	21,720	9,087
特定介護予防福祉用具購入	給付費	7,292	7,759	8,320	23,371	9,348
	人数	222	236	253	711	284
地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	7,674	9,209	10,072	26,955	11,607
	人数	129	155	170	454	196
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	1,240	1,240	1,240	3,720	2,479
	人数	9	9	9	27	18
介護予防住宅改修	給付費	10,527	10,527	10,527	31,581	13,518
	人数	142	142	142	426	182
介護予防支援	給付費	52,601	54,397	56,126	163,124	68,964
	人数	9,929	10,268	10,594	30,791	13,017
予防給付費合計	給付費	442,331	465,711	485,423	1,393,465	598,966

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

ウ　標準給付費の見込み

単位：千円

項目	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度	第 10 期計	令和 22（2040）年度
介護給付費・予防給付費合計（ア＋イ）	17,558,796	18,526,763	19,171,866	55,257,425	25,115,887
特定入所者介護サービス費等	225,848	232,891	239,014	697,753	306,120
高額介護サービス費等	707,380	729,439	748,615	2,185,434	958,799
審査支払手数料	21,032	21,688	22,258	64,978	28,507
標準給付費合計	18,513,057	19,510,781	20,181,753	58,205,591	26,409,313

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

音声コード
掲載予定

調整中

エ　地域支援事業費の見込み

単位：千円

事業		令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	第10期計	令和22(2040)年度
介護予防・日常生活支援総合事業						
訪問型サービス	給付費	155,084	159,271	163,571	477,927	204,934
通所型サービス	給付費	133,605	137,213	140,917	411,736	176,248
介護予防ケアマネジメント	給付費	47,707	49,428	51,029	148,164	73,896
高額介護予防サービス費等	給付費	1,912	1,964	2,017	5,893	3,098
審査支払手数料	給付費	1,369	1,406	1,444	4,219	2,218
一般介護予防事業	給付費	205,142	211,149	216,850	633,141	333,022
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業						
地域包括支援センターの運営		423,835	435,997	448,523	1,308,354	612,380
任意事業		16,958	18,000	18,921	53,880	34,685
包括的支援事業（社会保障充実分）						
生活支援体制整備事業		73,367	75,844	77,361	226,572	93,307
認知症初期集中支援事業		2,172	2,593	2,593	7,357	4,276
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業		140	157	175	471	180
地域ケア会議推進事業		432	432	432	1,296	432
小計		76,110	79,026	80,560	235,696	98,195
介護情報利活用事業		0	1,406	1,444	2,850	2,218
地域支援事業合計		1,112,367	1,149,026	1,180,954	3,442,347	1,603,919

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

オ　総給付費の見込み（ウ＋エ）

単位：千円

事業	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度	第10期計	令和22(2040)年度
総給付費	19,625,424	20,659,807	21,362,707	61,647,938	28,013,231

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

音声コード
掲載予定

②　介護サービスごとの事業量と給付費

調整中

居宅サービス（予防給付利用者と地域密着型サービス利用者を含む。）と施設サービスの利用割合を見ると、令和７（2025）年度で、全サービス利用者のうち、居宅サービス利用者は 87.4%、施設サービス利用者は 12.6%です。令和３（2021）年度の割合は、それぞれ 85.6%、14.4%です。

各年度３月 31 日現在、単位：人

事業	令和３(2021)年度	令和４(2022)年度	令和５(2023)年度	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度
予防給付利用者	813	824	822	837	899
居宅サービス利用者	5,021	5,217	5,337	5,507	5,634
地域密着型サービス利用者	563	660	665	631	706
施設サービス利用者	1,078	1,059	1,082	1,032	1,042
未利用者	2,092	2,005	2,143	2,268	2,229
要介護認定者数	9,567	9,765	10,049	10,275	10,510

表ア～エの令和６年度及び令和７年度の数値は実績値です。

ア　居宅サービス

単位：給付費（千円）、回数（回）

区分		第９期			第 10 期		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
訪問介護（ホームヘルプサービス）							
訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の住まいを訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、買い物、掃除等の家事などを行います。							
介護給付	給付費	2,021,835	2,041,918	2,031,665	2,105,435	2,369,588	2,436,190
	回数	567,842	566,050	563,208	583,658	656,885	675,348
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護							
自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の住まいを訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。							
介護給付	給付費	111,378	113,410	118,432	124,585	131,979	137,277
	回数	8,371	8,587	8,967	9,433	9,993	10,394
予防給付	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0	0

音声コード
掲載予定

調整中

単位：給付費（千円）、回数（回）、人数（人）

区分		第９期			第 10 期		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
訪問看護・介護予防訪問看護							
医師の指示に基づき、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の住まいを訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。							
介護給付	給付費	1,321,438	1,394,435	1,471,463	1,532,933	1,710,604	1,757,398
	回数	322,183	338,628	357,334	372,262	415,408	426,772
予防給付	給付費	77,010	86,803	105,559	117,678	125,491	131,892
	回数	20,703	22,915	27,866	31,065	33,127	34,817
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション							
医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が利用者の住まいを訪問し、利用者の心身機能の維持回復および日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。							
介護給付	給付費	126,213	123,229	120,678	127,744	128,371	129,275
	回数	42,374	41,315	40,460	42,829	43,039	43,342
予防給付	給付費	15,628	13,031	14,280	14,598	14,654	15,100
	回数	5,927	4,969	5,445	5,566	5,587	5,757
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導							
在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士が住まいを訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行います。							
介護給付	給付費	516,489	546,720	577,345	604,093	622,386	635,801
	人数	37,645	38,537	40,696	42,581	43,870	44,816
予防給付	給付費	27,348	28,993	29,749	31,664	33,341	34,875
	人数	2,361	2,377	2,439	2,596	2,733	2,859
通所介護（デイサービス）							
日中、老人デイサービスセンターなどに住まいから通所してきた利用者に対して、食事、入浴、排せつ等の介護その他の必要な日常生活上の世話や、生活機能訓練などを日帰りで提供します。							
介護給付	給付費	1,040,726	1,077,563	1,169,669	1,282,770	1,321,551	1,327,375
	回数	126,782	132,237	143,540	157,420	162,179	162,894
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）							
医師の指示に基づき、介護老人保健施設や診療所、病院などに住まいから通所してきた利用者に対して、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ります。							
介護給付	給付費	209,718	213,458	223,894	243,207	246,895	249,523
	回数	26,057	26,678	27,982	30,396	30,857	31,185
予防給付	給付費	31,336	30,244	32,317	31,665	32,483	34,120
	人数	973	925	988	968	993	1,043

音声コード
掲載予定

調整中

単位：給付費（千円）、人数（人）、日数（日）

		令和６ (2024)年度	令和７ (2025)年度	令和８ (2026)年度	令和９ (2027)年度	令和 10 (2028)年度	令和 11 (2029)年度
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）							
特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、排せつ等の介護その他の必要な日常生活上の世話や、機能訓練などを行います。							
介護給付	給付費	322,071	313,293	297,821	318,936	320,270	326,245
	日数	33,095	32,256	30,663	32,837	32,974	33,589
予防給付	給付費	1,354	968	1,539	1,997	2,023	2,580
	日数	185	140	223	289	293	374
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療系ショートステイ）							
介護老人保健施設や診療所、病院、介護医療院に短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士、介護職員等による、医療や看護、機能訓練（リハビリテーション）、介護その他の日常生活上の世話などを行います。							
介護給付	給付費	34,802	37,118	34,982	38,756	38,882	40,493
	日数	2,877	3,026	2,852	3,160	3,170	3,301
予防給付	給付費	110	29	0	57	57	57
	日数	9	3	0	6	6	6
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護							
介護保険制度による指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅といった特定施設において、入居している利用者に対し、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の必要な日常生活上の世話などを行います。							
介護給付	給付費	2,857,245	3,024,695	3,216,835	3,657,618	3,852,223	3,991,073
	人数	13,756	14,466	15,385	17,493	18,424	19,088
予防給付	給付費	101,241	112,292	112,536	129,616	137,610	143,114
	人数	1,329	1,440	1,443	1,662	1,765	1,836
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与							
利用者の日常生活における自立支援や、介護者の負担軽減を図るため、定められた範囲で福祉用具をレンタル（貸与）します。							
介護給付	給付費	535,822	554,710	565,909	580,137	594,185	611,059
	人数	35,885	36,630	37,370	38,310	39,238	40,352
予防給付	給付費	25,405	27,995	33,031	35,722	36,920	37,400
	人数	5,341	5,526	6,520	7,051	7,287	7,382
特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入							
「貸与になじまない」福祉用具を対象としており、事業所の福祉用具専門相談員が利用者の心身の状況、希望、環境等をふまえた、適切な特定福祉用具の選定の援助、取り付け、調整などを行います。							
介護給付	給付費	24,048	24,594	19,487	29,831	30,478	30,866
	人数	687	667	528	808	826	837
予防給付	給付費	3,990	4,214	4,566	7,292	7,759	8,320
	人数	128	128	139	222	236	253

音声コード
掲載予定

調整中

単位：給付費（千円）、人数（人）

区分		第９期			第 10 期		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
住宅改修・介護予防住宅改修							
在宅の利用者が、住み慣れた住まいで自立した生活が続けられるように、住宅の改修を行います。							
介護給付	給付費	15,303	14,927	18,181	22,651	22,651	23,426
	人数	196	222	270	336	336	347
予防給付	給付費	7,182	7,181	8,436	10,527	10,527	10,527
	人数	85	97	114	142	142	142
居宅介護支援・介護予防支援							
在宅で介護を必要とする方が、自立した生活を営むために、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、利用者の心身の状況や生活環境、利用者・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅（介護予防）サービス計画）を作成します。							
介護給付	給付費	799,554	816,632	841,055	866,881	881,624	968,413
	人数	49,630	50,117	51,616	53,201	54,106	59,432
予防給付	給付費	44,148	45,133	50,614	52,601	54,397	56,126
	人数	8,379	8,519	9,554	9,929	10,268	10,594

イ　施設サービス

単位：給付費（千円）、人数（人）

区分		第９期			第 10 期		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）							
寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で在宅での生活が難しい人のための施設です。介護老人福祉施設は、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれています。							
介護給付	給付費	2,825,080	2,850,418	3,014,083	3,101,079	3,246,010	3,405,581
	人数	9,872	9,880	10,447	10,749	11,251	11,804
介護老人保健施設（老人保健施設）							
入所者に対してリハビリテーションなどのサービスを提供し、心身機能の維持回復を図り、家庭（在宅）への復帰を目指す施設です。介護老人保健施設には、「基本型」に加え、在宅復帰の割合が高い「在宅強化型」などの形態があります。							
介護給付	給付費	868,244	743,827	731,036	743,388	760,401	793,136
	人数	2,794	2,332	2,292	2,331	2,384	2,487

音声コード
掲載予定

調整中

単位：給付費（千円）、人数（人）

区分		第９期			第 10 期		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
介護療養型医療施設（療養病床等）							
慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、看護職員等が手厚く配置された医療機関（施設）ですが、令和６（2024）年３月末で廃止となりました。							
介護給付	給付費	198	—	—	—	—	—
	人数	1	—	—	—	—	—
介護医療院							
長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ人や高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての介護機能とを兼ね備えた施設です。平成 29（2017）年の介護保険制度改正に伴い、廃止された介護療養型医療施設の移行先の一つとして、平成 30（2018）年４月に創設されました。							
介護給付	給付費	77,154	110,850	119,476	132,865	138,330	143,794
	人数	204	288	310	345	359	373

※介護療養型医療施設（療養病床等）は令和６年３月末で廃止となりました。

ウ　地域密着型サービス

単位：給付費（千円）、人数（人）、回数（回）

区分		第９期			第 10 期		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
日中･夜間を通じて 24 時間、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。							
介護給付	給付費	31,163	45,198	46,581	57,006	57,006	60,270
	人数	183	239	246	301	301	318
夜間対応型訪問介護							
夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。令和９（2027）年４月１日で廃止され、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に統合されます。							
介護給付	給付費	7,506	6,205	4,819	7,613	7,613	8,521
	人数	267	280	217	343	343	384

音声コード
掲載予定

調整中

区分		第９期			第 10 期		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護							
老人デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどにおいて、日中、通所してきた認知症の利用者に対して、食事、入浴、排せつ等の介護その他の必要な日常生活上の世話や、生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練などを行います。							
介護給付	給付費	56,907	55,246	60,276	64,698	65,709	67,656
	回数	4,677	4,520	4,932	5,294	5,377	5,536
予防給付	給付費	0	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護							
利用者のニーズ（必要性）や希望などに応じ、通いや訪問、宿泊のサービスを柔軟に組み合わせて、食事、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の世話や、機能訓練などを行います。							
介護給付	給付費	182,168	197,418	301,475	413,825	427,988	433,364
	人数	861	927	1,416	1,944	2,011	2,036
予防給付	給付費	2,651	4,430	4,636	7,674	9,209	10,072
	人数	48	75	78	129	155	170
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）							
認知症の利用者が共同で生活する住居において、介護職員等が、食事・入浴・排せつ等の介護その他の日常生活上の世話などを行います。							
介護給付	給付費	361,919	370,378	447,427	524,438	542,884	561,331
	人数	1,290	1,326	1,602	1,878	1,944	2,010
予防給付	給付費	0	0	1,742	1,240	1,240	1,240
	人数	0	0	12	9	9	9
地域密着型特定施設入居者生活介護							
介護保険制度による指定を受けた入居定員 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅といった地域密着型特定施設において、入居している利用者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、その他の必要な日常生活上の世話などを行います。							
介護給付	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0

音声コード
掲載予定

調整中

区分		第９期			第 10 期		
		令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護その他の必要な日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行います。							
介護給付	給付費	58,851	97,035	175,379	207,132	207,132	207,132
	人数	228	373	674	796	796	796
看護小規模多機能型居宅介護							
「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせて提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた住まいで安心して生活することができるように支援します。							
介護給付	給付費	21,099	17,542	6,708	10,169	12,644	12,644
	人数	89	83	32	49	61	61
地域密着型通所介護							
日中、定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通所してきた利用者に対して、食事、入浴、排せつ等の介護その他の必要な日常生活上の世話や、生活機能訓練などを日帰りで提供します。							
介護給付	給付費	252,333	241,175	282,400	318,675	323,648	328,600
	回数	32,996	31,380	36,744	41,464	42,111	42,755

エ　その他費用

単位：（千円）

区分	第９期			第 10 期		
	令和６(2024)年度	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和 10(2028)年度	令和 11(2029)年度
特定入所者介護サービス費等						
給付費	194,362	189,155	198,656	225,848	232,891	239,014
高額介護サービス費等						
給付費	608,371	629,439	642,216	707,380	729,439	748,615
審査支払手数料						
給付費	18,100	18,536	19,171	21,032	21,688	22,258

音声コード
掲載予定

（４）介護保険料の設定

①介護保険料の算定方法

第１号被保険者の介護保険料は、区市町村（保険者）ごとに定められ、保険料額は、介護保険事業計画期間（３年間）の介護保険事業費の見込額（総給付費）のうち、第１号被保険者の負担割合に応じて、以下のような式で算出します。

保険料基準額（ア）≒
３年間の保険料収納必要額（イ）÷ 予定収納率（ウ）÷補正被保険者数（エ）

＜算定式の説明＞

（ア）保険料基準額

所得段階の第５段階における月額のことです。
第９期の基準額は 6,400 円（年額 76,800 円）です。

（イ）保険料収納必要額

計画期間（３年間）において、第１号被保険者から保険料として徴収することが必要な額のことです。
※国・都・区などの負担金や交付金等は含まない額です。

（ウ）予定収納率

計画期間において保険料として賦課すべき額の総額に対して、実際に収納される保険料の見込額の割合のことです。
第 10 期介護保険事業計画策定においては、これまでと同様に、計画策定年の前年から過去３年間の平均値（98.4%）を予定保険料収納率として、介護保険料を算定します。

（エ）補正被保険者数

補正被保険者数とは、計画期間における各所得段階ごとの第１号被保険者数（見込み）に、それぞれの段階の保険料率を乗じて得た数を合計した値です。
これは、第１号被保険者の総数（見込み）を、基準額を納める第１号被保険者の人数に換算した値のことです。

②　介護保険の財源

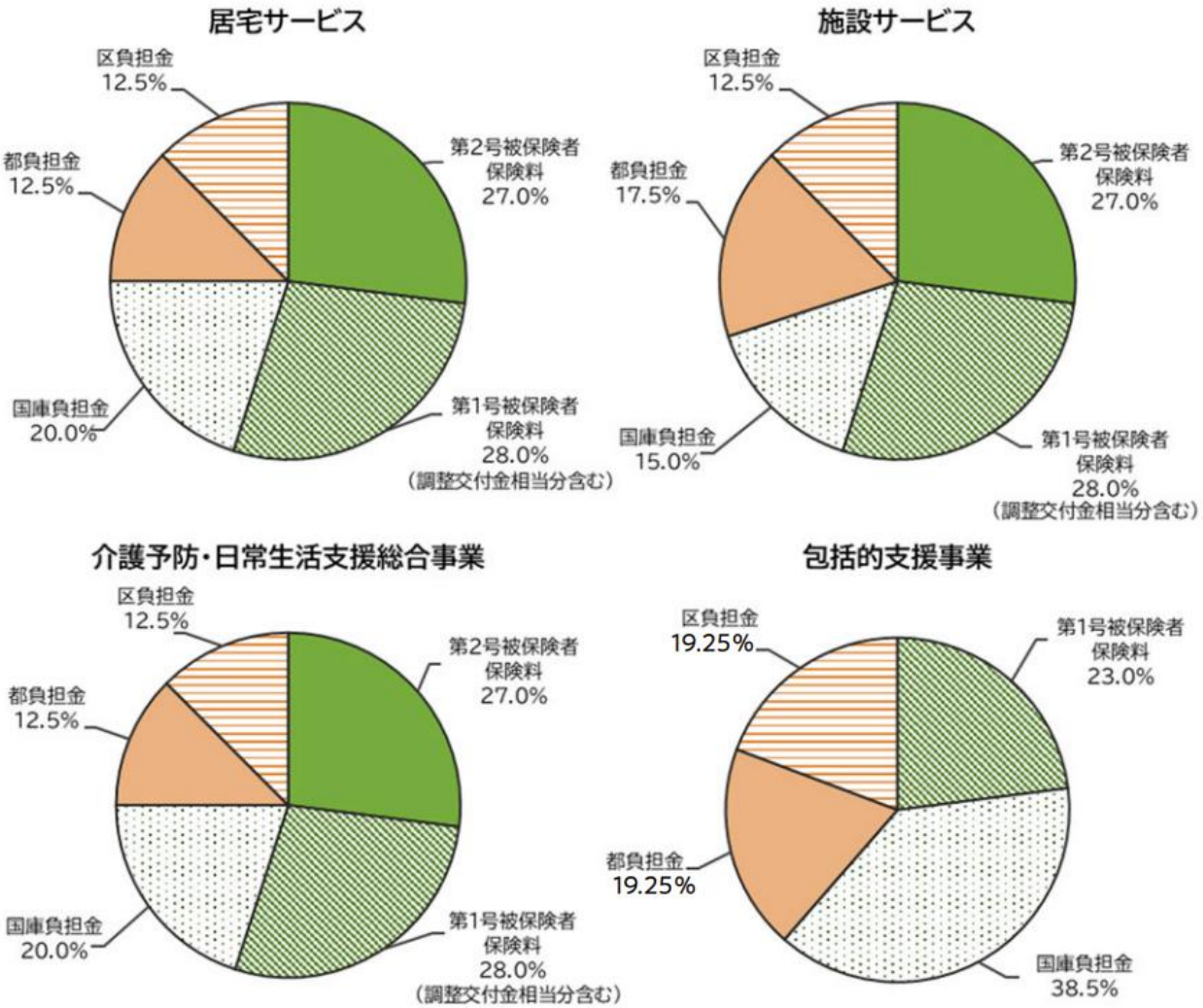
介護保険事業の総給付費は約 616 億円となる見込みです。
介護保険の財源は、「被保険者の利用料（１割から３割負担）」「65 歳以上の高齢者（第１号被保険者）の保険料」「40 歳から 64 歳までの人（第２号被保険者）の保険料」「公費（国、東京都、港区）」で分担して負担する仕組みとなっています。

音声コード
掲載予定

介護給付費の財源構成については、平成 30（2018）年度から、第１号被保険者の負担割合は 23%となっています。また、調整交付金については、保険者ごとの所得分布状況から引き続き不交付となることが想定されるため、第１号被保険者の負担割合が約 28%となる見込みです。

【第９期計画期間の介護保険財源の負担割合】

調整中



国は今回の制度改正で、所得の低い人の保険料上昇の抑制を図るため、国の標準的な所得段階を９段階から 13 段階としました。

これを受け、区は国と同様に所得の低い人（第１段階から第３段階）の保険料上昇の抑制を図るため、所得の高い人の所得区分（第 17 段階）を３つの段階に細分化して、所得段階を第８期計画の 17 段階から 19 段階としました。

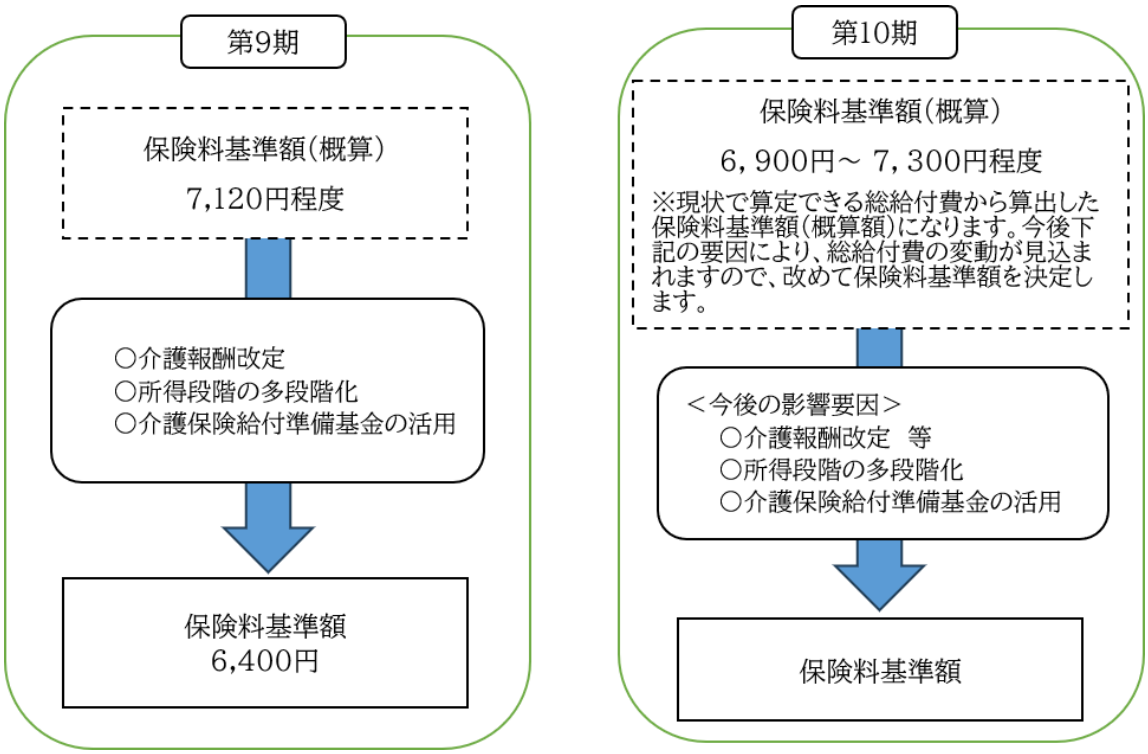
音声コード
掲載予定

③　介護保険料の基準額

令和９年度から令和 11 年度の第 10 期介護保険事業計画における介護保険事業の総給付費は、約 616 億円と見込まれています。これを、第９期と同様の所得段階（19 段階）と保険料率をもとに、第 10 期の予定収納率を用いて算出した第 1 号被保険者の保険料基準額は、月額 6,900 円～7,300 円程度（第５段階）となります。

今後、国から示される方針を踏まえ、報酬改定率等の係数などを加算したうえで、所得段階の多段階化や介護保険給付準備基金などの活用を含め検討します。

【参考】



④　第 10 期の介護保険料の所得段階

第 10 期介護保険事業計画に向け、国は第９期計画の方針を引継ぎ、高所得者への保険料率の見直しなどにより、低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の保険料率の引下げ）を図り、介護保険制度の持続可能性の検討を進めています。

区においても、国の方針を踏まえつつ、負担能力に応じた所得段階の細分化など、介護保険料の上昇を抑制し、適切な負担の在り方を検討しています。

音声コード
掲載予定

（５）2040 年を見据えたサービス提供体制の確保

【中長期的なサービス提供体制確保の推進】

全国レベルで高齢者人口が増加していく 2040 年（令和 22 年）に向けて、さらには人口増加が継続する見込みの港区においては 2050 年（令和 32 年）までも見据えつつ、介護保険制度が持続可能な制度として運用できるよう、介護を必要とする人のニーズを捉え、適切なサービス種別や提供方法を見定める介護マネジメントの確立、介護サービスを提供する事業者の確保、医療や地域資源との連携体制、介護基盤の構築等を推進する必要があります。

【取組の方向性】

本計画では、こうした介護サービスの提供体制の確保・充実に向けた方針として、

・一人ひとりの生活様式にあった計画的な施設整備の推進

・安定的なサービス提供基盤と相談支援体制強化の推進

・介護保険制度の安定的な運用のための着実な基盤等の整備

・地域包括ケアの深化のための多職種・多機関連携の推進

を掲げています。区では、これらの方針に基づく取組を、本計画期間である令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６年間にとどまらず、令和 22（2040）年を見据えて継続的に実施し、さらに中長期的に充実・発展、推進することで、介護サービス提供体制の確保を目指します。

音声コード
掲載予定

音声コード
掲載予定

第２章　障害者分野

１ 障害者分野のめざす姿

**障害特性にかかわらず、
ライフステージに応じた支援のもと、自ら選び、
安心して自分らしく暮らせる地域共生社会を実現します。**

障害のある人一人ひとりの意思が尊重され、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、日常生活を支える基盤整備を進めるとともに、重度障害者や医療的ケアを必要とする人への支援、障害児から成人期への切れ目のない支援、情報保障の充実、住まいの確保、家族支援の充実などの取組を推進します。

また、障害福祉サービスの担い手確保と育成支援、事業所への支援、相談支援体制や地域生活支援拠点の充実を図るとともに、心のバリアフリーや虐待防止を推進し、地域全体で支え合う共生社会の実現に取り組みます。

写真を掲載予定

写真を掲載予定

２ 障害者分野の柱

柱 1　安心して暮らせる生活環境をつくります

柱 2　特性に応じた自分らしい暮らしを支えます

柱 3　地域で支え合う共生社会を実現します

音声コード
掲載予定

3　分野の全体像（施策体系）

～～方　　針～～

柱1	安心して暮らせる生活環境をつくります	（1）在宅生活を支えるサポート体制の強化と日中活動の充実 （2）重度化・高齢化を見据えた誰もが安心して暮らせる住環境の整備 （3）誰一人取り残さないまちと住まいの安全環境の整備
柱2	特性に応じた自分らしい暮らしを支えます	（1）成長段階に応じた障害児・者と家族への切れ目のない支援の充実 （2）医療的ケアが必要な人への包括的な切れ目のない支援の充実 （3）互いに伝え合える多様な意思疎通支援と情報アクセシビリティの向上 （4）誰もが自分らしく働き、心豊かに過ごすための支援の充実
柱3	地域で支え合う共生社会を実現します	（1）地域を支える障害福祉サービスの担い手確保と質の向上 （2）地域全体で支える特性に応じたきめ細かな相談支援の充実 （3）誰もが尊重される心のバリアフリーの普及と権利擁護の推進

障害福祉サービス等の円滑な実施に向けて

1　障害者数の推移

2　サービスの見込量	（1）障害福祉サービス等の見込量 （2）障害児サービスの見込量 （3）地域生活支援事業の見込量

音声コード
掲載予定

～～取　　組～～

① 日常生活を支えるサービスの充実	② 生活介護の拡充
③ 短期入所の拡充	④ 障害児・者の日中の居場所の確保
① 区立障害者グループホームの整備	② 民間事業者による施設整備への支援
③ 障害者の住まいの確保	④ 障害者入所施設の安定的な運営
① 自立した生活を送るための住環境支援	② まちのバリアフリー化の計画的な推進
③ 避難行動要支援者対策の推進	④ 福祉避難所の体制強化

① 発達相談支援の充実	② 学齢期の放課後対策の充実
③ 発達に特性のある人と家族への支援の充実	④ 家族が安心して生活、就労できる環境の整備
⑤ 子どもから成人への移行期における支援体制の強化	⑥ 成人期の多様な進路選択と活動の場の確保
① 日中に安心して過ごせる場の確保	② 家族に対する相談支援体制の強化
③ 医療的ケア児・者等と家族への在宅支援の充実	
① 障害特性に応じた多様な意思疎通支援の推進	② 手話言語の理解促進と手話通訳者の育成確保
③ デジタル技術を活用した情報アクセシビリティの向上	
① 就職を希望する障害者と事業所とのマッチング	② 新たな雇用機会の創出
③ 就労能力や適性に合った就労支援の充実	④ 障害者文化芸術活動の充実
⑤ 障害者のスポーツ・レクリエーション活動の推進	

① 障害福祉サービス等事業所の参入促進、運営支援	② サービス提供の担い手の確保
③ サービスを支える人材の育成支援の充実	
④ ICT・福祉機器を活用した安定的なサービス提供体制の確保	
⑤ 事業所間連携による地域サービス基盤の強化	
① 障害特性や個性に応じた相談支援の充実	② 地域生活支援拠点における支援の充実
③ 高齢障害者の地域生活継続支援の充実	
① 心のバリアフリーへの理解促進	② 虐待防止に向けた地域ネットワークの強化
③ 意思決定支援の推進	④ 目に見えない障害に対する理解促進

音声コード
掲載予定

4　柱の具体的な内容

柱1　安心して暮らせる生活環境をつくります

方針（１）　在宅生活を支えるサポート体制の強化と日中活動の充実

生活介護や短期入所など、在宅生活を支えるサービスの更なる充実を図るため、日常生活を支援するサービスの拡充や日中活動の場の確保に取り組みます。

取組1　日常生活を支えるサービスの充実

障害者からの要望や生活実態、技術の進歩などを踏まえ、日常生活用具の品目や給付基準額などの見直しを行うほか、物価高騰などに伴い、歩行が困難な障害者の外出機会に支障が生じないよう、タクシー利用券の給付や自動車燃料費助成の限度額の見直しを行うなど、支援の充実に取り組みます。

取組2　生活介護の拡充

増加する生活介護の需要に対応するため、障害保健福祉センターの大規模改修に伴う生活介護事業の拡大や新たな生活介護事業所の整備を進め、重度障害者の特性に応じた受入環境の充実を図ります。また、サービス提供時間の延長により、本人と家族を支える支援体制を強化します。

取組3　短期入所の拡充

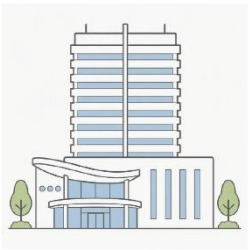
障害者の地域生活を支える基盤として、生活体験の機会の提供や緊急時の受入れ、介護者の負担軽減など多様な役割を担う短期入所について、グループホームの整備に合わせて、新たな定員の確保に取り組みます。

取組4　障害児・者の日中の居場所の確保

障害児・者の見守りや家族の就労を支援するため、放課後等デイサービスや就労継続支援Ｂ型事業所等の日中活動終了後の夕方においても利用できる、日中一時居場所提供事業を実施する事業所の参入を促進します。また、18 歳以降の障害者を対象に、日常的な訓練を行う事業所への支援を通じて、継続的な居場所を確保します。

音声コード
掲載予定

障害保健福祉センターの大規模改修



～竣工から約３０年が経過～
老朽化した設備更新
＋
施設の機能向上

令和１６年の完成を目指し
大規模改修工事を実施します

改修による主な機能向上

生活介護

現行５０人から９０人への定員拡大に伴う活動場所の拡大及び障害特性に応じた活動場所の整備



放課後等デイサービス

現行２０人から３０人への定員拡大に伴う活動場所の拡大及び年代別の活動場所の整備



入浴機械浴槽・短期入所

入浴機械浴槽１槽及び短期入所１室の増設



音声コード
掲載予定

方針（２）　重度化・高齢化を見据えた誰もが安心して暮らせる住環境の整備

障害者と親の高齢化が進む中、需要の大きい知的障害者グループホームの整備など、障害者が安心して暮らし続けられる居住環境の整備に取り組みます。

取組1　区立障害者グループホームの整備

親なき後の住まいとしての役割をはじめ、将来的な居住の場として需要の高い障害者グループホームについて、区内の障害者施設整備に適した用地の確保に取り組みながら、強度行動障害や重症心身障害など、様々な障害特性に応じた施設整備を推進します。

取組2　民間事業者による施設整備への支援

民間事業者によるグループホーム整備を促進するため、グループホーム整備費補助金による支援を行うとともに、障害者グループホーム整備マッチング事業や区による民間事業者向け物件の確保を推進するなど、民間事業者の施設整備を支援します。

取組3　障害者の住まいの確保

障害者の多様な居住ニーズに対応するため、障害者住宅の適正な管理・運営や車椅子住宅の整備を推進するとともに、住宅部門や居住支援に関わる関係機関と連携し、民間賃貸住宅への入居支援など住まいの確保に向けた取組を推進します。

取組4　障害者入所施設の安定的な運営

障害者の重度化・高齢化の進展、人材不足に対応するため、介護に必要な人員の確保、研修等による職員の質の向上、見守り機器や介護用機器の導入支援などにより、区立障害者支援ホーム南麻布などの障害者入所施設の安定的な運営を継続することで、入所者が安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組みます。

音声コード
掲載予定

全体目標		現況	前期実施内容			後期実施内容
令和 14 年度末		8 年度末	9 年度	10 年度	11 年度	12～14 年度
全体	個別施設					
障害者グループホーム完成２施設（計 17 施設 定員 122 人）	－	15 施設 定員 96 人	15 施設 定員 96 人	15 施設 定員 96 人	16 施設 定員 116 人	17 施設 定員 122 人
	南麻布三丁目（知的・定員 20 人）		工事 →	→	完成	
	元麻布三丁目（知的・定員６人）		設計 - - →	- - →	工事 →	完成

（今後整備予定のグループホーム）

名称	（仮称）障害者グループホーム南麻布	（仮称）障害者グループホーム元麻布
所在地	港区南麻布三丁目５番 15 号	港区元麻布三丁目９番 11 号
種別（定員）	日中サービス支援型グループホーム（２０人）（注１） ※短期入所（２室）を併設	日中サービス支援型グループホーム（６人） ※短期入所（２室）を併設
対象者	強度行動障害者を含む重度知的障害（注２）（愛の手帳２度以上）	重度の肢体不自由及び重度の知的障害が重複する重症心身障害者（注３）

（注１）日中サービス支援型グループホームとは

昼間に通所施設等へ通えない方であっても施設内において、常時。介護を受けることができる、重度障害者を想定した施設

（注２）強度行動障害とは

自傷、他傷、こだわり、もの壊しなど本人や周囲の人に影響を及ぼす行動が高い頻度で起こるため、特別な配慮が必要な状態

（注３）重症心身障害とは

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している状態

音声コード
掲載予定

方針（３） 誰一人取り残さないまちと住まいの安全環境の整備

障害者が地域で自立した生活を継続できる環境づくりが求められる中、住環境の整備やまちのバリアフリー化、福祉避難所の体制強化に取り組みます。

取組1 自立した生活を送るための住環境支援

重度障害者や難病患者の自立した生活を支援するため、理学療法士など専門職の意見も踏まえた手すりの取付けや段差の解消のほか、トイレや浴室の改修、屋内移動設備の取付け等の住宅設備改善費を給付するなど、安心して暮らせる住環境の整備を支援します。

取組2 まちのバリアフリー化の計画的な推進

誰もが安全に安心して快適に移動できるまちの実現に向け、「港区バリアフリー基本構想」に基づき、障害当事者とともに実施するまち歩きなどを通じて課題を把握しながら、公共施設や公共交通機関における段差の解消や点字ブロックの整備など、まちのバリアフリー化を計画的に推進します。

取組3 避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者への戸別訪問やパンフレットを活用し、個別避難計画の作成、自宅の安全対策、備蓄、在宅避難など災害への備えに関する周知・啓発を推進します。また、システムを活用した安否確認や個別避難計画の作成・更新を進めるとともに、支援関係者との連携強化を図り、地域における支援体制の強化に取り組みます。

取組4 福祉避難所の体制強化

在宅や区民避難所での避難が困難な障害者が、安心して避難生活を送ることができるよう、障害者福祉避難所の開設・運営訓練やマニュアルの検証を継続的に実施します。また、関係機関や協定事業者との連携を強化するとともに、受入体制の整備や備蓄の充実を図り、障害特性に配慮した円滑な避難支援につなげます。

音声コード
掲載予定

柱2 特性に応じた自分らしい暮らしを支えます

方針（１） 成長段階に応じた障害児・者と家族への切れ目のない支援の充実

障害児や発達に特性のある人への支援ニーズが高まる中、子どもから成人への移行を含めた継続的な支援体制の強化に取り組みます。

取組1 発達相談支援の充実

５歳児健康診査などを通じて、支援が必要な子どもを早期に把握し、児童発達支援センターの専門相談など、子どもの特性や家族の状況に応じた支援へ適切につなげます。また、対面による支援を基本としつつ、通所や外出が難しい子どもとその家族への相談・発達支援、関係機関の連携等における ICT 活用の可能性を検討します。保健・医療・福祉・保育・教育の各分野が連携し、乳幼児期から就学後まで切れ目のない発達相談支援の充実に取り組みます。

取組2 学齢期の放課後対策の充実

放課後等デイサービス事業所や日中一時居場所提供事業所の参入を促進するとともに、学童クラブや児童館、子ども中高生プラザでの受入体制を整えます。また、送迎を担う移動支援事業所の従業者の育成・確保に向け、養成研修やマッチング事業を実施するなど、障害児の発達支援と家族の就労を支援します。

取組3 発達に特性のある人と家族への支援の充実

発達障害者支援室では、発達障害の特性による生活上の困りごとを抱える本人や家族への相談支援を充実するとともに、心理職などによる相談や茶話会を実施します。また、学校や企業向けセミナーの開催により理解促進を図るほか、ペアレントメンターによる相談支援を通じて、家族を支える環境づくりを進めます。

取組4 家族が安心して生活、就労できる環境の整備

障害児と家族が地域で安心して暮らし、保護者が就労を継続できるよう、開設準備経費の補助による放課後等デイサービス事業所の誘致を進めます。あわせて、学校の長期休業期間における放課後等デイサービスの利用時間を延長する事業所に対する支援を拡充するなど、サービスの提供体制の充実と質の向上を図ります。

音声コード
掲載予定

取組5 子どもから成人への移行期における支援体制の強化

成人期への円滑な移行に向け、18 歳前から、本人や家族に成人期の障害福祉サービスや卒業後の生活に関する情報を分かりやすく提供します。また、16 歳から 18 歳までの間、児童期の計画相談支援と、18 歳以降の支援を担う相談支援事業所による計画相談を併用できる体制の整備を検討します。学校、児童期・成人期の相談支援事業所等が、本人の意思や必要な支援内容を共有し、成人期の関係機関へ着実に引き継ぐことで、切れ目のない支援を実現します。

取組6 成人期の多様な進路選択と活動の場の確保

障害者一人ひとりが、18 歳後の進路を希望や特性に応じて選択できるよう、生活介護事業所の拡充や受入体制の強化を図ります。あわせて、就労移行支援や就労継続支援、日中一時居場所提供事業など、多様な就労・日中活動の機会を確保し、区、学校、障害福祉サービス事業者等が連携しながら、本人に合った進路につなげます。

方針（２） 医療的ケアが必要な人への包括的な切れ目のない支援の充実

医療的ケアが必要な人と家族が地域で安心して暮らせるよう、日中に安心して過ごせる環境づくりや相談支援体制の強化に取り組みます。

取組1 日中に安心して過ごせる場の確保

障害保健福祉センターの大規模改修などの機会を捉え、医療的ケアが必要な人が利用できる放課後等デイサービスの定員拡大や生活介護事業所の受入体制の強化を図ります。また、訪問看護事業所などに対して、職員の育成補助などを行い、適切な療養を受けられる環境づくりに取り組みます。

取組2 家族に対する相談支援体制の強化

医療的ケア児等が安心して在宅生活に移行できるよう、医療的ケア児等コーディネーターが退院前カンファレンスに参加し、訪問看護事業所や日常生活用具の利用調整などの支援を行います。また、医療・福祉・教育・子育て分野の連携により、様々な相談に対応し、家族を含めた切れ目のない相談支援体制の強化を図ります。

音声コード
掲載予定

取組3 医療的ケア児・者等と家族への在宅支援の充実

医療的ケア児・者や重症心身障害児・者及びその家族への包括的な支援を推進するため、在宅レスパイト事業や配食サービスなどの対象拡大のほか、短期入所中に急変が生じた際の医療機関との連携強化による新たな受入先の確保に向け検討するなど、障害児・者本人の生活を支える支援を充実することで家族の負担を軽減し、地域で安心して暮らし続けられる環境を整備します。

方針（３） 互いに伝え合える多様な意思疎通支援と情報アクセシビリティの向上

デジタル技術の進展を踏まえ、障害特性に応じた意思疎通支援と情報アクセシビリティの向上を図ります。

取組1 障害特性に応じた多様な意思疎通支援の推進

手話や要約筆記、音声コード、透明ディスプレイなど、障害特性や一人ひとりの状況に応じた多様な意思疎通支援の充実を図るとともに、デジタル技術の活用、支援人材の確保や育成に取り組みながら、遠隔手話サービスの 24 時間化など、夜間や災害時も含め、誰もが必要な情報を円滑に取得し、安心して社会参加できる環境づくりを推進します。

取組2 手話言語の理解促進と手話通訳者の育成確保

初級や中級、上級クラスなど、手話技術に応じた手話講習会を開催するとともに、研修を通じて手話通訳者を育成するなど、手話通訳者の確保を図ります。また、手話表現をまとめた啓発冊子や動画の制作、小学校や中学校への手話の出張講座など、手話言語の普及・啓発、理解促進に取り組みます。

取組3 デジタル技術を活用した情報アクセシビリティの向上

音声認識、ＡＩ、遠隔コミュニケーション技術などのデジタル技術を活用した情報提供の充実を図るとともに、聴覚障害者向けのスマートグラスや、身体機能に制限のある人がタブレット端末を用いて意思を伝えるアプリケーションソフトの給付を検討するなど、障害者の情報アクセシビリティの更なる向上と社会参加の拡大を推進します。

音声コード
掲載予定

方針（４） 誰もが自分らしく働き、心豊かに過ごすための支援の充実

障害者雇用の拡大や社会参加ニーズが高まる中、就労機会の確保と職場定着を支援するとともに、文化芸術やスポーツ活動の取組を推進します。

取組1 就職を希望する障害者と事業所とのマッチング

障害者就労支援センターを中心に、企業や事業所との顔の見える関係づくりを進め、就労支援ネットワークの強化を図ります。また、企業訪問などにより多様な働く場の確保を進めるとともに、就労相談や職場実習を通じて本人の希望や適性を把握し、一人ひとりに適した就労先とのマッチングにより、就労機会の拡大に取り組みます。

取組2 新たな雇用機会の創出

障害者就労支援センターを中心として、複数の事業所による共同受注を推進するとともに、就労継続支援事業所の自主製品の魅力向上や販路拡大を図り、利用者の工賃向上につなげます。また、自宅から操作できる分身ロボットの活用や障害者が担うことのできる業務の切出し、障害者就労施設等からの優先的な物品の調達など、新たな雇用機会を創出します。

取組3 就労能力や適性に合った就労支援の充実

障害者就労支援センターが、職業相談や職場実習支援等を実施するとともに、特別支援学校や関係機関と連携しながら、短時間雇用など、多様な働き方を支援します。また、就職後には、定期的な職場訪問や事業主への助言を行うなど、安定した就労の継続と職場定着を図ります。

取組4 障害者文化芸術活動の充実

障害者が制作した絵画等の展示会、区有施設での常設展示、民間施設での出展の推進や、令和９（2027）年 11 月に開館する区立みなと芸術センターでの障害者が鑑賞、参加できる公演の開催などを通じて、障害者アートに触れる機会を広げるとともに、障害者の文化芸術活動の裾野を広げ、才能や可能性を育む取組を推進します。

取組5 障害者のスポーツ・レクリエーション活動の推進

知的障害者が仲間と交流しながら活動する「いちょう学級」を実施するほか、障害児向けサッカー教室をはじめとした障害者スポーツ体験教室、障害のある人もない人も共に参加できるスポーツイベントを開催します。誰もが身近な地域でスポーツやレクリエーションを楽しみ、交流できる環境づくりを推進します。

音声コード
掲載予定

柱3 地域で支え合う共生社会を実現します

方針（１） 地域を支える障害福祉サービスの担い手確保と質の向上

障害者へのサービスの利用ニーズが増加・多様化する中、地域で必要なサービスを安定的に提供するため、事業所支援と人材の確保・育成を図ります。

取組1 障害福祉サービス等事業所の参入促進、運営支援

相談支援や放課後等デイサービス事業所などへの開設準備経費を補助することで新たな事業所の参入を促進します。あわせて、事業所の家賃補助による運営支援に加え、急激な物価高騰など実情に応じた新たな支援策の検討も含め、安定的な事業運営とサービス提供体制の確保を図ります。

取組2 サービス提供の担い手の確保

福祉のしごと面接・相談会の開催や事業所とのマッチング機会の創出、介護補助員の活用促進により、人材の確保を支援します。また、障害福祉サービス等従事者への居住支援、資格取得に向けた研修の実施、永年勤続者の表彰などを通じて、人材の育成と定着を支援し、安定したサービス提供体制の確保を図ります。

取組3 サービスを支える人材の育成支援の充実

障害福祉サービス等事業所の職員を対象に、研修を開催するなど、障害特性や支援ニーズの多様化に対応できる専門性の向上を図ります。また、職員が安心して働き続けられる環境づくりを支援し、質の高いサービスを継続的に提供できる人材の確保・定着を図ります。

取組4 ＩＣＴ・福祉機器を活用した安定的なサービス提供体制の確保

障害福祉サービス等事業所における業務負担の軽減を図るため、見守り機器や介助記録の音声入力システムなどのＩＣＴ機器、介助用リフトなどの福祉機器の導入を支援することで、限られた人材であっても、安定的にサービスを提供できる体制を確保します。

音声コード
掲載予定

取組5 事業所間連携による地域サービス基盤の強化

区内事業所が連携して支援事例を共有する連絡会などを開催し、支援ノウハウの向上と事業所間のネットワーク強化を図ることで、小規模事業所を含めた安定的なサービス提供体制の確保と地域全体のサービス供給力の向上につなげます。

方針（２） 地域全体で支える特性に応じたきめ細かな相談支援の充実

相談内容の多様化・複雑化が進む中、障害特性やライフステージに応じた、本人の希望に寄り添ったきめ細かな相談支援体制の強化に取り組みます。

取組1 障害特性や個性に応じた相談支援の充実

障害者基幹相談支援センターと障害保健福祉センターなど区内４か所の基幹相談拠点が連携し、相談支援事業所への助言や人材育成を進めます。地域の課題や支援方法を共有し、複雑・困難な相談にも連携して対応することで、支援の質を高め、本人や家族の希望に寄り添った相談支援の充実を図ります。

取組2 地域生活支援拠点における支援の充実

地域生活支援拠点を中心に関係機関が連携し、障害者の日常の相談から緊急時の支援までを充実します。また、障害者が安心して生活できるよう、サポートブックの作成・活用を支援し、本人の特性や希望、必要な配慮を支援者間で共有し、将来にわたり切れ目のない支援につなげます。

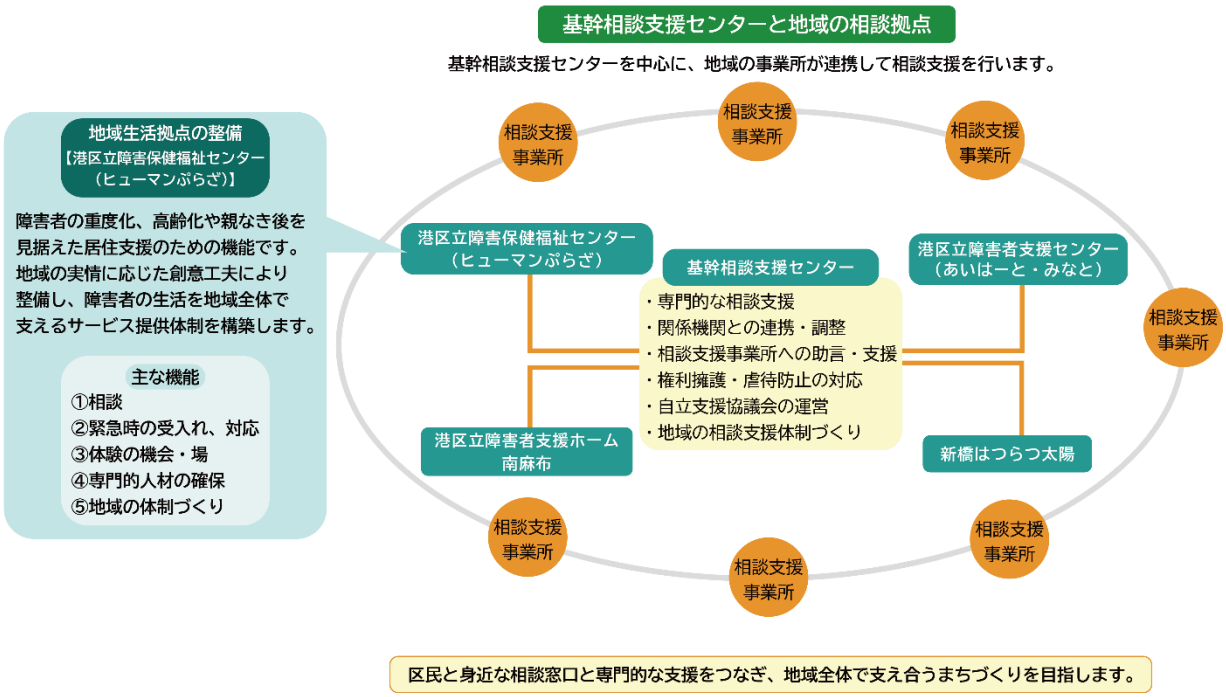
取組3 高齢障害者の地域生活継続支援の充実

障害者の高齢化が進む中、安心して６５歳を迎えることができるように、本人の障害特性や生活状況、希望に応じた支援を提供できる体制を強化します。介護・障害分野の合同研修を通じて相互理解と連携を深めるとともに、サービス従業者の資格取得に対する助成の充実や、相談支援専門員とケアマネジャーの連携を支える人材育成を進めます。

また、新たに仮称「障害・介護保険移行コンシェルジュ」を配置し、障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等と連携しながら、一人ひとりにあったプランを考え、６５歳以降の適切なサービス利用につなげます。

親なき後も見据えながら、住まい、日中活動、権利擁護、見守り、地域の支え合いなど、地域生活支援体制の充実を図ります。

音声コード
掲載予定


基幹相談支援センターと地域の相談拠点
基幹相談支援センターを中心に、地域の事業所が連携して相談支援を行います。
地域生活拠点の整備
【港区立障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）】
障害者の重度化、高齢化や親なき後を見据えた居住支援のための機能です。地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。
主な機能
①相談
②緊急時の受入れ、対応
③体験の機会・場
④専門的人材の確保
⑤地域の体制づくり
相談支援事業所
相談支援事業所
相談支援事業所
港区立障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）
基幹相談支援センター
港区立障害者支援センター（あいはーと・みなと）
相談支援事業所
・専門的な相談支援
・関係機関との連携・調整
・相談支援事業所への助言・支援
・権利擁護・虐待防止の対応
・自立支援協議会の運営
・地域の相談支援体制づくり
港区立障害者支援ホーム南麻布
新橋はつらつ太陽
相談支援事業所
相談支援事業所
相談支援事業所
区民と身近な相談窓口と専門的な支援をつなぎ、地域全体で支え合うまちづくりを目指します。

音声コード
掲載予定

方針（３）　誰もが尊重される心のバリアフリーの普及と権利擁護の推進

障害者の権利意識が高まる一方で、偏見や誤解は依然として存在しており、虐待防止や権利擁護の推進、障害への更なる理解促進を図ります。

取組1　心のバリアフリーへの理解促進

障害者週間記念事業、みなと区民まつりなどを通じ、障害者と地域住民が交流し相互理解を深める機会を創出します。また、事業者による合理的配慮の提供の義務化を踏まえ、企業向け講習会の開催、広報誌や動画等を活用した情報発信により、障害者への理解が地域全体に広がるよう取り組みます。

取組2　虐待防止に向けた地域ネットワークの強化

障害者虐待について、迅速な事実確認と関係機関との連携により、虐待の早期発見と未然防止を図ります。あわせて、被虐待者の安全確保、継続的な見守り及び生活再建を支援するとともに、養護者への相談支援や権利擁護に関する啓発、事業所職員等への研修を実施します。

取組3　意思決定支援の推進

誰もが尊重され、自分らしく生活できるよう、障害福祉サービス等事業所への研修を通じ、本人の意思や希望を丁寧にくみ取り、選択や決定を支える人材を育成します。あわせて、区民への啓発を進め、意思決定支援の考え方と実践を地域全体に広げます。

取組4　目に見えない障害に対する理解促進

高次脳機能障害や失語症者の意思と尊厳を尊重し、自立と社会参加を支えるため、相談会や交流会の開催、失語症者向け意思疎通支援者の派遣などを実施します。また、高次脳機能障害者支援法に基づく自治体の責務を踏まえ、障害保健福祉センターを中心に、医療機関や就労機関などと連携を強化し、見えにくい障害への理解促進と普及・啓発を推進します。



音声コード
掲載予定

障害福祉サービス等の円滑な実施に向けて（港区障害福祉計画、障害児福祉計画）

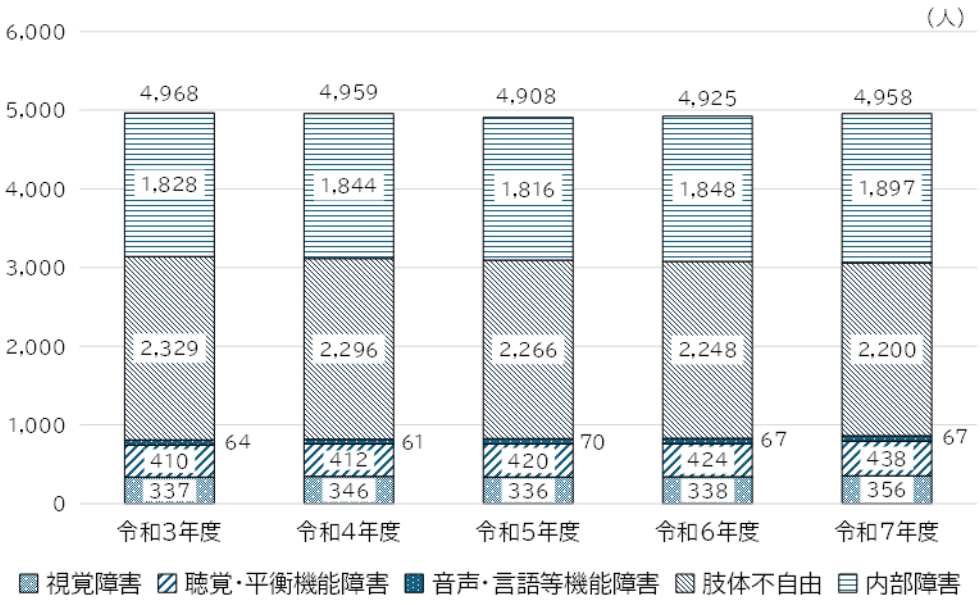
障害者総合支援法に定める障害者サービス及び地域生活支援事業、児童福祉法に定める障害児福祉サービスについて、人口や障害者手帳所持者数の推移、各事業の利用実績、サービス事業所の設置状況などを踏まえ、令和９(2027)年度から令和11(2029)年度までの見込量を算出し計画の内容に反映します。

（１）障害者数の推移

①身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳の所持者数は、横ばいで推移しています。障害種類別の内訳をみると、肢体不自由が減少している一方、内部障害は増加傾向にあります。

【障害種類別　身体障害者手帳所持者数の推移】

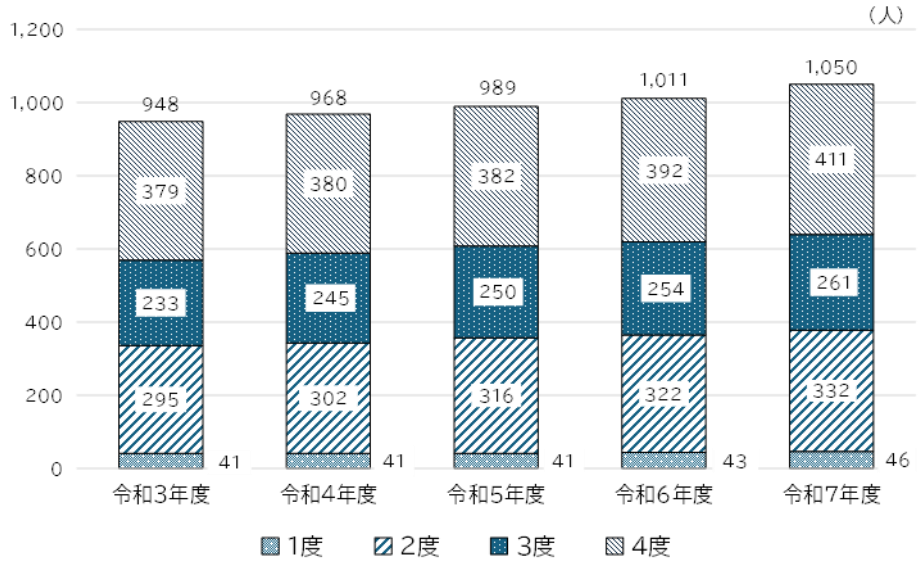


音声コード
掲載予定

②愛の手帳所持者

令和３（2021）年度末に 948 人だった愛の手帳の所持者数は、令和７（2025）年度末には 1,050 人となり、増加傾向にあります。

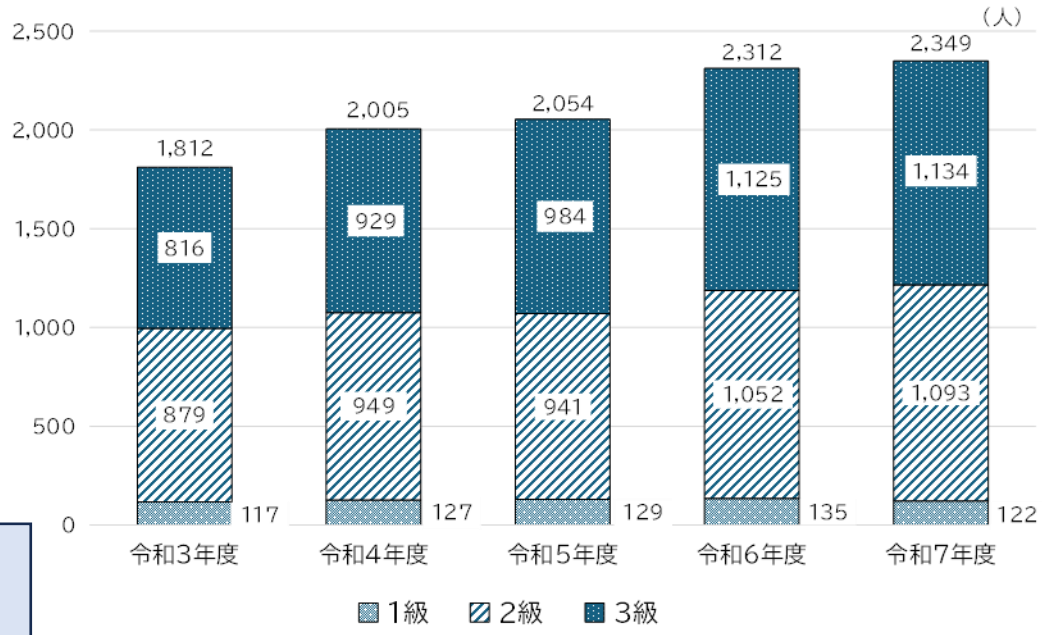
【障害程度別　愛の手帳所持者数の推移】



③精神障害者保健福祉手帳所持者

令和３（2021）年度に 1,812 人だった精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和７（2025）年度末には 2,349 人となり、増加傾向にあります。障害等級別の内訳をみると、２級及び３級が大幅に増加しています。

【障害等級別　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

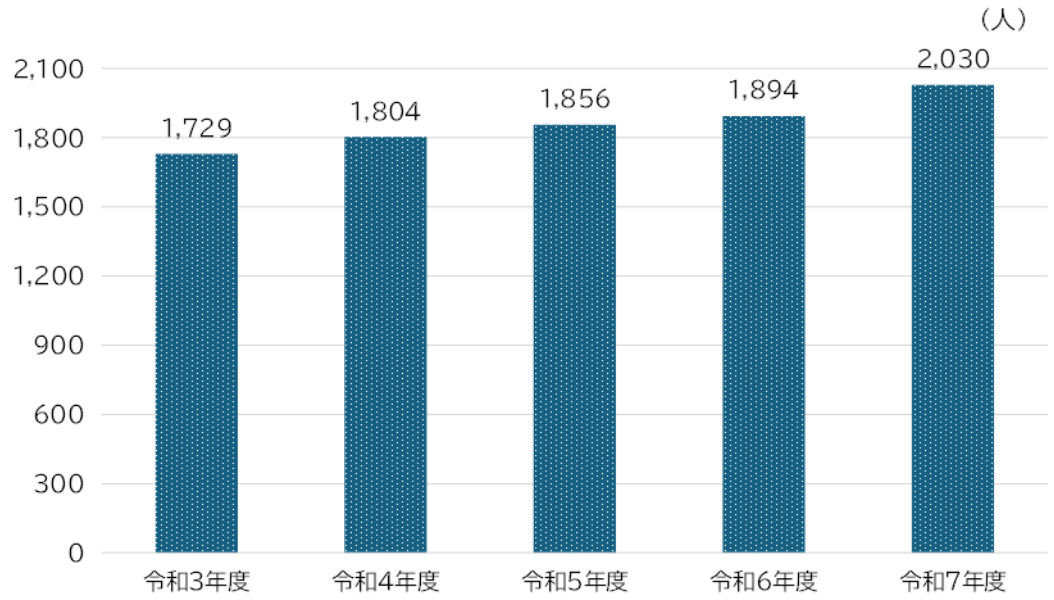


音声コード
掲載予定

④難病等医療費助成認定者

令和３（2021）年度末に 1,729 人だった難病等医療費助成認定者は、令和７（2025）年度末には 2,030 人となり、増加傾向にあります。

【難病等医療費助成認定者の推移】



音声コード
掲載予定

調整中

（２）サービスの見込量

※見込量の数値は現在調整中です

①障害福祉サービス等の見込量

延時間数（月）=１年間の延時間数／１２月
延日数（月）＝１年間の延利用日数／１２月

事業	指標（単位）	現状	見込		
		令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
施設入所者の地域生活への移行等					
居宅介護	延時間数（月）	11,302	11,415	11,529	11,644
	利用者数	484	489	494	499
重度訪問介護	延時間数（月）	15,919	16,079	16,239	16,402
	利用者数	43	43	44	44
同行援護	延時間数（月）	1,277	1,290	1,303	1,316
	利用者数	46	46	47	47
行動援護	延時間数（月）	111	112	113	114
	利用者数	3	3	3	3
生活介護　※１	延日数（月）	5,698	5,886	5,980	6,074
	うち重度障害者	5,396	5,574	5,663	5,752
	利用者数	303	313	318	323
	うち重度障害者	287	296	301	306

音声コード
掲載予定

調整中

（単位：日、人）

事業	指標	現状	見込		
		令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
自立訓練（機能訓練）	延日数（月）	187	187	187	187
	利用者数	19	19	19	19
自立訓練（生活訓練）	延日数（月）	466	522	585	655
	利用者数	36	40	45	51
就労選択支援	延日数（月）	30	30	30	30
	利用者数	10	10	10	10
就労移行支援	延日数（月）	1,320	1,479	1,656	1,855
	利用者数	97	109	122	136
就労継続支援 A 型	延日数（月）	445	458	471	485
	利用者数	34	35	36	37
就労継続支援 B 型	延日数（月）	3,708	3,949	4,206	4,479
	利用者数	280	298	318	338
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	一般就労者数	37	37	37	37
就労定着支援	利用者数	41	46	51	58
療養介護	利用者数	20	20	20	21
短期入所　※２	延日数（月）	1,110	1,221	1,343	1,513
	利用者数	185	204	224	246
短期入所（福祉型）	延日数（月）	1,078	1,185	1,303	1,469
	利用者数	177	195	214	235
短期入所（医療型）	延日数（月）	32	36	40	44
	利用者数	8	9	10	11

音声コード
掲載予定

調整中

（単位：人、回）

事業	指標	現状	見込		
		令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
自立生活援助	利用者数	4	4	4	4
共同生活援助　※３	利用者数	231	248	266	305
施設入所支援	利用者数	146	150	154	158
施設居室の個室化の取組	有無	有	有	有	有
計画相談支援	利用者数	1,227	1,291	1,359	1,430
地域移行支援	利用者数	5	5	5	7
地域定着支援	利用者数	4	4	4	4
地域生活移行に向けた支援	実施回数	72	72	72	86
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築					
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催	開催回数	1	1	1	1
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加	参加者数	15	15	15	15
心のサポーター養成研修の実施	実施回数	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	利用者数	5	5	5	6
精神障害者の地域定着支援	利用者数	4	4	4	4
精神障害者の共同生活援助	利用者数	76	78	80	82
精神障害者の自立生活援助	利用者数	4	4	4	4
精神障害者の自立訓練	利用者数	36	40	45	51
精神障害者の短期入所	利用者数	56	62	68	75

音声コード
掲載予定

調整中

（単位：箇所、人、回、件）

事業	指標	現状	見込		
		令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
地域生活支援の充実					
地域生活支援拠点等の設置とコーディネーターの配置	設置箇所数	1	1	1	1
	配置人数	2	2	2	2
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施	実施回数	12	12	12	12
発達障害者等に対する支援					
発達障害者地域支援協議会の開催	開催回数	2	2	2	2
発達障害者支援センターによる相談支援	相談件数	3,396	3,431	3,467	3,504
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	助言件数	860	870	880	890
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	実施回数	23	23	23	23
ペアレントメンターの人数	活動者数	1	2	2	2
ピアサポートの活動への参加人数	参加者数	40	42	42	42

音声コード
掲載予定

調整中

（単位：人、％）

事業	指標	現状	見込		
		令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
相談支援体制の充実・強化等					
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	配置人数	1	1	1	1
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合	うち割合	6.0	6.0	6.5	6.9
基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無	有無	有	有	有	有
協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組	有無	有	有	有	有

調整中

②障害児サービスの見込量

（単位：日、人）

事業	指標	現状	見込		
		令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
児童発達支援	延日数（月）	6,148	6,222	6,296	6,369
	利用者数	833	843	853	863
放課後等デイサービス　※４	延日数（月）	4,301	4,494	4,688	4,881
	利用者数	556	581	606	631
保育所等訪問支援	延日数（月）	69	76	83	90
	利用者数	50	55	60	65
訪問型児童発達支援	延日数（月）	64	72	80	88
	利用者数	8	9	10	11
障害児相談支援	利用者数	910	980	1,055	1,136
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数	10	12	12	12

音声コード
掲載予定

③地域生活支援事業の見込量

調整中

（単位：回、件、人、時間）

事業	指標	現状	見込		
		令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有
相談支援事業（相談支援機能強化事業）	有無	有	有	有	有
意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）	利用者数	85	85	85	85
	利用回数	900	900	900	900
意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）	利用者数	3	3	3	3
	利用回数	50	50	50	50
意思疎通支援事業（手話通訳者設置事業）	有無	有	有	有	有
日常生活用具給付等事業（介護・訓練支援用具）	給付件数	28	28	30	30
日常生活用具給付等事業（自立生活支援用具）	給付件数	54	55	55	55
日常生活用具給付等事業（在宅療養等支援用具）	給付件数	60	60	65	65
日常生活用具給付等事業（情報・意思疎通支援用具）	給付件数	38	38	40	45
日常生活用具給付等事業（排せつ管理支援用具）	給付件数	2,900	2,900	2,950	2,950
日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具（住宅改修費））	給付件数	14	15	17	18
手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有	有
点字・声の広報発行（点字広報）	発行部数	14	14	14	14
点字・声の広報発行（声の広報）	発行部数	16	16	16	16
移動支援　※５	延時間数（月）	9,467	10,477	11,595	12,832
	利用者数	603	668	739	818

音声コード
掲載予定

調整中

（単位：回、人、件）

事業	指標	現状	見込		
		令和８（2026）年度	令和９（2027）年度	令和 10（2028）年度	令和 11（2029）年度
日中一時支援（重度障害児）	実施回数	6	7	7	7
	利用者数	18	20	20	20
日中一時支援（障害者・児居場所確保）	利用時間数	3,600	3,780	3,969	4,167
	利用者数	48	50	52	54
免許取得費助成	助成件数	2	2	2	2
自動車改造費助成	助成件数	1	1	1	1

＜主なサービスの見込量の考え方と確保に向けた方策＞

（※特に記載がない数値については、令和８（2026）年４月１日現在の数値です）

※１　生活介護（日中の施設における食事や排せつ等の日常生活、創作的活動等の支援）

・特別支援学校等に通学する障害児の直近の進路先や、個々の障害の特性などを踏まえ、将来的な生活介護の対象者の増加を見込んでいます。

・区立、民間合わせて定員 115 名です。利用希望者をより多く支援するため、区立事業所での定員拡大を進めてきました。

・既存施設の定員拡大や今後の区有地の活用検討のほか、民間事業者による生活介護事業所の整備や運営に係る支援策について検討します。

※２　短期入所（短期間施設に入所し、入浴、食事、排せつ等の支援）

・利用者は継続的に増え続けており、今後も増加を見込んでいます。

・区立、民間合わせて定員 21 名で、区立施設の改築などに合わせ拡大してきました。家族のレスパイトや、虐待での緊急保護用など利用者数が増加していることから、希望する日時に利用できない場合があります。

・増加する需要に対応するため、今後の区有地の活用検討など短期入所の整備促進に向けた取組を検討します。

※３　共同生活援助（住居での共同生活における、入浴、食事等の日常生活上の援助）

・障害者の重度化、高齢化が進んでおり、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を希望するためのグループホームの需要が増えています。

・区立、民間合わせて 15 施設、定員 96 名で、民間グループホームの誘致により定員拡大をしてきました。内訳は、知的障害者対象が 11 施設、定員 71 名、精神障害者対象が４施設、定員 25 名です。

音声コード
掲載予定

※４　放課後等デイサービス（放課後等に、施設での就学児への生活能力向上等の支援）

・就労する保護者が増え、特別支援学校等に通学する児童における需要の増加を見込んでいます。
・区立、民間合わせて１日当たり定員 245 名で、民間事業者の開設により定員拡大をしてきました。特に、重度知的障害児や中・高校生の放課後の支援場所が不足しています。
・今後も長時間療育や送迎を実施する民間事業者の放課後等デイサービスの誘致を促進するため、運営に係る支援の拡充を検討します。

※５　移動支援事業（余暇活動等の社会参加のための外出支援）

・特に就労する保護者が増え、障害児の登下校時間帯の需要が高まっており、今後も支援を必要とする人の増加を見込んでいます。
・令和８年度は 113 事業者と協定を締結し、119 事業所がサービスを提供していますが、需要量に供給量が追いつかず、希望どおり利用できていない場合があります。
・担い手確保のため、処遇改善費用を含めた給付費の改善による提供事業所の参入を促進し、また、従業者養成研修及び提供事業者とのマッチング事業を実施します。

音声コード
掲載予定

音声コード
掲載予定

第３章　健康づくり・保健分野

１ 健康づくり・保健分野のめざす姿

**全世代にわたる健康づくりや
生活環境の充実、感染症対策により、
区民が健やかで心豊かに生活できる社会を実現します。**

人生 100 年時代を迎え、ライフスタイルや価値観が多様化する中で、生活習慣病の予防やこころの健康づくり、感染症への備えなど、健康課題は複雑化しています。また、誰もが健康で心豊かに暮らし続けるためには、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けた取組を一層推進していくことが求められています。こうした課題に対応するため、一人ひとりの主体的な健康づくりを支えるとともに、健康に関する相談や支援、適切な医療につながる体制の充実、健康を支える生活環境の整備及び感染症対策の強化を総合的に推進し、誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに生活できる社会の実現をめざします。

写真を掲載予定	写真を掲載予定

２ 健康づくり・保健分野の柱

- 柱 1　全世代にわたる健康づくりを推進します
- 柱 2　母子の健康を守る環境を整備します
- 柱 3　こころの健康、自殺対策を強化します
- 柱 4　感染症対策と地域医療体制を充実します
- 柱 5　快適で安心できる生活衛生環境を整備します

音声コード
掲載予定

3　分野の全体像（施策体系）

～～方　　針～～

柱1	全世代にわたる健康づくりを推進します	（1）生活習慣病対策と健康寿命の延伸 （2）口と歯の健康づくりの充実と推進 （3）がんの予防・早期発見の推進と地域で支えるがん対策の充実 （4）生涯にわたる健全な食生活を育む食育の推進
柱2	母子の健康を守る環境を整備します	（1）妊娠期から産後期における伴走型相談支援の強化 （2）母子保健事業の充実と包括的な支援体制の強化 （3）妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するための健康診査の充実
柱3	こころの健康、自殺対策を強化します	（1）地域全体で「生きる支援」に取り組むための普及・啓発 （2）全分野での取組と関係機関との連携による相談支援体制の強化 （3）こころの健康づくりの総合的な推進 （4）自殺未遂者の再企図防止と遺族等への支援の充実
柱4	感染症対策と地域医療体制を充実します	（1）感染症の情報を発信し、早期発見するための対策の充実 （2）感染症の発生・まん延を防ぐための予防接種の充実 （3）地域と連携した安心できる医療提供体制の強化
柱5	快適で安心できる生活衛生環境を整備します	（1）総合的な食品衛生対策の推進による食の安全確保 （2）医療・医薬品に関する適切な情報提供や相談対応、監視指導による医療安全の確保 （3）施設への衛生指導による環境衛生の充実 （4）衛生害虫対策による生活環境の確保と動物愛護の推進

音声コード
掲載予定

～取　　組～

① 健康づくりの普及・啓発	② 健康診査・検診と保健指導の推進
③ 専門相談と地域・職域連携の推進	④ 健やかな地域生活の支援
⑤ 禁煙支援と受動喫煙対策	
① 歯科疾患予防の推進	② 乳幼児歯科保健の推進
③ 学校歯科保健との連携	④ 高齢者歯科保健の推進
⑤ 障害者歯科診療体制の充実	
① がん予防に関する普及・啓発の推進	② 科学的根拠に基づくがん検診の推進
③ がん検診の精度管理向上	④ がん検診の受診率向上
⑤ がんに関する理解促進と相談支援	⑥ 地域における療養支援の強化
① 食を通じた豊かな地域づくり	② 生涯を通じた食育の推進
③ 持続可能な食を支える環境整備	

① 妊産婦への相談支援の推進	② 伴走型相談支援の強化
③ 不妊に悩む方への支援	
① 産後母子への支援の推進	② 地域における友達づくりの場の提供
③ 産後ケア事業の推進	④ 医療費助成による支援
① 乳幼児健康診査の受診率向上	② 妊産婦及び乳幼児等健康診査の推進

① 自殺の実態把握	② 自殺対策についての理解促進
③ 自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知の徹底	④ 相談窓口の周知及び普及・啓発の推進
① 相談の充実	② 相談機関の連携、協力
③ 生きる支援のための人材育成と専門性の向上	④ 子どもの自殺予防対策の推進
① 地域に向けてのこころの健康づくり	
② 子どもや若者へのこころの健康づくりと自殺予防の取組	
③ 職場のヘルスケア	④ 適切な精神科医療の受診支援
① 自殺未遂者とその家族への包括的支援	② 遺族等への総合的支援の充実
③ 遺族等への支援をしている団体との連携	④ 自死遺族等への支援に関する啓発

① 感染症情報の積極的発信と迅速対応	② HIV・性感染症の検査体制の拡充と普及・啓発
③ 結核対策の強化	
① 予防接種の普及・啓発	② 定期予防接種の接種率向上
③ 予防接種事務デジタル化の推進	
① 感染症のまん延に備えた職員体制の整備	② 地域で健やかに生活できる医療提供体制の強化
③ 地域の医療機関等との連携による感染制御体制の強化	
④ 大規模災害に備えた災害時医療体制の整備	

① HACCP に沿った衛生管理の定着支援	② 食中毒対策の推進
③ 流通食品等の監視と健康被害対策	
① 区民への情報提供及び相談体制の充実	② 医療機関等への指導及び情報提供の充実
③ 医薬品販売業者等への情報提供及び指導の充実	
① 施設への衛生指導	② 宿泊施設の適切な運営の確保
③ サウナ施設の適切な運営の確保	
① 室内環境の相談対応	② ねずみ・衛生害虫防除対策
③ 動物愛護の推進	

音声コード
掲載予定

4　柱の具体的な内容

柱 1　全世代にわたる健康づくりを推進します

方針（１）　生活習慣病対策と健康寿命の延伸

区民が生涯を通じて健康に暮らせるよう、生活習慣病の予防や健康づくり、健診・保健指導、相談支援などを総合的に推進します。

取組 1　健康づくりの普及・啓発

一人ひとりの健康意識を高め、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸につなげるため、健康教育やプレコンセプションケアに関する普及・啓発などを通じて、健康に関する正しい知識の習得を支援します。また、妊娠前から高齢期までライフステージに応じた健康づくりを推進し、自ら健康の維持や増進に取り組めるよう支援します。

取組 2　健康診査・検診と保健指導の推進

健康診査事業を推進し、健診結果に基づく適切な保健指導を実施することで、生活習慣病の発症予防や重症化予防、疾病の早期発見・早期対応につなげます。

取組 3　専門相談と地域・職域連携の推進

健康相談や栄養相談など専門的な相談支援の充実を図るとともに、地域と職域の関係機関との連携を強化します。働く世代を含む幅広い区民が必要な支援や情報にアクセスできる体制を整え、健康づくりを支えるネットワークの充実を図ります。

取組 4　健やかな地域生活の支援

区立健康増進センターにおいて、港区医師会と連携した健康度測定のほか、魅力的な教室事業等を実施し、区民等の健康づくりを推進します。難病患者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援体制の充実を図ります。

取組 5　禁煙支援と受動喫煙対策

禁煙外来治療費の助成や港区薬剤師会と連携した禁煙相談など、禁煙を支援する取組を推進します。区内の施設における受動喫煙防止の環境づくりを支援し、受動喫煙のない健康的な生活環境の形成を図ります。

音声コード
掲載予定

方針（２）　口と歯の健康づくりの充実と推進

生涯を通じて口と歯の健康を維持し、食べることや話すことなどの口腔機能を保つため、ライフステージに応じた口腔保健対策を推進します。

取組1　歯科疾患予防の推進

『お口の健診』の実施や歯科保健に関する知識の普及・啓発、地域と職域の関係機関との連携強化を通じて、むし歯や歯周病などの歯科疾患の予防や早期発見、重症化予防に取り組み、歯と口の健康の維持向上を図ります。

取組2　乳幼児歯科保健の推進

乳幼児歯科健康診査や歯科保健指導、保護者への歯科保健知識の普及・啓発を実施し、成長段階に応じた適切な口腔健康管理を支援することで、乳幼児期からの健全な口腔機能の発達を支援するとともに、むし歯予防を図ります。

取組3　学校歯科保健との連携

学校や歯科医師会と連携し、児童・生徒の歯科健康診査の結果を踏まえた保健事業の充実に取り組みます。むし歯や歯肉炎の予防に取り組むとともに、望ましい生活習慣や口腔ケアの定着を支援します。

取組4　高齢者歯科保健の推進

『お口の健診』における口腔機能の評価や相談、歯科保健指導等を通じて、オーラルフレイルを予防し、８０２０達成者の増加をめざします。また、結果に基づく介護予防事業への接続やハイリスクアプローチによる歯科保健指導を行い、高齢期における口腔機能の維持向上、生活の質の向上を図ります。

取組5　障害者歯科診療体制の充実

港区口腔保健センターにおいて、障害や全身疾患等により、一般歯科診療所での受診が困難な人に対し、定期健診、保健指導、予防処置等の歯科診療を行います。また、歯科医師会と連携し、受診可能な地域の歯科医療機関の情報を周知します。

音声コード
掲載予定

方針（３） がんの予防・早期発見の推進と地域で支えるがん対策の充実

がんによる死亡や生活への影響を軽減するため、生活習慣の改善をはじめとする一次予防、がん検診による早期発見・早期治療、がん患者を地域で支える取組を総合的に推進します。

取組1 がん予防に関する普及・啓発の推進

がんの発症リスクを低減するため、生活習慣とがんとの関係に関する正しい知識の普及啓発や、感染症に起因するがんの予防に関する取組を推進し、区民の主体的ながん予防の取組を支援します。

取組2 科学的根拠に基づくがん検診の推進

国が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、死亡率減少効果が科学的に証明されたがん検診を推進します。

取組3 がん検診の精度管理向上

検診の実施過程においても、国立がん研究センターが定める基準を遵守できるよう、港区医師会等と連携した検診実施医療機関に対する研修や、チェックリストを活用した検診実施の確認等、がん検診の精度管理向上に取り組みます。

取組4 がん検診の受診率向上

がん検診に関する正確で分かりやすい情報発信を通じ、がん検診の受診率向上を図ります。働き盛り世代や若い世代に対する効果的な情報発信手段の整備に取り組みます。

取組5 がんに関する理解促進と相談支援

区立がん在宅緩和ケア支援センターを中心に、がんの治療や治療後のケア、生活、支援制度に関する知識の普及・啓発に取り組むとともに、患者や家族の不安や悩みに寄り添う相談支援体制の充実を図ります。

取組6 地域における療養支援の強化

アピアランスケア助成、体調悪化や家族のレスパイトのための緩和ケア病床の確保などを通じて、がん治療中の区民の就労継続や社会参加を支援するとともに、患者を支える家族の負担軽減を図り、住み慣れた地域で安心して療養を続けられる環境の充実を図ります。

音声コード
掲載予定

方針（４） 生涯にわたる健全な食生活を育む食育の推進

健康な心身を支える基盤として食の重要性が高まる中、生涯を通じた望ましい食習慣の定着と食を支える環境づくりを進めます。

取組 1 食を通じた豊かな地域づくり

区が支援する食生活に関する地域活動などを通じて、区民の食への関心や多様な食文化への理解を深めます。家庭や地域での共食を推進し、人とのつながりや食の楽しさを育むことで、豊かな地域づくりにつなげます。

取組 2 生涯を通じた食育の推進

ライフステージに応じた食育や栄養相談を実施するとともに、働き盛り世代をはじめとした大人の食育を推進し、望ましい食習慣の定着を図ります。健康や栄養に関する正しい知識の普及を通じて、区民が主体的に食を選択できる力を育みます。

取組 3 持続可能な食を支える環境整備

誰もが健康的な食生活を実践できるよう、関係機関や地域団体、事業者等と連携し、食に関する情報提供や学習機会の充実を図ります。食品ロスの削減や環境に配慮した食の普及を進め、健康的で持続可能な食環境の形成を推進します。

食育の推進について

生涯を通じた食育推進

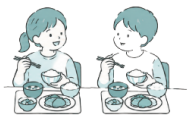
港区では、全世代を対象に、
ライフステージに応じた食育を推進しています。



◂食と健康ハンドブック

令和８年（2026 年）５月発行
健康づくりのための食事のポイントと、
区の取組を年代別に紹介しています。

ライフステージに応じた食のポイント

乳幼児期	小中学生	働き盛り	中高年	高齢者
				
「食べる力」を育てよう	楽しく食べて、元気にすごそう	主食・主菜・副菜をそろえよう	１日３食、バランスよく食べよう	低栄養を防ごう

音声コード
掲載予定

柱2 母子の健康を守る環境を整備します

方針（１） 妊娠期から産後期における伴走型相談支援の強化

安心して子どもを産み、育てられる環境の整備とともに、母子の状況に応じた適切な支援が提供できる体制を構築します。

取組1 妊産婦への相談支援の推進

妊娠届出時に、母子健康手帳とともに妊娠、出産及び子育てに役立つ情報や相談機関の一覧等を情報提供します。

取組2 伴走型相談支援の強化

妊娠届出時のアンケートに基づき保健師が個別に相談に応じるとともに、助産師による妊婦面接を実施します。出産・育児の不安を軽減し、地域で安心して出産・子育てに取り組めるよう支援します。

取組3 不妊に悩む方への支援

不妊治療に要する経費の一部を補助するとともに、ピアカウンセラーによる不妊・不育相談を実施することで、心理的、経済的負担の軽減を図ります。また、関係機関や職域団体と連携し、不妊に悩む方を取り巻く課題や取組事例を収集し、区民への適切な情報提供につなげます。

方針（２） 母子保健事業の充実と包括的な支援体制の強化

保護者が安心して子育てに取り組めるよう、出産直後から十分なケアが受けられる体制を構築します。

取組1 産後母子への支援の推進

生後４か月までの乳児のいる家庭の育児不安の解消を図るため、保健師又は助産師が訪問し、育児相談、母子保健サービスの紹介等を行います。また、あわせて、育児相談等に応じることで産後期の家庭を支援します。

音声コード
掲載予定

取組2 地域における友達づくりの場の提供

子育てにおける孤立防止を図り、また、様々な相談等に応じるため、乳幼児の月齢や、多胎児、未熟児、ダウン症児とその保護者同士の交流の場を提供し、地域における友達づくりを支援します。

取組3 産後ケア事業の推進

産後の母子の心身のケア、授乳・沐浴等の育児指導、発育の相談、休養や育児不安の解消を目的に、宿泊型・通所型・訪問型の産後ケア事業を実施することで産後期の母子を支援します。

取組4 医療費助成による支援

療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、小児慢性特定疾病に罹っている児童や養育医療、自立支援医療の対象となる児童等の医療費の一部を助成することで、安心して子育てができる環境整備を図ります。

切れ目のない母子保健事業の紹介

妊娠中

妊婦訪問
助産師がご家庭を訪問し、
妊娠中の体調についての相談に応じます。

みなとプレママ応援事業
妊娠届を提出された妊婦に対し、
助産師等が妊娠中の悩みや出産後の子育て等の相談に応じます。

妊婦のための支援給付事業
妊婦・子育て世帯への経済的支援として、妊娠期に５万円相当、
出生後に子１人につき５万円相当の給付を行います。



誕生～４か月児

こんにちは赤ちゃん訪問
生後４か月以内のお子さんのいる家庭に対し、助産師または保健師がご家庭を訪問し、体調、育児等の相談に応じます。

ママの健康相談（訪問）
助産師がご家庭を訪問し、産後の体調や母乳、卒乳についての相談に応じます。

Hello ママサロン
１か月児健診を受けた生後１～２か月のお子さんとその保護者の交流会で、助産師によるミニ講話もあります。

うさちゃんくらぶ
生後２～３か月のお子さんとその保護者の交流会で、助産師が相談にも応じます。

のんびりサロン
生後３～４か月のお子さんとその保護者の交流会です。

産後母子ケア宿泊型ショートステイ
産後の母子が医療機関等に宿泊し、母子ケアや授乳・育児相談等が受けられます。

産後母子ケアデイサービス・乳房ケア
産後の母子が医療機関等で、乳房管理や母乳に関する相談などを受けられます。

赤ちゃん応援定期便
０歳児の赤ちゃんがいる家庭へ支援員が訪問し、不安や困りごと等の相談に応じるとともに、希望する育児用品をお渡しします。

音声コード
掲載予定

方針（３）　妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するための健康診査の充実

妊婦、胎児の健康を守り、また産後も引き続き母子の疾病や障害を早期発見するため、健康診査により切れ目なく母子を見守るとともに、必要な支援につなげます。

取組１　乳幼児健康診査の受診率向上

乳幼児健康診査に関する正確で分かりやすい情報発信を通じ、健診の受診率向上を図ります。特に３歳児健康診査は、その後の成長に及ぼす影響の重要性や、乳幼児健康診査の場における育児不安解消等育児支援の面から、受診率の向上に取り組みます。

取組２　妊産婦及び乳幼児等健康診査の推進

妊娠期から子育て期まで切れ目なく母子の健康保持を支援するため、妊婦、産婦健康診査、１か月児から５歳児までの健康診査を実施することで、継続して母子を見守り、必要な支援につなげます。

母子に対する健診事業の紹介

みなと保健所では、妊娠中から出産後、
以下のような健診事業を行っています。

妊娠中	誕生～４か月児	５～11か月児	１歳～就学前
● 妊婦健診	● 産婦健診	● ６～７か月児健診	● １歳６か月児健診
		● ９～10か月児健診	● ３歳児健診
● 妊産婦歯科健診（妊娠中から産後１年まで）	● １か月児健診		● ５歳児健診
	● ３～４か月児健診		● すこやかちゃんフッ素塗布（４・５・６歳）
	● 新生児聴覚検査		● バースディ歯科健診

詳しい内容は、
港区ホームページをご覧ください。
港区ホームページ ▶
「母と子の健康」

音声コード
掲載予定

柱3 こころの健康、自殺対策を強化します

方針（１） 地域全体で「生きる支援」に取り組むための普及・啓発

自殺は、その多くが様々な悩みや課題が絡み合う中で追い込まれた末の死であり、「生きる支援」として地域全体で対策に取り組む必要があります。区民・事業者・関係機関への理解促進、普及啓発に取り組み、悩みを抱える方を適切な相談機関につなげます。

取組1 自殺の実態把握

区の自殺の状況分析や区民等への各種調査を実施し、事業評価及び効果的な施策の展開につなげます。

取組2 自殺対策についての理解促進

ＳＮＳ等で自殺対策事業の周知、自殺予防やゲートキーパーについての啓発動画の放映等を行い、様々な機会をとらえ、自殺対策の理解促進を図ります。

取組3 自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知の徹底

「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」に合わせ、「港区こころといのちのキャンペーン」を実施し、自殺対策の周知、普及・啓発を強化します。

取組4 相談窓口の周知及び普及・啓発の推進

こころの病気等で相談を必要としているすべての人が適切な相談機関につながるための普及・啓発を強化します。SNS の活用など、相談をためらう方への周知の工夫に取り組みます。

方針（２） 全分野での取組と関係機関との連携による相談支援体制の強化

保健分野にとどまらない全庁的な取組を推進するとともに、関係機関とも連携し、全ての人が安心して生きていくことができるよう、相談支援体制の一層の充実を図ります。

取組1 相談の充実

こころの病気の早期発見、早期治療、対応の仕方等、精神科医が相談に応じ、必要な専門機関につなげます。また、相談者が抱える様々な悩みを受け止め継続的に地域での生活を支援します。

音声コード
掲載予定

取組2 相談機関の連携、協力

福祉総合窓口や関係機関、いのち支える自殺対策推進センターをはじめとする各種民間団体等と連携・協力し、悩みを抱える区民に寄り添えるよう相談支援体制の強化を図ります。

取組3 生きる支援のための人材育成と専門性の向上

全職員がゲートキーパーとしての役割を理解するとともに、職員がゲートキーパーとして対応ができるよう人材育成を推進します。

取組4 子どもの自殺予防対策の推進

子どもが、置かれている環境等に関わらず、必要な支援が届くよう、子どもの自殺防止について、地域全体で包括的な支援体制の整備に取り組みます。

ゲートキーパーの役割

ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで「命の門番」とも言われています。

特別な資格は必要ありません。その人の立場により求められる役割が異なります。悩みを抱いた人に寄り添い、孤立を防いで、周囲の人々がゲートキーパーとして支援すること、そして、社会全体で自殺のリスクを低下させることが重要です。



港区がめざすゲートキーパーの役割

一般の人	● ゲートキーパーの役割について知っている ● 周囲の人の異変に気付き、声をかけることができる ● 相談窓口を知っている ● 子どもの SOS に気づくことができる
小中学生・高校生・大学生	● つらいときには、身近な人に「助けて」と言ってもいいことを知っている ● 周りでつらいと感じている友達に声をかけることができる
民生委員・児童委員等	● 悩んでいる人の話を聴くことができる ● 必要な相談窓口につなぐことができる ● 日々の生活の中で見守る
専門職	● 自殺企図、自殺念慮のある人に対応ができる ● 必要な専門機関につなぐことができる ● 地域で見守る体制を整える

音声コード
掲載予定

方針（３）　こころの健康づくりの総合的な推進

自発的に大人や専門家に相談できない子どもや若者への支援とともに、周囲の人が彼らの発するサインに気づき、適切な支援につなげられるよう取り組みます。

取組1　地域に向けてのこころの健康づくり

こころの病気を抱える人やその家族が地域の中で安心して生活できるよう関係機関と連携して支援します。また、こころの健康や精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発に取り組むとともに、区民が地域で家族や同僚など身近な人に傾聴等の支援ができるよう、心のサポーター養成研修講座を実施します。

取組2　子どもや若者へのこころの健康づくりと自殺予防の取組

子どもや若者からのＳＯＳに対応できる職員を養成し、周囲の人々が、自殺リスクの高い子どもの早期発見・対応ができるよう教育機関と連携します。

取組3　職場のヘルスケア

医療機関等と協力し、働く人等を対象とした講演会を開催するとともに、区内で働く人にも相談窓口の周知を進めます。また、港地域産業保健センター等と連携し、職場のヘルスケアを推進します。

取組4　適切な精神科医療の受診支援

精神疾患の未治療や治療を中断した対応困難なケースに対し、多職種チームによるアウトリーチ支援事業を実施します。

相談支援の窓口紹介

令和８年９月現在

こころの悩み相談
「生きていくのがつらい」などの相談

東京いのちの電話	☎ 03-3264-4343 毎日：24時間
東京都自殺予防相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～	☎ 0570-087-478 毎日：14：00～翌朝５：30
東京都自殺防止センター	☎ 03-5286-9090 月：22：30～２：30 火：17：00～２：30 水～日：20：00～２：30
東京都夜間こころの電話相談	☎ 03-5155-5028 毎日：17：00～22：00 （受付21：30）

こころの健康相談

専門医による精神保健福祉相談
（月４回、予約制）
保健師相談は随時
みなと保健所健康推進課地域保健係　☎ 03-6400-0084
平日：月～金　８：30～17：00

保健と福祉に関する相談窓口
（各地区総合支所　区民課保健福祉係）



芝地区総合支所	☎ 03-3578-3161
麻布地区総合支所	☎ 03-5114-8822
赤坂地区総合支所	☎ 03-5413-7276
高輪地区総合支所	☎ 03-5421-7085
芝浦港南地区総合支所	☎ 03-6400-0022

医療機関の案内
東京都保健医療情報センター「ひまわり」　☎ 03-5272-0303　毎日：24時間

音声コード
掲載予定





方針（４） 自殺未遂者の再企図防止と遺族等への支援の充実

自殺未遂者は繰り返し自殺企図をする可能性が高いため、再企図防止の取組を進めるとともに、その家族や遺族への支援を充実します。

取組 1 自殺未遂者とその家族への包括的支援

自殺未遂者やその家族等に専門の相談員による寄り添い型支援を実施するとともに、救命救急センターと連携した自殺未遂者への支援体制を整備します。

取組 2 遺族等への総合的支援の充実

自死やその他の死別による遺族等の悲嘆に対し、自死遺族の集いを開催し、自死遺族等へのグリーフケアを推進します。

取組 3 遺族等への支援をしている団体との連携

自死遺族や、様々な死別の遺族等へ支援を行う団体の会議や研修会に積極的に参加し、必要な人に必要な情報が提供できるよう連携の強化を図ります。

取組 4 自死遺族等への支援に関する啓発

職員向けゲートキーパー研修や区民向けゲートキーパー養成講座等において、自死遺族の心情や支援についての内容を含め周知啓発を行います。

音声コード
掲載予定

わかちあいの会みなと

わかちあいの会みなとは、
身近な人を自死（自殺）で亡くした方が、
胸の内を語り合い、聴き合い、支え合う、
遺族のための会です。
みなと保健所で隔月に開催しています。



語り合う

聴き合う

支え合う

詳しくはこちら

港区ホームページ
「わかちあいの会みなと」
のご紹介

隔月開催
みなと保健所で開催

予約不要
お気軽にご参加
ください

匿名参加可
お名前を伏せて
参加できます

音声コード
掲載予定

柱4 感染症対策と地域医療体制を充実します

方針（１） 感染症の情報を発信し、早期発見するための対策の充実

感染症に関する情報を積極的に発信します。また、感染症の早期発見・早期治療・まん延防止につながるよう、地域の医療機関等と連携し迅速に対応します。

取組1 感染症情報の積極的発信と迅速対応

国や東京都と連携しながら、感染症の流行状況や感染対策に関する情報を、区ホームページなどで発信します。また、感染症発生時には、感染症法・港区感染症予防計画・港区新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、地域の医療機関等と連携し、感染症のまん延を防止します。

取組2 ＨＩＶ・性感染症の検査体制の拡充と普及・啓発

ＨＩＶ・性感染症の早期発見・早期治療のために、安心して検査を受けられる体制の整備と普及・啓発を行います。保健所で行うＨＩＶ・梅毒即日検査や、地域の医療機関と連携したＨＩＶ・性感染症検査（ａｉチェック）を実施します。また、若年層への普及・啓発のため、文化祭・学園祭への出展や、区内中学校での出張授業を行います。

取組3 結核対策の強化

患者への治療終了までの服薬支援や結核の早期発見の取組を行います。外国人を含めた全ての患者が数か月に渡る治療を終了できるよう、服薬支援や療養に伴う生活相談を積極的に行います。また、患者の早期発見のために、区民や区内の医療機関・社会福祉施設の従事者、検査を受ける機会が少ない日本語学校の生徒に対し、結核健康診断を行います。

方針（２） 感染症の発生・まん延を防ぐための予防接種の充実

子どもから高齢者まで、感染症の発生・まん延を防止するため、安全に予防接種を受けられる環境の整備と、正しい知識の普及・啓発を推進していきます。

取組1 予防接種の普及・啓発

区民が正しい知識をもって安心して予防接種を受けられるよう、予防接種の普及・啓発を行います。区ホームページでは、感染症に関する情報、予防接種の効果、ワクチンの有

音声コード
掲載予定

効性及び安全性、副反応及び健康被害の救済制度などを、科学的根拠に基づいて分かりやすく情報提供します。

取組2 定期予防接種の接種率向上

定期予防接種の接種率を向上することで、感染症の発生・まん延の防止を目指します。区ホームページ、ＳＮＳでの周知や、みなと母子（親子）手帳アプリ等での接種勧奨周知を行います。また、未接種者へ個別に勧奨通知を発送することで、接種機会の確保に取り組みます。

取組3 予防接種事務デジタル化の推進

国が推進する予防接種事務のデジタル化に取り組みます。現在、紙媒体で行っている予防接種事務について、予診票の発送、予診票の記入、接種費用の請求、接種記録の管理など、区民、医療機関、区のそれぞれが負担している作業をデジタル化することで効率化します。

方針（３） 地域と連携した安心できる医療提供体制の強化

区民が地域で安心して暮らし続けられるよう、感染症や災害などの有事や日常における予防等について、広く地域の医療機関と連携し体制を強化していきます。

取組1 感染症のまん延に備えた職員体制の整備

感染症のまん延時に、滞りなく保健所業務を継続できるよう、ＩＨＥＡＴ要員等の外部の専門職の受入体制を整備し、感染症対策の講義や、患者への聞き取りなどの実践的な訓練を行います。また、高齢者や障害者、保育園などの施設職員向けに、感染症講習会や防護服着脱講習会を実施し、健康危機発生時の備えを強化します。

取組2 地域で健やかに生活できる医療提供体制の強化

区民が地域で健やかに生活できるよう、地域全体の医療提供体制を強化します。東京都と連携し、新興感染症のまん延に備えた訓練を実施します。また、地域の医療機関と連携したぜん息児水泳教室や地域リハビリテーション、休日診療や小児初期救急診療など、地域の健康維持・健康増進の取組をサポートします。

取組3 地域の医療機関等との連携による感染制御体制の強化

地域の医療機関と平時から連携することで、感染症のまん延や新興感染症の発生など有事の際に地域で迅速に対応できる体制を構築します。また、港区薬剤師会や港区歯科医師会も参加し、世界的に喫緊の課題である薬剤耐性対策に取り組み、区民の知識や意識を高めるよう啓発を行います。

音声コード
掲載予定

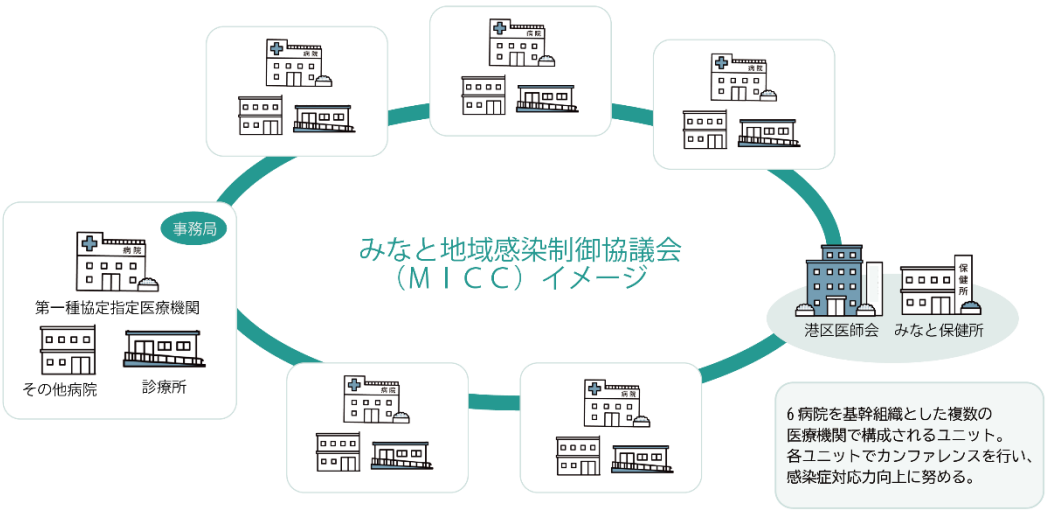
取組 4 大規模災害に備えた災害時医療体制の整備

区内医療機関、関係機関等と連携し、災害医療連携会議の開催や、大規模災害に備えた実効性の高い訓練を行います。また、医療資器材・医薬品、母子救護所倉庫内の乳幼児・妊産婦用の物品の備蓄や、人工呼吸器使用者等の要配慮者に対する支援体制の整備を推進します。

みなと地域感染制御協議会（MICC）

新型コロナウイルス感染症での経験を踏まえ、区内６病院を中心として、港区医師会や区内の入院医療機関・診療所と感染症に関する連携体制を構築するため、令和４年 10 月に発足した任意の協議会です。
年４回以上の合同カンファレンス（うち１回は感染症対策訓練）を実施し、感染症の制御にかかる地域連携の強化、新興感染症への備えなど、より実効性のある感染症対策に努めています。

MICC は「Minato infection control council」の略です。



音声コード
掲載予定

柱5 快適で安心できる生活衛生環境を整備します

方針（１） 総合的な食品衛生対策の推進による食の安全確保

食品等事業者の HACCP に沿った衛生管理の定着を進め、食中毒や流通食品による健康被害を防ぎ、区民等の食の安全を確保します。

取組1 HACCP に沿った衛生管理の定着支援

食品等事業者の取組状況を監視等の機会に確認し、衛生管理計画の作成や実施記録、定期的な見直しを事業規模や業種に応じて助言・指導します。また、計画・記録様式を収めた食品衛生管理ファイル、HACCP 解説動画、多言語翻訳付きの食品衛生教材、講習会等を活用し、制度の定着を支援し、自主的な衛生管理の推進を図ります。

取組2 食中毒対策の推進

食品等事業者への監視指導や、区ホームページ、広報みなと、動画等を活用して区民等への食中毒予防の普及・啓発を行います。特に、加熱不十分の食肉等、食中毒リスクの高い食品を扱う施設を重点的に監視します。また、食中毒が疑われる事例では速やかに調査し、原因究明、被害拡大防止及び再発防止のための指導を徹底します。

取組3 流通食品等の監視と健康被害対策

「港区食品衛生監視指導計画」に基づき、区内流通食品の監視・検査を行い、違反食品等が確認された場合は必要に応じ関係機関と連携し、販売禁止等の措置を講じます。健康食品等の健康被害や食品リコール情報を把握し、調査・監視指導を行うとともに、区ホームページ等で周知し、区民等の健康被害の発生・拡大を防止します。

音声コード
掲載予定

総合的な食品衛生対策の推進による食の安全確保

① HACCP に沿った衛生管理の定着支援



- 食品等事業者への監視指導
- 衛生管理計画の作成支援
- 定期的な見直しへの支援
- 講習会の実施・衛生教材の活用
- 自主的な衛生管理の推進

② 食中毒対策の推進



- 高リスク施設等への重点監視
- 食中毒予防の普及啓発
- 発生時の迅速な調査
- 原因究明と被害拡大防止の徹底
- 再発防止のための指導の実施

③ 流通食品等の監視と健康被害対策



- 流通食品の収去検査
- 違反食品への迅速な対応
- 健康食品による健康被害情報等の把握
- 食品リコールへの対応
- 関係機関との連携・情報提供

目指す姿（取組により実現される成果）

食中毒の予防 ／ 健康被害の防止 ／ 安全な食品の流通 ／ 食の安全・安心の向上 ／ 区民が安心して食生活を送れる環境

方針（２） 医療・医薬品に関する適切な情報提供や相談対応、監視指導による医療安全の確保

医療機関や医薬品販売業者等に適切な管理を指導するとともに、区民や在勤者を多く含む利用者に対しても適切な利用を啓発します。

取組 1 区民への情報提供及び相談体制の充実

医療相談窓口として専用のコールセンターを設け、区民や区内診療所等の利用者からの医療相談に対応します。電話対応は、病院等で臨床経験がある看護師等が行い、調査等が必要な場合は、保健所職員が対応します。また、広報みなとや区ホームページを活用し、医療・医薬品等に関する情報提供の充実を図ります。

取組 2 医療機関等への指導及び情報提供の充実

診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所について、開設・変更時のほか、必要に応じて立入検査を行い、監視指導します。一般社団法人が開設する診療所等においては、事業報告等を受けて監査を行います。また、区ホームページやメーリングリスト等を通じて、国等からの重要な通知等を情報提供します。

音声コード
掲載予定

取組 3 医薬品販売業者等への情報提供及び指導の充実

薬局、ドラッグストア等の薬店、医療機器等取扱い業者、毒物劇物販売業者について、開設・変更時のほか、必要に応じて立入検査を行い、監視指導します。インターネット販売が行われている場合は薬剤師等の有資格者が適切に管理・販売していることを確認します。また、区ホームページやメーリングリスト等を通じて情報提供します。

（医務・薬事施設数の推移（医務））

	診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
令和３年	878	617	18	768	37	11
令和４年	928	620	21	787	37	11
令和５年	959	621	23	808	32	7
令和６年	984	611	27	831	32	7
令和７年	1,028	612	29	820	32	4

（医務・薬事施設数の推移（薬事））

	薬局	店舗販売業	高度管理医療機器	管理医療機器	毒物劇物販売業
令和３年	201	120	727	2,269	521
令和４年	209	117	708	2,356	521
令和５年	214	118	723	2,391	515
令和６年	212	119	711	2,426	516
令和７年	215	121	703	2,440	521

音声コード
掲載予定

方針（３）　施設への衛生指導による環境衛生の充実

区内には、美容所、公衆浴場、旅館業など多くの環境衛生施設があります。近年増えている旅館業・住宅宿泊事業の施設の適正な運営を確保するための衛生指導、サウナ施設の安全を確保するための監視指導を行います。

取組1　施設への衛生指導

年間計画に基づき、立入検査や水質検査を実施し、不適施設については改善を指導します。また、衛生講習会の開催、区ホームページ等による情報提供をとおして、衛生的な自主管理を促します。

取組2　宿泊施設の適切な運営の確保

コロナ禍以降、旅館業及び住宅宿泊事業の施設が年々増加し、苦情が増えています。許可前の検査又は届出直後に監視を行うことで、適正な運営を行うよう指導します。

取組3　サウナ施設の適切な運営の確保

サウナ施設における利用者の安全確保を図るため、基準を改正しました。この基準が順守され、利用者の安全が確保されているか確認するため、サウナ施設への監視を強化します。

旅館業の施設数及び苦情数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
施設数	310	309	349	448	604
苦情数	19	7	11	21	30
立入監視数	24	20	25	32	42

住宅宿泊事業の施設数及び苦情数の推移

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
施設数	320	385	492	632	838
苦情数	11	17	19	18	58
立入監視数	14	24	29	21	101

音声コード
掲載予定

方針（４） 衛生害虫対策による生活環境の確保と動物愛護の推進

生活衛生に関する相談対応や普及・啓発、動物愛護の推進を通じて、安心して暮らせる生活環境を確保します。

取組 1 室内環境の相談対応

飲み水等に関する区民からの相談に対し、必要な調査・助言を行います。また、パンフレットの作成・配布や区ホームページ、SNS 等による情報発信、妊婦や乳幼児の保護者への講話を通じて、室内環境に関する普及・啓発を図ります。

取組 2 ねずみ・衛生害虫防除対策

区ホームページやＳＮＳ、出前講座などを活用し、ねずみ・衛生害虫の防除の考え方や対応について普及・啓発を図ります。また、ねずみ・衛生害虫に関する区民からの相談に対し、必要な調査や対策について助言を行います。

取組 3 動物愛護の推進

狂犬病予防対策の推進や動物の適正飼養・終生飼養に関する普及・啓発、猫の去勢・不妊手術費助成、MINATO DOG＆CAT 宣言登録事業を通じて、人と動物が共生できる快適で住みやすい地域づくりを進めます。

MINATO DOG&CAT 宣言登録事業について

ここがポイント

獣医師の「動物政策監」監修のもと、「MINATO DOG＆CAT 宣言」の取組を進め、人とペットが安心して暮らせる共生社会を目指します。

「MINATO DOG＆CAT 宣言」は、犬・猫の飼い主に必要な知識の習得や行動変容を促すため、区の動物政策監（※）の監修のもと、飼い犬登録、狂犬病予防接種、マイクロチップ装着、終生飼養、ペットマナーの意識向上、災害時の備えなど、犬と猫の飼い主が行うべきことを啓発する取組です。
宣言の主旨に賛同・署名いただいた飼い主の犬、猫を、「MINATO DOG」「MINATO CAT」として登録し、プレートと登録手帳を交付します。
宣言の普及により、人とペットが安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

（※）港区は、獣医師資格を有する「動物政策監」を保健所に配置しています。

宣言の概要

対象者	犬、猫を飼っている港区在住者
事業開始	令和８年 10 月
宣言の内容	飼い犬登録と狂犬病予防注射を実施、マイクロチップの装着、終生飼養への責任、周辺の住宅や環境への配慮、ペットのための防災用品の準備など、全 10 か条

宣言の普及により目指す効果

- 飼い犬の登録・狂犬病予防注射の徹底
- 身元確認のためのマイクロチップ装着の普及
- 飼い主の終生飼養の意識の向上、飼育放棄の未然防止
- 犬・猫の飼い主のマナー向上
- 災害時の備えの強化

音声コード
掲載予定

港区食育推進計画　事業一覧

取組	取組内容	進捗管理事業	所管課
1 食を通じた豊かな地域づくり	(1)家庭や地域での共食の推進	① 健康講座（食育関連） ② 国産農産物の活用促進 ③ 日本の食文化の啓発 ④ 港区子ども食堂ネットワーク	健康推進課 子ども若者支援課
	(2)地域の食育ネットワークの推進	① 健康づくりサポーター ② 地域の栄養士ネットワークの支援	健康推進課
	(3)多文化・多様性の理解促進	① 大使館等との連携による食文化の紹介 ② 宗教食に対応した備蓄物資整備	国際化・文化芸術担当 防災課
2 生涯を通じた食育の推進	(4)乳幼児期の食育推進	① はじめての離乳食教室 ② 離乳食つくり方テキスト ③ 乳幼児食事相談会 ④ 保育園運営マニュアル（保育園給食）	健康推進課 保育課
	(5)学齢期の食育推進	① みなとハッピー給食プロジェクト	学務課
	(6)働き盛り世代の食育推進	① 働き盛り世代の健康ハンドブック ② THP指針を踏まえた健康経営の支援 ③ 給食施設の巡回指導	健康推進課 生活衛生課
	(7)高齢期の食育推進	① 高齢者の低栄養対策 ② みんなの食と健口講座	健康推進課 高齢者支援課
	(8)食と健康に関する普及啓発	① 食と健康ハンドブック	健康推進課
3 持続可能な食を支える環境整備	(9)食の安全に関する理解促進	① 港区食品衛生消費者懇談会 ② 生涯学習出前講座 ③ 食品衛生月間 ④ 食品衛生フェスティバル ⑤ 児童館等における手洗い教室 ⑥ 食品衛生講習会	生活衛生課
	(10)食品ロス削減の実践	① 港区食べきり協力店登録制度 ② フードドライブ ③ 「食品ロスになりがち食材」活用レシピ集	みなとリサイクル清掃事務所
	(11)食事における環境負荷低減	① 環境に配慮した食品選択・調理の啓発 ② 環境体験学習を通じた食育	健康推進課 環境課
	(12)災害に備えた食育対策	① 災害時の食事に関する普及・啓発 ② 医療救護活動マニュアル ③ 母子救護所備蓄物資整備 ④ 災害食及び備蓄食啓発プログラム	地域医療連携担当 健康推進課

音声コード
掲載予定

港区自殺対策推進計画　事業一覧

方針	取組	進捗管理事業	所管課
1　地域全体で「生きる支援」に取り組むための普及啓発	1　自殺の実態把握	①自殺統計及び区民アンケートからの状況把握・分析	健康推進課
	2　自殺対策についての理解促進	①SNSを活用した自殺対策推進事業の周知 ②自殺予防やゲートキーパーについての啓発動画等による周知 ③こころのサポーター養成研修	健康推進課
	3　自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知の徹底	①港区こころといのちを支えるキャンペーンの実施 ②自殺対策強化月間の実施	健康推進課
	4　相談窓口の周知及び普及・啓発の推進	①インターネット検索連動広告による相談窓口の周知 ②「生きるための支援」相談機関一覧の作成と啓発	健康推進課
2　全分野での取組と関係機関との連携による相談支援体制の強化	5　相談の充実	①精神保健福祉相談と保健師による健康相談の実施 ②SNSを活用した相談の推進 ③ひきこもり青少年等に対する相談・支援事業の推進 ④子ども家庭支援センターにおける相談・支援 ⑤女性相談の実施 ⑥生活困窮者自立支援事業の実施 ⑦消費生活相談（多重債務等）の実施	健康推進課 子ども家庭支援センター 生活福祉調整課 産業振興課
	6　相談機関の連携、協力	①精神保健福祉関係機関との連携・協力体制の強化 ②自殺対策関係機関との連携の強化 ③思春期問題に対応した機関との連携の推進 ④区内医療機関との連携の推進 ⑤精神保健福祉センターとの連携 ⑥東京都や民間団体の相談機関との連携の推進	健康推進課
	7　生きる支援のための人材育成と専門性の向上	①ゲートキーパー・リーダーの養成 ②新任職員等に対するゲートキーパー研修 ③職員向けゲートキーパーマニュアルの作成と活用 ④区民対応職員に対するゲートキーパー研修 ⑤保健師、福祉職員に対する事例検討会 ⑥精神保健分野に係る職員への研修	健康推進課 人事課
	8　子どもの自殺予防対策の推進	①港区子どもの自殺対策推進協議会 ②子どもの自殺に関する相談の強化	健康推進課 子ども家庭支援センター 教育指導担当
3　こころの健康づくりの総合的な推進	9　地域に向けてのこころの健康づくり	①精神保健福祉に関する講演会等の開催 ②思春期講演会の開催 ③こころの病気を抱える人への支援 ④こころの病気を抱える人の家族への支援	健康推進課
	10　子どもや若者へのこころの健康づくりと自殺予防の取組	①みなと相談ねっとによる相談支援 ②子どものSOSの出し方に関する教育の実施 ③大学や私立学校を対象としたSOSの合方に関する講座 ④子どものSOS対応研修 ⑤子どもの施設における職員の意識啓発 ⑥心のケアの充実	健康推進課 子ども家庭支援センター 教育指導担当
	11　職場のヘルスケア	①職場のメンタルヘルス講演会の実施 ②港区地域職域連携推進協議会と連携した労働者向け事業の周知の強化 ③地域産業保健センターの周知と連携の強化	健康推進課
	12　適切な精神科医療の受診支援	①アウトリーチによる相談支援 ②うつ自己診断「こころの体温計」による相談支援 ③区民健康診査受診者への若年認知症、うつ病等の相談先の周知 ④特定健康診査受診者への相談先の周知	健康推進課
4　自殺未遂者の再企図防止と遺族等への支援の充実	13　自殺未遂者とその家族への包括的支援	①自殺未遂者対応支援事業の実施 ②区内関係機関との連携強化 ③区内救命救急センター等との精神科医療連携の推進	健康推進課
	14　遺族等への総合的支援の充実	①自死遺族の集いの開催による支援 ②死亡届提出時における遺族に対しての支援	健康推進課
	15　遺族等への支援をしている団体との連携	①遺族等支援団体等の情報収集と連携強化 ②遺族等支援団体の活動の周知	健康推進課
	16　自死遺族等への支援に関する啓発	①職員研修における自死遺族等への支援についての啓発 ②区民へのゲートキーパー研修等における自死遺族等への支援についての啓発	健康推進課

音声コード
掲載予定

（白紙）

音声コード
掲載予定

第4章　生活福祉分野

1 生活福祉分野のめざす姿

**経済的な課題をかかえても、
安心して健やかに地域生活を送ることができる
環境を実現します。**

コロナ禍の影響で増加していた区内の生活保護受給者数は減少傾向にありますが、昨今の物価高騰やエネルギー価格の上昇といった厳しい生活環境の変化から、今後増加していく可能性は否定できません。

こうした状況を踏まえ、生活保護受給者等に対し、個別の能力に応じた自立を支援するとともに、生活困窮者に向けて、生活を安定・再生するための就労支援や
家計改善等の支援を行います。

写真を掲載予定	写真を掲載予定

2 生活福祉分野の柱

柱1　丁寧できめ細かな生活支援を推進します

音声コード
掲載予定

3　分野の全体像（施策体系）

～～方　　針～～

柱 1	**丁寧できめ細かな生活支援を推進します**	（１）相談者に寄り添った生活保護受給者等への支援の推進 （２）生活困窮者への一人ひとりの能力に応じた包括的な自立支援の促進

音声コード
掲載予定

～～取　　組～～

①　生活保護制度等の適正な運営 ③　法外援護の実施	②　自立支援の実施 ④　路上生活者等への支援
①　生活安定の支援 ③　子どもへの支援	②　生活再生の支援

音声コード
掲載予定

4　柱の具体的な内容

柱1　丁寧できめ細かな生活支援を推進します

方針（１）　相談者に寄り添った生活保護受給者等への支援の推進

生活保護受給者等の抱える多様な課題に対応するため、適切に生活保護制度を運用し、個々の能力に応じた経済的、社会的な自立を支援します。

取組1　生活保護制度等の適正な運営

生活保護世帯に、よりきめ細やかな相談支援と必要な支援が行き届くよう、ケースワーカーを適切に配置するとともに、事務処理に係る業務負担を軽減するため、DX の活用に取り組みます。

また、適切に安否確認を行い、生活状況の変化を早期に把握できるよう、訪問体制強化事業に取り組みます。さらに、生活保護面接相談の受付や、複雑多様化した被保護世帯を巡る諸問題への対応等を行うため、生活保護業務相談支援員の設置を検討します。

取組2　自立支援の実施

生活保護受給者一人ひとりの状況に応じ、日常生活自立、社会生活自立及び経済的自立に向けた支援を行うため、メンタルケア支援、健康管理支援、就労支援等を総合的に実施します。

ケースワーカーとメンタルケア支援員、就労支援員等の専門性を有する職員が連携し、受給者一人ひとりの状況や能力に応じて、生活の安定と自立に向けた支援を行います。

取組3　法外援護の実施

生活保護世帯が安定した日常生活を送るとともに、生活の質的な向上を促し、最終的に自立につなげるよう、区独自で、コミュニティバス乗車券や無料入浴券の給付、児童・生徒の通学用衣服費、運動用衣服費、修学旅行支度費、夏季及び冬季の見舞金を支給します。

取組4　路上生活者等への支援

路上生活者に対して、交通費の支給や医療扶助等の応急援護を行います。

また、東京都及び特別区が共同で実施する自立支援センターと連携し、一時保護、健康状態の把握、就労等に向けた支援、地域生活への移行及び定着支援を総合的に進め、路上生活からの早期の社会復帰と再び路上生活に戻らないための支援を図ります。

音声コード
掲載予定

方針（２）　生活困窮者への一人ひとりの能力に応じた包括的な自立支援の促進

生活困窮者の自立を支援するため、一人ひとりの状況に合った必要なサービスを提供するとともに、学習支援事業の充実を図ります。

取組１　生活安定の支援

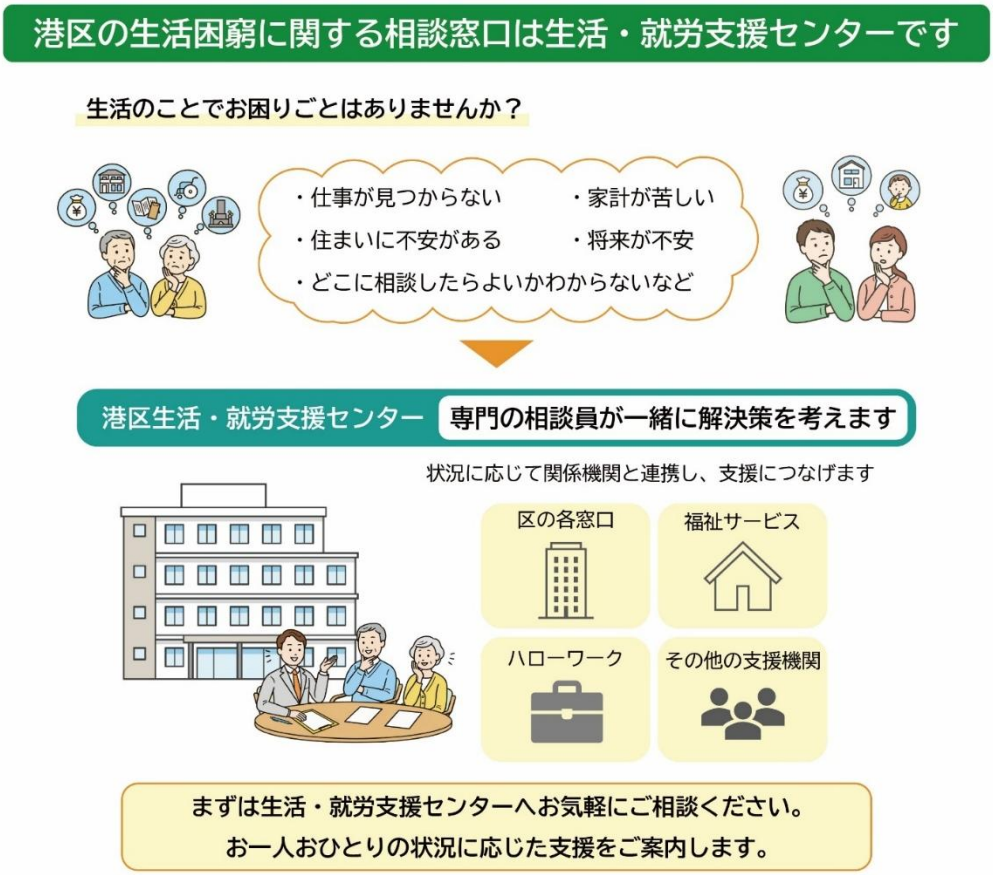
生活困窮に関する最初の相談窓口である生活・就労支援センターでは、相談者が抱える経済的な問題に加え、生活上・健康上の悩みに総合的に寄り添います。また、各地区総合支所の福祉総合窓口、港区社会福祉協議会、高齢者相談センター、子ども家庭支援センター等の相談窓口と連携し、包括的な支援を行います。

取組２　生活再生の支援

社会参加や就労への第一歩を支えるため、生活リズムの改善、社会参加、就労体験などを一貫して支援します。就労が可能な方には、職業相談や職業紹介などの就労支援を行います。また、経済的課題の解決に向けて、家計管理や債務整理、滞納等に関する助言、情報提供、同行支援などを行い、生活の再生を図ります。

取組３　子どもへの支援

生活困窮者自立支援法の理念を踏まえ、子ども一人ひとりの尊厳を大切にしながら、学習支援や生活習慣の改善、進路相談等を包括的に行います。家庭の状況にも寄り添い、育成環境の改善を図ることで、将来の自立、社会参加及び貧困の連鎖の防止につなげます。



音声コード
掲載予定

音声コード
掲載予定

第５章　地域福祉分野

１ 地域福祉分野のめざす姿

**地域のつながりと支え合いの中で、
不安や悩みに寄り添いながら、誰もが自ら望む場所でその人らしく安心して暮らせるまちをめざします。**

地域のつながりの希薄化、福祉課題の複雑化・複合化、本人が望まない形での孤独・孤立やひきこもり等の新たな社会課題への対応など、区民の誰もが安心して暮らせる地域の実現には課題があります。

それらに対応するため、包括的な支援体制の構築、地域の支え合いを担う団体・個人への支援、成年後見制度の理解や適切な利用の促進を通じた権利擁護支援、災害時に支援が必要な人の支えなどに取り組み、誰もが自ら望む場所で、その人らしく安心して暮らせる地域の実現に取り組みます。

写真を掲載予定	写真を掲載予定

２ 地域福祉分野の柱

柱１ 港区らしい地域包括ケアの充実を図ります

柱２ 地域をつなげる福祉活動を支援します

柱３ 成年後見制度の適切な利用環境を整えます

柱４ 地域と人を包括的につなげ、支えます

柱５ 災害時に支援が必要な人に寄り添い支えます

音声コード
掲載予定

3　分野の全体像（施策体系）

～～方　　針～～

柱1	港区らしい 地域包括ケアの 充実を図ります	（1）多機関・多職種連携による地域包括ケアの推進体制の強化 （2）医療と介護の連携による療養生活を支える基盤づくりの推進 （3）地域包括ケアの理解促進や在宅療養等に関する普及・啓発
柱2	地域をつなげる 福祉活動を 支援します	（1）福祉活動を推進する港区社会福祉協議会等の活動支援や連携体制の強化 （2）地域で安心して暮らし続けるための福祉活動の担い手の支援 （3）誰もが安全で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進
柱3	成年後見制度の 適切な利用環境を 整えます	（1）利用しやすい体制整備や必要な人に対する制度利用の支援 （2）権利擁護支援に向けた地域連携やチーム支援の強化 （3）関係機関等と連携した成年後見制度の周知・啓発や理解促進
柱4	地域と人を 包括的につなげ、 支えます	（1）福祉総合窓口による包括的な相談体制の推進 （2）相談・参加・地域づくりを一体化した重層的支援の推進 （3）多様なつながりの機会を育む地域づくり （4）ひきこもり状態にある方や、その家族の支援
柱5	災害時に支援が 必要な人に 寄り添い支えます	（1）個別避難計画の作成・更新の促進と活用強化 （2）関係機関や地域との連携体制強化と活動支援 （3）在宅避難者への支援体制の整備と充実

音声コード
掲載予定

～～取　　組～～

① 地域全体で相互に協力し支え合う連携体制の強化 ② 関係機関の連携による地域課題への対応	
① 医療機関と介護事業者間の円滑な連携の推進 ③ 在宅療養相談センターの機能強化	② 本人の意思を踏まえた在宅療養の支援
① 地域包括ケアの理解促進 ② 本人が望む在宅療養等の実現に向けたACPの普及・啓発	

① 港区社会福祉協議会との連携・支援	② ボランティア活動の促進
① 民生委員・児童委員の活動支援 ③ 赤十字奉仕団の活動支援 ⑤ 福祉活動への区民等の参画の促進	② 保護司の活動支援 ④ 公衆浴場の安定的な経営に向けた支援
① バリアフリー整備の推進 ③ 福祉分野におけるバリアフリーマップの充実と普及	② 心のバリアフリーの普及・啓発

① 相談しやすい体制の整備 ③ 区長申立の適切な実施	② 利用しやすい制度の運用 ④ 新たな制度を見据えた連携体制の整備
① 地域連携ネットワークと中核機関の強化 ③ 権利擁護を支えるチーム支援の強化	② 多様な担い手の確保・育成の推進
① 区民への周知・啓発及び早期相談・備えの促進 ② 支援者の制度理解の促進	

① 包括的相談支援	② 福祉総合窓口の機能強化
① 多機関連携とアウトリーチによる包括的支援の推進 ② 相談支援・参加支援・地域づくりを通じた支援の充実	
① 孤独・孤立を防ぐネットワークの強化 ③ 誰もが気軽に参加できる居場所の充実	② 制度の狭間にある方への支援の充実 ④ 孤独・孤立の相談先の周知と情報発信の充実
① 相談支援 ③ 家族への支援	② 当事者への支援 ④ ひきこもりについての理解促進

① 避難行動要支援者名簿の整備と個別避難計画の作成及び更新の推進 ② 個別避難計画及び避難行動要支援者支援システムの活用促進	
① 地域における連携体制の強化 ② 避難支援を担う人材の育成と普及・啓発の推進	
① 在宅避難に向けた備えの支援及び普及・啓発	② 在宅避難者への生活継続支援

音声コード
掲載予定

柱1　港区らしい地域包括ケアの充実を図ります

方針（１）　多機関・多職種連携による地域包括ケアの推進体制の強化

区では、高齢者のみならず全世代の人口が今後増加する見込みであることから、多機関・多職種連携による地域包括ケアの推進体制を強化します。

取組1　地域全体で相互に協力し支え合う連携体制の強化

学識経験者、医療関係者、福祉関係者、地域関係者等で構成する地域包括支援推進協議会や在宅医療・介護連携推進部会等の会議体で地域課題の共有や課題に対する取組の検討を行い、地域全体で支え合う体制を強化します。

取組2　関係機関の連携による地域課題への対応

医療機関、介護事業者、福祉関係機関等との各種連絡会等を通じて、関係者間のネットワークの構築や連携を促進し、地域課題の把握を行いその対応を検討します。

方針（２）　医療と介護の連携による療養生活を支える基盤づくりの推進

在宅療養相談センターを中心に、医療や介護に関わる関係機関が連携して、地域における在宅療養を支援する体制を推進します。

取組1　医療機関と介護事業者間の円滑な連携の推進

港区医師会等との連携により、医療従事者と介護従事者等を対象とした地域包括ケア研修会を開催するほか、支援者同士のより良い関係性の構築を目的とした支援者のための関係機関連携ガイドブックを作成するなど、地域課題等への対応力の向上や地域における関係者間の円滑な連携を推進します。

取組2　本人の意思を踏まえた在宅療養の支援

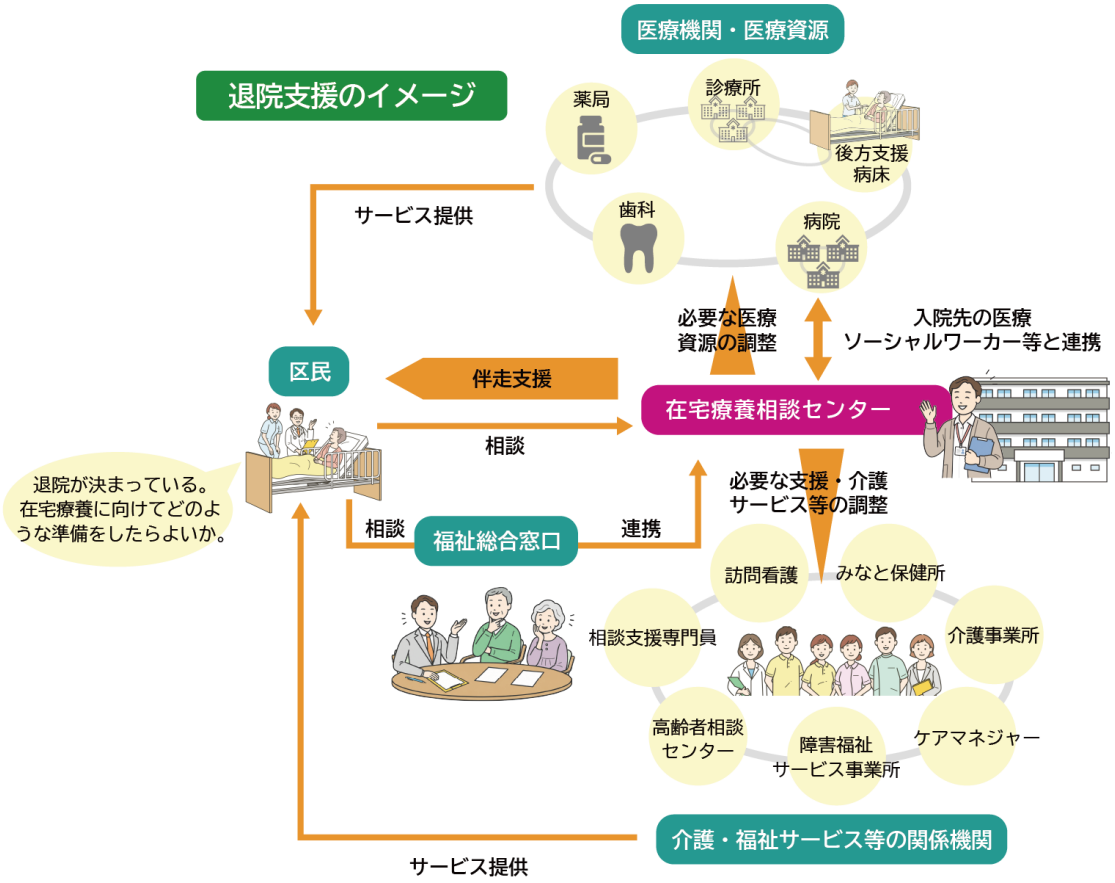
日常の療養を支援するための在宅療養後方支援病床の利用の促進、看取り支援としてのACP 実践のための支援体制の整備、急変時の対応に関する支援の検討等、安心して在宅療養を選択できる環境を整備します。

【用語解説】
・ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）
…最期まで自分らしく暮らすために医療や介護をどのように受けたいか、
ご家族や医療・介護の担当者とあらかじめ話し合い、共有する取組。人生会議。

音声コード
掲載予定

取組3 在宅療養相談センターの機能強化

港区医師会等、区内病院、診療所、高齢者相談センター、介護事業所、訪問看護事業所等の関係機関との連携を強化し、退院後の在宅生活等まで切れ目のない支援を行うための円滑な退院調整の仕組みの構築を検討するなど、医療と介護の関係者間における連携調整を担う在宅療養相談センターの機能を強化します。



方針（3） 地域包括ケアの理解促進や在宅療養等に関する普及・啓発

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護に関わる関係機関と連携して在宅療養等に関する普及・啓発を行います。

取組1 地域包括ケアの理解促進

医療機関・介護事業者・地域の活動団体等との連携による区民公開講座の実施、みなと医療 BOOK や在宅療養ガイドブックの作成等により、在宅療養をはじめとする地域包括ケアに関する周知・啓発に取り組みます。

取組2 本人が望む在宅療養等の実現に向けた ACP の普及・啓発

医療や介護を適切に選択し、自身の希望が尊重された暮らしを続けることができるよう、ACP に関する理解を促進するとともに、思いを書き留める ACP シートの利用向上に向けて、区民公開講座等の実施により、普及・啓発に取り組みます。

音声コード
掲載予定

柱2 地域をつなげる福祉活動を支援します

方針（１） 福祉活動を推進する港区社会福祉協議会等の活動支援や連携体制の強化

複雑化・複合化した福祉課題解決に向け福祉活動団体等が担う役割は一層重要となるため、その活動を支援し、連携を強化します。

取組1 港区社会福祉協議会との連携・支援

複雑化・複合化する地域課題の解決に向け、多様なつながりと支え合いを促進する重要な役割を担う社会福祉協議会との連携・支援体制を強化します。さらに、区内企業等の社会貢献や区民との協働を促すため、港区社会福祉協議会が実施する、企業間の交流や情報交換を行う活動を支援します。

取組2 ボランティア活動の促進

港区社会福祉協議会が行うオンラインによる参加も可能なボランティアの育成、活動の普及・啓発、ネットワーク構築等を支援します。また、各地区ボランティアコーナーの利用を促進するなど、積極的な活動に向けて支援します。

港区社会福祉協議会とは

社会福祉法に基づき設置された社会福祉法人であり、地域福祉の推進を目的とする非営利の民間団体です。

あんしん未来・終活サポート事業やおむすびサービス事業、重層的支援体制整備事業など、行政だけでは届きにくい地域福祉の課題解決に取り組んでいます。

住民やボランティア、福祉団体、行政をつなぎながら、地域の課題にきめ細かく対応する地域福祉の中核的な組織であり、地域共生社会の実現を支える重要なパートナーです。

社会福祉協議会の写真

音声コード
掲載予定

方針（２）　地域で安心して暮らし続けるための福祉活動の担い手の支援

地域福祉を支える担い手の不足に対し、活動の場の確保や団体の普及・啓発などを通じ、人材発掘や積極的な活動を支援します。

取組１　民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員が、地域の中で常に区民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う活動を支援します。民生委員・児童委員のなり手となる、新たな人材の発掘も進めるとともに、業務負担の軽減や配置区域の見直し等を支援します。

取組２　保護司の活動支援

保護司法の改正により地方公共団体による活動場所の確保や広報といった保護司活動への協力が求められていることを踏まえ、再犯防止や地域の安全・安心の確保に重要な役割を担う保護司及び保護司会の活動を支援します。また、保護司会との連携により、更生保護や青少年の健全育成に関する相談窓口として「更生保護青少年サポートルーム」を運営するとともに、面談等の活動場所の確保や啓発活動、「社会を明るくする運動」の実施を支援します。

取組３　赤十字奉仕団の活動支援

赤十字奉仕団が行う、救護・防災訓練、奉仕活動などの幅広いボランティア活動を支援します。活動内容や献血事業について、区の広報媒体等で積極的に周知し、団体の魅力発信と参加促進を支援します。

取組４　公衆浴場の安定的な経営に向けた支援

区民の衛生保持・健康増進や区民相互の交流拠点として重要な役割を担う民間公衆浴場や港区浴場組合の安定的な経営を支援するため、設備更新や運営に対する助成、無料開放デー等の事業実施など、公衆浴場の魅力向上や経営にかかる助成を通じた支援を行います。

取組５　福祉活動への区民等の参画の促進

地域で活動する福祉の担い手の活動紹介や区民等が参加できる福祉活動の情報を一元化するなど発信を強化し、区民等の福祉活動への参画を促進します。

音声コード
掲載予定

民生委員・児童委員とは

地域の身近な相談相手として、地域住民の暮らしを支える存在です。

民生委員法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けたボランティアです。地域の方の声に耳を傾け、必要に応じて行政や関係機関へとつなぐ橋渡し役として活動しています。

写真

写真

写真

音声コード
掲載予定

方針（３）　誰もが安全で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの推進

誰もが安全で安心して快適に暮らせるまちの実現に向けて、ハード・ソフトの両面から人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

取組 1　バリアフリー整備の推進

区内の店舗や診療所等の公共的施設において、段差の解消や手すりの設置、車いす対応トイレへの改修などのバリアフリー整備を行う際の経費の一部を助成することで、誰もが安心して利用できる施設環境の整備を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します。

取組 2　心のバリアフリーの普及・啓発

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安全で安心して快適に暮らすことができる「福祉のまちづくり」に向けて、「心のバリアフリー」に関する普及・啓発を推進します。福祉施設での交流、スポーツや体験活動などを通じて、高齢者や障害者等との交流や理解の促進を図ります。

取組 3　福祉分野におけるバリアフリーマップの充実と普及

港区バリアフリーマップについて、掲載内容の一層の充実を図るとともに、区内の公共的施設のバリアフリー情報について、誰もが分かりやすくなるよう動画を作成するなど、工夫します。また、外国人向けの案内を含めた効果的な PR を行い、更なる普及に努めます。

港区のバリアフリー化

港区まちづくりマスタープランにおいて、無電柱化や歩行環境整備などを通じたバリアフリーのまちづくりを位置付けています。

さらに、具体的なバリアフリー整備の推進計画として、港区バリアフリー基本構想を策定し、「ハード整備（施設整備）」と「ソフト施策（心のバリアフリー）」の両面から、誰ひとり取り残さないまちづくりを進めています。

音声コード
掲載予定

柱3 成年後見制度の適切な利用環境を整えます

方針（１） 利用しやすい体制整備や必要な人に対する制度利用の支援

区の高齢者人口は増加傾向にあり単身の高齢者世帯も増えています。今後も高齢者人口の増加が見込まれるなか、権利擁護支援を必要とする人が相談・利用しやすい体制整備に取り組むとともに、区職員の知識や経験を集約して意思決定を一元化し、これまで以上に区民に寄り添い丁寧に対応します。

取組1 相談しやすい体制の整備

訪問相談や弁護士等による専門相談の実施により、任意後見制度を含む成年後見制度の相談がしやすい体制を整えるほか、権利擁護に関する相談に総合的に対応し、成年後見制度や関連する制度等の必要な支援につなげます。

取組2 利用しやすい制度の運用

被後見人等の自己決定を尊重した適切な意思決定支援や身上保護に取り組むことができるよう、登録制度により、面会等による定期的な本人の状況確認や本人に寄り添った支援等を約した成年後見人等候補者の調整を行います。

申立経費や成年後見人等の報酬の支払いが困難な人を対象とした費用助成を行います。

区からの郵便物の送付先変更手続きの簡略化等により、成年後見人等が円滑に活動できるよう支援します。

取組3 区長申立の適切な実施

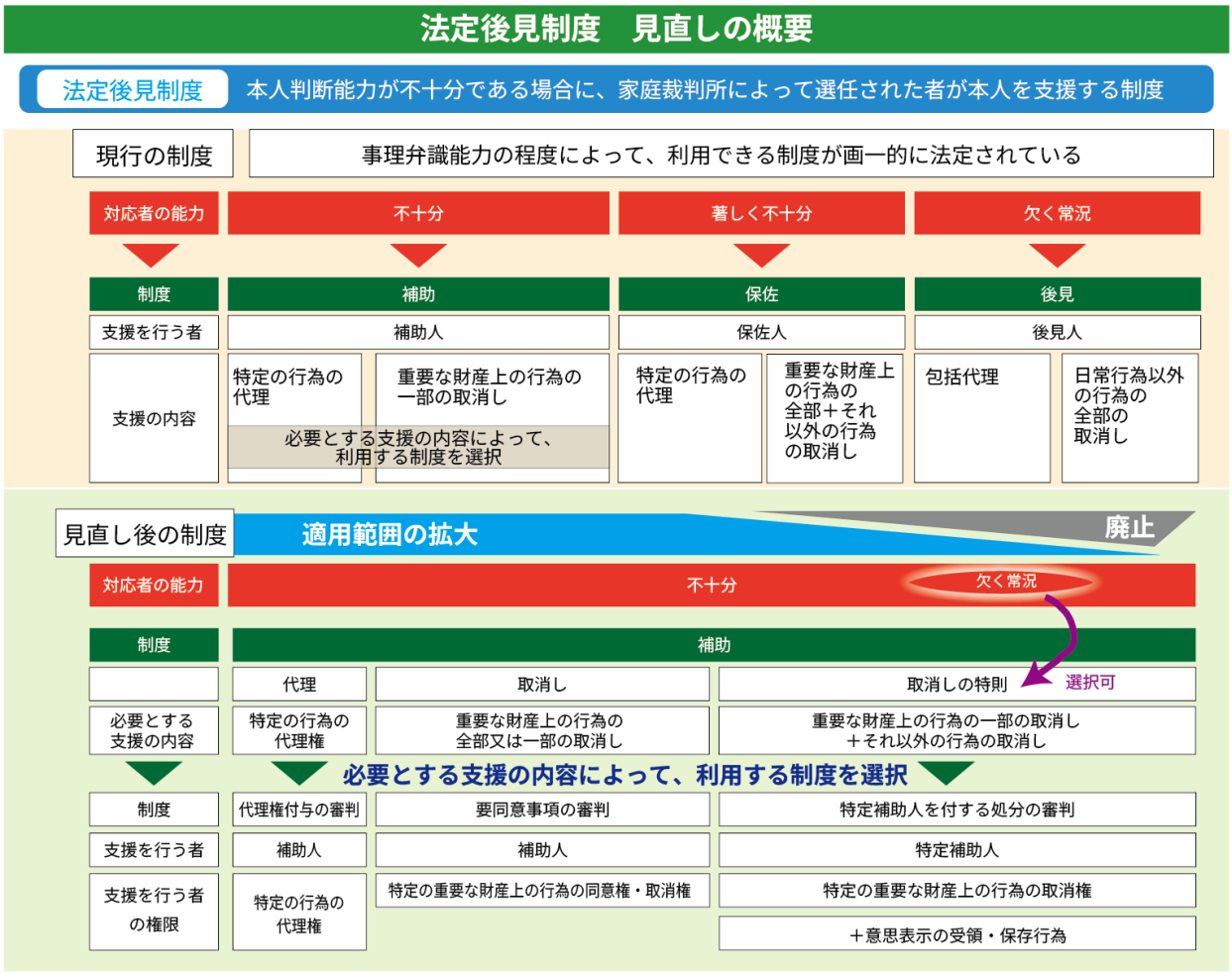
身寄りがない、虐待等により権利擁護を必要とする区民に対しては、区職員の知識や経験を集約して意思決定を一元化した体制のもと、本人の状況を十分に把握し、関係機関との協議や複数の医師による診断等、成年後見制度の必要性・客観性の判断を補強する取組を通じて区長申立を適切に実施します。

取組4 新たな制度を見据えた連携体制の整備

本人の権利擁護の観点から、社会福祉法等の一部改正により新たに第二種社会福祉事業に位置付けられる「頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業」との連携のあり方を検討し、連携体制の整備に取り組みます。

※ 民法や社会福祉法等の一部改正により、成年後見制度は法の公布後２年６月を超えない範囲で見直しが行われます。次期計画の改訂までに対応が必要な場合は、速やかに検討を行います。

音声コード
掲載予定



方針（２）　権利擁護支援に向けた地域連携やチーム支援の強化

権利擁護支援を必要とする人に必要な支援を届けるため、多様な担い手を育成するとともに、関係団体や関係機関等との連携を強化し、チーム支援に取り組みます。

取組 1　地域連携ネットワークと中核機関の強化

権利擁護支援のため、成年後見制度利用促進協議会や地域連携ネットワーク連絡会を通じて、被後見人等とその家族、親族、後見人等を取り巻く地域の関係団体等との連携を図り、ネットワーク機能を強化するとともに、社会福祉法等の一部改正により法定化される地域権利擁護相談支援センターへの令和 10 年度の中核機関からの移行に向けて取り組みます。

音声コード
掲載予定

取組2 多様な担い手の確保・育成の推進

区民後見人等の地域における担い手の育成、講座の実施等による親族後見人の支援、港区社会福祉協議会等による法人後見の促進により、多様な担い手を確保するとともに、被後見人等の身上保護を重視した運用となるよう、制度利用終了者等への聞き取りなどによる支援の質の向上、後見人等向け座談会や研修会、登録者連絡会等を通じた区の取組に対する理解促進等に取り組みます。

取組3 権利擁護を支えるチーム支援の強化

権利擁護が適切に実施されるよう、成年後見人等を含む関係者間で支援方針等を共有し、困難事例や課題が生じた場合はチームによる対応を行うほか、成年後見制度の見直しを踏まえ、制度終了後も本人を支える関係者が自立して必要な支援を継続できるよう、新たなチーム形成や支援の引継ぎに取り組みます。

方針（３） 関係機関等と連携した成年後見制度の周知・啓発や理解促進

区民が成年後見制度を正しく理解して必要な時に適切に利用できるよう、周知・啓発を行うとともに、関係機関等に対する成年後見制度の理解促進に取り組みます。

取組1 区民への周知・啓発及び早期相談・備えの促進

早期からの意思決定を支援するため、社会福祉法等の一部改正の施行も踏まえ、港区社会福祉協議会の終活相談窓口や終活事業と連携を図り、講演会や講座等を通じて任意後見制度を含む成年後見制度の区民への周知・啓発に取り組みます。

取組2 支援者の制度理解の促進

権利擁護支援に携わる関係者が、成年後見制度や意思決定支援に関する正しい知識を持ち、必要な人を適切な支援につなげられるよう、研修会等を通じて制度の理解促進を図ります。

音声コード
掲載予定

柱 4 地域と人を包括的につなげ、支えます

方針（１） 福祉総合窓口による包括的な相談体制の推進

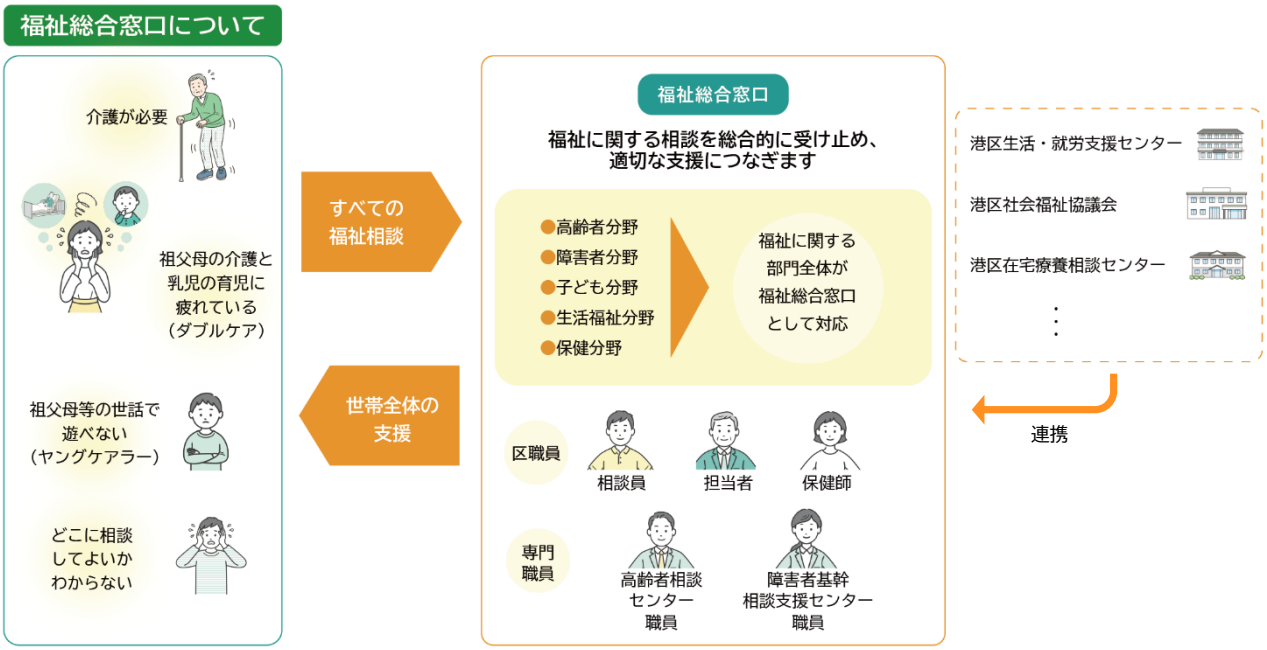
ダブルケアなど複合的な課題を抱えた方も含め、あらゆる福祉相談に包括的に対応します。

取組 1 包括的相談支援

高齢、障害、生活困窮、保健、子ども等のあらゆる福祉相談を、分野を問わず受け止め、適切な支援につなぎます。あらゆる福祉相談を世帯単位で捉え、包括的な支援体制のもと、関係機関と連携し、福祉課題の解決に向けた支援に取り組みます。

取組 2 福祉総合窓口の機能強化

各地区総合支所で担っている業務を本庁等に集約し、福祉に関する部門全体が福祉総合窓口として、各種手続や相談への対応から福祉課題の解決まで一貫して対応します。また、各種手続は、引き続き各地区で対応し、相談については本庁等に確実につなぐことで、利便性を確保します。加えて、職員間の連携や知識共有を進め、専門的な知見を蓄積しやすい環境を整えることで、ケースワーク機能を強化し、必要に応じて関係機関とも連携しながら、これまで以上に一人ひとりに寄り添い、ダブルケアなどの複合的な課題を抱える方についても、世帯全体を捉えて丁寧に対応します。また、その効果を検証し、改善に取り組みます。



音声コード
掲載予定

方針（２）　相談・参加・地域づくりを一体化した重層的支援の推進

複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、分野を超えた連携を強化し、包括的な支援体制を推進します。

取組1　多機関連携とアウトリーチによる包括的支援の推進

子ども、高齢者、障害者、生活困窮者等の福祉分野・保健・医師会等医療分野、教育、環境などの関係機関が支援会議や多機関協働を通じて連携し、包括的な支援体制を推進します。また、訪問等による働きかけ（アウトリーチ）により支援につながりにくい人を早期に把握し、本人の状況や希望を踏まえた継続的な伴走支援を行います。

取組2　相談支援・参加支援・地域づくりを通じた支援の充実

包括的相談支援事業、参加支援事業及び地域づくり事業を一体的に進め、本人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題に対応します。また、多様な居場所や地域活動への参加を促進し、日常生活の中で地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りへとつながるよう支援を推進します。

方針（３）　多様なつながりの機会を育む地域づくり

孤独や孤立は誰にでも生じる課題であり、福祉課題を抱える人も含め、多様な居場所や社会参加の機会を充実し、地域とのつながりを支えます。

取組1　孤独・孤立を防ぐネットワークの強化

「孤独・孤立対策推進法」に基づき、重層的支援体制整備事業における支援会議等の既存の事業を活用しながら、孤独・孤立の課題を抱える人の早期発見や必要な支援につなげます。また、町会・自治会関係者、社会福祉協議会、学識経験者など関係者との情報共有や区民への普及・啓発を進め、地域全体で見守り支え合うプラットフォームを整備し、望まない孤独・孤立を防ぐネットワークを強化します。

取組2　制度の狭間にある方への支援の充実

訪問等による働きかけ（アウトリーチ）により、制度の狭間にある人や支援につながりにくい人を早期に把握し、本人の状況や希望に寄り添った必要な支援につなげます。また、既存制度の対象とならない 65 歳未満の単身者や家族介護者などが急な怪我や病気の時にも安心して生活が継続できるよう、買い物など必要な生活支援を行う制度を整え、生活課題の解決と孤立の防止につなげます。

音声コード
掲載予定

取組3　誰もが気軽に参加できる居場所の充実

自宅や職場・学校以外の「第三の居場所（サードプレイス）」の整備を検討するとともに、サロン事業や地域のインフォーマルな社会資源等を活用し、誰もが気軽に参加できる交流の機会を充実します。また、地域活動やボランティア活動への参加を促進する仕組みを充実させ、孤独・孤立を感じる人が地域とゆるやかにつながり安心して暮らせる環境づくりを進めます。

取組4　孤独・孤立の相談先の周知と情報発信の充実

孤独・孤立に悩む人やその家族、支援者が必要な相談先や支援情報にアクセスできるよう、区ホームページに掲載している相談窓口等の情報を充実し、分かりやすい情報発信を行います。また、関係機関と連携し、相談窓口や地域の居場所、参加機会等の情報を周知することで、早期相談と必要な支援につなげます。

方針（４）　ひきこもり状態にある方や、その家族の支援

ひきこもりについて悩む方が、相談する場所や交流できる居場所、支援につながることができるよう周知や理解を促進するとともに、ひきこもり支援センター機能の構築を目指します。

取組1　相談支援

ひきこもり相談窓口では、ひきこもり当事者及び家族等からの相談を窓口や電話、メールで受け付けます。新たに土曜日に、家族の居場所開催後の来所相談を受け付けます。
ひきこもり当事者の希望がある場合は、訪問相談、同行訪問、同行受診等を行います。

取組2　当事者への支援

ひきこもり当事者で対面での交流に不安がある方が自宅からオンラインで参加できる「メタバース居場所」や、安心して自分のペースで過ごせる「対面居場所」を実施します。女性が参加しやすい当事者会を実施します。また、就労を希望される方のファーストステップとして 15 分単位や 1 時間単位での短時間就労体験の拡充を検討します。

取組3　家族への支援

家族が集まり、悩みや不安を分かち合い交流する「家族の居場所」や専門家や元当事者の話を聞いたり参加者同士で話し合ったりしながら新しい視点やひきこもり当事者との関わりを学ぶ「家族教室」を実施します。

取組4　ひきこもりについての理解促進

ひきこもりについて正しい情報を広く知っていただくために、ひきこもり支援講演会を開催します。ひきこもり支援について見識のある学識経験者を講師に招き、ひきこもりについての理解を深める機会とします。

音声コード
掲載予定

柱5 災害時に支援が必要な人に寄り添い支えます

方針（１） 個別避難計画の作成・更新の促進と活用強化

高齢者や障害者など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の増加が見込まれる中、一人ひとりの状況に応じた避難支援の重要性が高まっています。避難行動要支援者名簿や個別避難計画の整備を進めてきましたが、未登録者や未作成者への対応、既存情報の更新が課題となっています。

避難行動要支援者支援システムを活用した情報の整備及び共有を進め、実効性の高い避難支援体制の構築を推進し、「災害関連死ゼロ」を目指します。

取組1 避難行動要支援者名簿の整備と個別避難計画の作成及び更新の推進

災害時の安否確認や避難支援に必要な情報を一元管理し、支援関係者間で共有するために導入した避難行動要支援者支援システムを活用し、避難行動要支援者名簿の情報を適切に管理するとともに、名簿への未登録者への対応や個別避難計画の作成・更新を推進します。また、避難行動要支援者一人ひとりに対して、郵便、電話及び訪問による丁寧な意思確認を行い、最新の状況を反映した名簿及び個別避難計画の整備を進めます。

取組2 個別避難計画及び避難行動要支援者支援システムの活用促進

避難行動要支援者支援システム及び個別避難計画を活用した訓練等を実施し、災害時の安否確認や避難支援に実際に活用できる体制づくりを進めます。また、システムを活用し、支援関係者間での要支援者の状況や個別避難計画を迅速に共有できる環境を整備することで、円滑な情報共有を図り、迅速な安否確認及び避難支援につなげます。

音声コード
掲載予定

方針（２）　関係機関や地域との連携体制強化と活動支援

災害時の避難行動要支援者の安否確認や避難支援には、地域や関係機関などの支援関係者と連携した支援体制が不可欠です。これまで、支援関係者との連携強化に取り組んできましたが、情報共有や役割分担のさらなる充実が求められています。平時からの連携を一層強化し、災害時に迅速かつ適切な支援を行うことができる体制づくりを推進します。

取組１　地域における連携体制の強化

民生委員・児童委員、町会・自治会、高齢者相談センター、福祉サービス事業者、防災関係機関等が情報共有や意見交換を行う（仮称）港区避難行動要支援者支援連携推進会議を設置し、平時から顔の見える関係づくりを進めることで、災害時に円滑に連携できる体制の構築を推進します。

取組２　避難支援を担う人材の育成と普及・啓発の推進

避難支援の担い手を育成するため、講習会や訓練を実施し、支援に必要な知識やノウハウの共有を図ることで、災害時に円滑かつ継続的な避難支援活動を展開できる体制の整備を進めます。また、避難支援の重要性や地域で支え合う意識の醸成に向け、事業紹介パンフレット等を通じて区民への普及・啓発を推進します。

方針（３）　在宅避難者への支援体制の整備と充実

区では、住宅の安全が確保できる場合は在宅避難を推奨しており、平時からの備えと継続的な支援体制の整備が重要となっています。訪問等を通じた防災対策の普及・啓発や必要な手続支援を進めるとともに、災害時における安否確認や生活支援の充実を図り、在宅避難者が安心して生活を継続できる環境づくりを推進します。

取組１　在宅避難に向けた備えの支援及び普及・啓発

避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に伴う訪問を通じて、備蓄や家具転倒防止対策等の実施状況を確認するとともに、区の防災施策の案内、家具転倒防止器具等助成事業や防災用品のあっせんなど、利用可能な制度の紹介を行うとともに、要支援者の家具転倒防止１００％化を図るため、必要に応じて申請方法の説明や手続を支援します。また、在宅避難に必要な備えや適切な避難行動について周知し、自助による防災対策を促進します。

音声コード
掲載予定

取組2 在宅避難者への生活継続支援

避難行動要支援者宅への訪問等を通じて、要支援者が在宅避難を継続する上での必需品や支援ニーズを把握します。また、福祉サービス事業者や支援関係者と連携した相談支援体制を構築するとともに、必要な物資の提供等を行い、在宅避難者の生活を支えます。

【用語解説】

・避難行動要支援者…次のいずれかに該当する者（入院又は入所の方は除きます）

ア　介護保険の要介護認定において要介護３から５までのいずれかに認定されている者（要介護３の場合は、ひとり暮らし又は他の世帯員全てが 65 歳以上である者に限る。）

イ　身体障害者手帳１級・２級を所持するひとり暮らし又は他の世帯員全てが 65 歳以上である者

ウ　愛の手帳１度、２度を所持するひとり暮らし（親族等から日常生活の援助を受けている場合を含む。）又は他の世帯員全てが 65 歳以上である者

エ　精神障害者保健福祉手帳１級・２級を所持するひとり暮らし又は他の世帯員全てが 65 歳以上である者

オ　アからエまでの障害者手帳を所持する者のみで構成する世帯の者

カ　人工呼吸器を使用している者

キ　ア～カに準ずる者で区長が認める者

・個別避難計画……避難行動要支援者ごとの状況や避難先、支援者による支援等を記載したもの

音声コード
掲載予定

平時から災害時まで、切れ目なく支える体制

一人ひとりの「安心」を、地域全体の「つながり」で支えます。

① 平時（備え・つながりづくり）

日頃からのつながりと準備が、いざというときの安心につながります

個別避難計画の作成・更新

避難方法や支援者、連絡先などをまとめ、定期的に見直します。

避難訓練・防災学習

地域での訓練や学習会に参加し、災害に備えます。

個別避難計画の主な内容（例）

避難場所・避難方法
支援してくれる人
緊急連絡先、必要な支援・配慮
医療・服薬情報　など

本人・家族・支援者・行政で共有し、定期的に更新！

② 災害発生・避難時（命を守る行動）

迅速な情報伝達と支援で、安全な避難をサポートします

災害情報・避難情報の伝達

行政や支援者から、災害情報や避難情報を確認し、確実に伝えます。

安否確認・声かけ

支援者が安否を確認し、避難の必要性を声かけします。

移動・避難時の介助

安全に移動できるように見守りや介助を行います。



③ 避難後・在宅避難（生活を支える継続支援）

安心して生活を続けられるよう、継続的に支えます

食料・水・生活用品の支援

必要な物資を届け、生活の安定を支援します。

福祉・医療などへのつなぎ支援

必要に応じて、福祉サービスや医療機関につなぎます。

継続的な安否確認・相談対応

定期的に連絡をとり、必要な支援や相談に対応します。



音声コード
掲載予定

音声コード
掲載予定

資料編

音声コード
掲載予定

1 関連計画等一覧

港区地域保健福祉計画は、以下のような港区の他の個別計画と連携を図っています。

名称等	内容
港区住宅基本計画 （平成 31 年度～令和 10 年度）	住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画で、国による住生活基本計画、東京都による東京都住宅マスタープランと整合しています。
港区バリアフリー基本構想 （令和 3 年度～令和 12 年度）	高齢者、障害者等誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー空間の計画的な整備を進める方針として、策定している基本構想です。
港区地域防災計画 （計画期間なし）	区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策や震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命や身体、財産を災害から保護することを目的とした計画です。
港区地域振興プラン （令和 9 年度～令和 12 年度）	地域コミュニティ、国際化及び文化芸術の３分野に関する施策・取組を一体的に示し、多様な人・文化・地域資源がつながり、誰もが地域活動や交流に参加できる地域社会の実現に向けて、地域振興を総合的に推進する計画です。
港区国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） （令和6年度～令和11年度）	健康・医療情報を活用した、効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、被保険者の健康を保持増進することを目的とした計画です。
港区食品衛生監視指導計画	「食品衛生法」第 24 条の規定に基づき定める、食品等に起因する衛生上の危害の発生や拡大を防止し、区民の食の安全・安心を確保することを目的とした計画です。
港区子ども・若者・子育て総合支援計画 （令和 7 年度～令和 11 年度）	子ども･若者が健やかに成長し、幸福な生活ができる地域共生社会の実現をめざすとともに、幼稚園･保育園及び地域子ども･子育て支援事業等の提供体制や質の確保を計画的に推進する計画です。
港区教育推進計画 （令和 9 年度～令和 12 年度）	港区教育ビジョン・港区教育大綱の理念を踏まえ、将来像や政策・施策の方向性を具体化し、教育施策を総合的に推進するための計画です。学校教育・幼児教育、生涯学習、スポーツ、図書館サービスの４分野に加え、学びを支える環境づくり分野を新たに位置付け、５分野を一体的・横断的に推進します。

音声コード
掲載予定

2　ＳＤＧｓとの関係

SDGsの目標と各分野の施策の関係は以下のとおりです。

ゴール ＼ 分野	高齢者	障害者	健康づくり・保健	生活福祉	地域福祉
1.貧困をなくそう			●	●	
2.飢餓をゼロに			●		
3.すべての人に健康と福祉を	●	●	●	●	●
4.質の高い教育をみんなに			●	●	
5.ジェンダー平等を実現しよう			●		
6.安全な水とトイレを世界中に					
7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに					
8.働きがいも経済成長も	●	●		●	
9.産業と技術革新の基盤をつくろう					
10.人や国の不平等をなくそう	●	●		●	●
11.住み続けられるまちづくりを	●				●
12.つくる責任つかう責任			●		
13.気候変動に具体的な対策を					
14.海の豊かさを守ろう					
15.陸の豊かさも守ろう					
16.平和と公正をすべての人に	●	●	●		
17.パートナーシップで目標を達成しよう	●	●	●		●

音声コード
掲載予定

3　港区地域保健福祉推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　区における地域保健福祉施策の計画的な推進を図るため、港区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次の事項について協議する。

（１）　港区地域保健福祉計画の策定及び見直しに関する事項

（２）　港区地域保健福祉計画に基づく事業の推進に関する事項

（３）　その他必要な事項

（構成）

第３条　協議会は、区長が委嘱する３０人以内の委員をもって構成する。

２　前項委員のうち公募区民は１０人以内とする。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から第２条第１号の港区地域保健福祉計画に係る協議が終了した日の属する年度の末日までとする。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（組織）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員が互選により定め、会務を統括する。

３　副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（分科会）

第６条　検討事項を専門的に調査検討するために、別表のとおり分科会を設置する。

２　前項の分科会は、座長、分科会委員をもって組織する。

３　分科会委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　学識経験者

（２）　公募等により選出された者

（３）　区関係団体等に属する者

４　座長は、分科会委員のうちから互選により選出し、会務を統括する。

５　座長は、分科会を招集し、分科会を主宰し、調査検討の経過及び結果を委員会に報告する。

音声コード
掲載予定

６　座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する分科会会員がその職務を代理する。

７　座長は、必要に応じ、分科会に分科会会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

８　同一の者が委員に就任できる分科会の数は３つまでとし、当該者が協議会に出席するときは、１つの分科会に属する者としてのみ出席することができるものとする。

（会議）

第７条　協議会は、会長が招集する。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第８条　会議は原則として、公開する。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、保健福祉支援部保健福祉課において処理する。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付　則

１　この要綱は、平成１１年６月２１日から施行する。

２　東京都港区地域保健医療推進協議会設置要綱（平成４年７月１日付４港保保第３１４号）は廃止する。

付　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

付　則

１　この要綱は、平成２３年３月１５日から施行する。

２　この要綱の施行の際、既にこの要綱による改正前の港区地域保健福祉推進協議会設置要綱第４条第１項の規定により区長が委嘱した委員の任期は、改正後の港区地域保健福祉推進協議会設置要綱第４条第１項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成２４年３月３１日までとする。

付　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

音声コード
掲載予定

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

分科会	庶務担当課
子ども・子育て分科会	子ども政策課
高齢者分科会（港区高齢者保健福祉計画検討委員会設置要綱（平成１７年４月１日１７港保高第１７号）により設置される港区高齢者保健福祉計画検討委員会）	高齢者支援課
障害者分科会（港区障害者地域自立支援協議会設置要綱（平成１７年７月１日１７港保障福第３１７号）により設置される港区障害者地域自立支援協議会）	障害者福祉課
健康づくり・保健分科会	健康推進課
自殺対策分科会（港区自殺対策関係機関協議会設置要綱（平成３０年３月２７日２９港み健第４０３４号）により設置される港区自殺対策関係機関協議会）	健康推進課
成年後見制度分科会（港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱（平成３０年７月１日３０港保福第１１６３号）により設置される港区成年後見制度利用促進協議会）	保健福祉課

音声コード
掲載予定

4 港区地域保健福祉推進協議会委員名簿

分野	区分	所属等	氏名
全体	学識経験者	明治学院大学名誉教授・学長特別補佐	◎河合　克義
高齢者	学識経験者	明治学院大学名誉教授	○岡本　多喜子
	関係団体等	港区社会福祉協議会事務局次長	櫻庭　靖之
		港区介護事業者連絡協議会訪問看護部会 副部会長	豊田　亜弥
		公益社団法人東京都理学療法士協会 港区支部長	新井　保久
	公募区民	公募区民	須古　邦子
		公募区民	間﨑　美加
障害者	学識経験者	東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科教授 東洋大学社会貢献センター長	髙山　直樹
		聖学院大学心理福祉学部心理福祉学科准教授	望月　隆之
	関係団体等	東京都立港特別支援学校校長	村山　大介
		港区心身障害児・者団体連合会	吉田　委史
	公募区民	公募区民	峡　鶴恵
		公募区民	角倉　均
健康づくり・保健	学識経験者	国際医療福祉大学大学院 医学研究科公衆衛生学専攻教授	津金　昌一郎
		東京慈恵会医科大学教授	石川　智久
	関係団体等	東京都港区医師会会長	中村　正彦
		東京都港区芝歯科医師会会長	岡崎　正史
		東京都港区麻布赤坂歯科医師会会長	大坪　邦彦
		東京都港区薬剤師会会長	北村　兼一
	公募区民	公募区民	二藤　泰明
		公募区民	山田　宏一
子ども・子育て	学識経験者	関東学院大学社会学部教授	澁谷　昌史
	関係団体等	港区民生委員・児童委員協議会会長	田中　泉
		港区民生委員・児童委員協議会主任児童委員	新　光一郎
		港区立中学校ＰＴＡ連合会会長 （港区立小学校ＰＴＡ連合会元会長）	佐生　直大
	公募区民	公募区民	中川　早智子
		公募区民	原口　高志
自殺対策	学識経験者	東京慈恵会医科大学精神医学講座教授	鬼頭　伸輔
成年後見	学識経験者	明治学院大学学長・法学部教授	今尾　真

◎：会長　○：副会長　令和８（2026）年 10 月 30 日現在

音声コード
掲載予定

5　港区地域保健福祉推進会議設置要綱

令和６年３月２９日
５港保福第３１７１号

（設置）

第１条　港区の特性を踏まえた地域保健福祉の推進を目的とし、庁内関係部署の緊密な連携及び情報共有を図るとともに、諸課題に対して組織横断的な検討を行うため、港区地域保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

（１）　港区地域保健福祉計画の改定及び推進に関すること。

（２）　地域包括ケアの推進に関すること。

（３）　福祉総合窓口の推進に関すること。

（４）　重層的支援体制整備事業の推進に関すること。

（５）　成年後見制度の利用促進に関すること。

（６）　保健福祉分野に係る権利擁護に関すること。

（７）　地域保健福祉に係る組織横断的な事業等の調整に関すること。

（８）　前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

（組織）

第３条　推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、保健福祉支援部長をもって充て、会務を統括する。

３　副会長は、みなと保健所長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときその他会長が必要と認めるときは、その職務を代理する。

４　委員は、別表１及び別表２に掲げる者をもって充てる。

５　推進会議は、前項に定める委員のほか、必要と認めるときは、臨時に委員を置くことができる。

（招集）

第４条　推進会議は、会長が招集する。

２　会長は、別表１に掲げる委員及び推進会議において検討する案件によって別表２に掲げる委員のうちから当該案件に関係する委員を招集する。

（検討部会）

第５条　推進会議は、協議事項を専門的に検討するために、検討部会を置くことができる。

２　検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

音声コード
掲載予定

３　必要に応じて、副部会長を置くことができる。

４　部会長及び部会員は、区職員のうちから会長が指名する。

５　部会長は、検討部会を招集し、これを主宰し、検討の経過及び結果を必要に応じて推進会議に報告する。

６　副部会長は、部会員のうちから部会長が指名し、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

７　部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を検討部会に出席させ、その意見を聴くことができる。

（意見聴取）

第６条　推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して推進会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　推進会議及び検討部会の庶務は、保健福祉支援部保健福祉課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議及び検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２　次に掲げる要綱は、廃止する。

（１）　港区地域保健福祉推進本部設置要綱（平成６年４月２０日６港厚管第８４号）

（２）　港区地域包括ケア検討会議設置要綱（平成２７年８月１日２７港保福第１２０６号）

（３）　港区成年後見制度利用促進検討会議設置要綱（平成３０年７月１日３０港保福第１１６０号）

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

総合支所区民課長の代表

保健福祉支援部高齢者支援課長

保健福祉支援部高齢者施策推進担当課長

保健福祉支援部介護保険課長

音声コード
掲載予定

保健福祉支援部障害者福祉課長

保健福祉支援部生活福祉調整課長

みなと保健所健康推進課長

別表２（第３条関係）

総合支所管理課長

みなと保健所生活衛生課長

みなと保健所保健予防課長

子ども家庭支援部子ども政策課長

子ども家庭支援部子ども若者支援課長

子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長

児童相談所児童相談課長

教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

音声コード
掲載予定

6 港区地域保健福祉推進会議委員名簿

役　職	職　名	氏　名
会長	保健福祉支援部長	重富　敦
副会長	みなと保健所長	前田　光哉
委員	高輪地区総合支所区民課長	阿部　徹也
	保健福祉支援部高齢者支援課長	安達　佳子
	保健福祉支援部高齢者施策推進担当課長	市橋　拓弥
	保健福祉支援部介護保険課長	清水　雅美
	保健福祉支援部障害者福祉課長	小坂　憲司
	保健福祉支援部生活福祉調整課長	後藤　邦正
	みなと保健所健康推進課長	北野澤　昴

令和８（2026）年４月１日現在

音声コード
掲載予定

7　港区高齢者保健福祉施策検討委員会設置要綱

平成１７年４月１日
１７港保高第１７号

（設置）

第１条　港区における高齢者保健福祉施策の推進を図るため、港区高齢者保健福祉計画の策定及び進行管理、その他高齢者保健福祉施策の推進に必要な事項の検討等を行う港区高齢者保健福祉施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この要綱において港区高齢者保健福祉計画とは、老人福祉計画及び介護保険事業計画をいう。

（所掌事項）

第３条　委員会は、次の事項について協議するものとする。

（１）港区の高齢者保健福祉施策に関すること。

（２）港区高齢者保健福祉計画の策定及び改定並びに進捗状況に関すること。

（３）その他必要な事項

（構成）

第４条　委員会は、区民及び学識経験者、医療関係者、福祉関係者等のうちから、区長が委嘱する１６名以内の委員をもって構成する。

２　前項の区民委員のうち２名は、公募によるものとする。

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会）

第６条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員が互選により定める。

３　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営）

第７条　委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

２　委員長は、委員の定数の半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

音声コード
掲載予定

（会議の公開）

第８条　委員会の会議は、公開とする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、保健福祉支援部高齢者支援課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

音声コード
掲載予定

8 港区高齢者保健福祉施策検討委員会委員名簿

区分	所属等	氏名
学識経験者	明治学院大学 名誉教授	◎岡本　多喜子
	国際医療福祉大学大学院　教授	○野呂　千鶴子
区民代表	区民委員	須古　邦子
	区民委員	間﨑　美加
医療関係者	一般社団法人東京都港区医師会　副会長	腰塚　裕
	公益社団法人東京都港区麻布赤坂歯科医師会　副会長	兼松　由美子
	一般社団法人東京都港区薬剤師会　副会長	青木　美子
介護関係者	港区介護事業者連絡協議会　訪問介護部	湯浅　和裕
	港区介護事業者連絡協議会　訪問看護部	豊田　亜弥
	社会福祉法人新生寿会　ありすの杜きのこ南麻布 施設長	宮本　憲男
福祉関係者（関係団体）	社会福祉法人　港区社会福祉協議会事務局次長	櫻庭　靖之
	港区民生委員・児童委員協議会　会長	田中　泉
医療機関関係者	公益社団法人東京都理学療法士協会　港区支部長	新井　保久
	認知症疾患医療センター	川端　奈緒

◎：会長　○：副会長　令和８（2026）年 10 月 15 日現在

音声コード
掲載予定

9　港区障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成１７年７月１日
１７港保障福第３１７号

（設置）
第１条　港区における障害者等への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３の規定に基づき、港区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。
（１）　障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に関すること。
（２）　障害者に関する施策の推進について必要な連絡調整に関すること。
（３）　障害者の相談支援に関すること。
（４）　その他区長が必要と認める事項
（組織）
第３条　協議会は、学識経験者、障害者及びその家族並びに障害者の福祉に関する事業に従事する者、その他区長が必要と認めるもののうちから、区長が委嘱する委員２０人以内をもって組織する。
２　前項の障害者及びその家族の中から委嘱する委員は、区民からの公募によって選定する。
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。再任する場合においては、連続する在任期間は６年を越えないものとする。ただし、区長が専門知識活用等のため、特に必要と認める委員は、この限りでない。
２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第５条　協議会に、会長及び副会長を置く。
２　会長は、委員の互選により定め、会務を統括する。
３　副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　協議会は、会長が招集する。
２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
（協議会の公開）
第７条　協議会の会議は、原則として公開とする。

音声コード
掲載予定

（会議録の調製）
第８条　会長は、会議録を調製し、これを保存しなければならない。
（専門部会）
第９条　検討事項を専門的に調査検討するため、協議会に専門部会を置くことができる。
（幹事会）
第１０条　協議会に諮る検討事項を調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。
（庶務）
第１１条　協議会の庶務は、保健福祉支援部障害者福祉課が担当する。
（委任）
第１２条　協議会の運営その他この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付　則

この要綱は、平成１７年７月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１９年１０月１４日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

付　則

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
２　この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第３条の規定により港区障害者地域自立支援協議会委員に委嘱されている者に係る第４条の委員の任期については、なお従前の例による。

付　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則

１　この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。
２　この要綱施行の際、現に改正前の要綱第３条の規定により港区障害者地域自立支援協議会の委員に委嘱されている者に係る第４条の委員の任期については、なお従前の例による。

音声コード
掲載予定

10 港区障害者地域自立支援協議会委員名簿

区分	所属等	氏名
専門委員	東洋大学 福祉社会デザイン学部 社会福祉学科　教授 東洋大学社会貢献センター長	◎髙山　直樹
	聖学院大学 心理福祉学部 心理福祉学科　准教授	○望月　隆之
	東京都港区医師会	西山　誠
	港法曹会	山田　さくら
	港区民生委員・児童委員協議会　会長	田中　泉
	東京都立港特別支援学校　校長	村山　大介
	東京都立城南特別支援学校　校長	濱野　建児
	社会福祉法人 港区社会福祉協議会　事務局長	長谷川　浩義
	港区心身障害児・者団体連合会	吉田　委史
	港区心身障害児・者団体連合会　事務局長	廣岡　孝
	相談支援部会　代表　社会福祉法人 友愛十字会	山本　恵理
	就労支援部会　代表　社会福祉法人 エールみなと	山﨑　武志
	医療的ケア児・者部会　代表　特別支援教育アドバイザー	田村　康二朗
	当事者部会（永廣柾人氏、白井誠一朗氏のうち１名が出席）	永廣　柾人
	発達障害児・者部会　代表 明治学院大学 心理学部 教育発達学科 教授	小林　潤一郎
公募委員	公募区民	峡　鶴恵
	公募区民	角倉　均
	公募区民	佐波　克洋
	公募区民	平井　照子
	公募区民	山田　宏一

◎：会長　○：副会長　令和８（2026）年 10 月１日現在

音声コード
掲載予定

11 港区自殺対策関係機関協議会設置要綱

平成３０年３月２７日
２９港み健第４０３４号

（設置）

第１条　港区における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、港区自殺対策関係機関協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　港区の総合的な自殺対策の推進に関すること。

（２）　港区自殺対策推進計画の改定等に関すること。

（３）　自殺対策に係る民間団体を含む関係機関の役割分担や連携に関すること。

（４）　自殺対策の推進に係る知識の普及啓発に関すること。

（５）　港区の自殺対策に関連する組織及び協力団体の育成に関すること。

（６）　その他区長が必要と認める事項

（構成）

第３条　協議会は、別表に定める基準により区長が委嘱し、又は任命する委員２０人以内をもって構成する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（座長及び副座長）

第５条　協議会に座長及び副座長を置く。

２　座長は、委員の互選により選出する。

３　座長は、協議会を代表し、会務を統括する。

４　副座長は、座長が指名する。

５　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

（運営）

第６条　協議会は、座長が招集する。

２　協議会は、港区自殺対策推進計画の改定年度にあっては必要に応じて開催し、当該改定年度以外の年度にあっては原則として１年度に１回開催する。

３　協議会は、非公開とする。

音声コード
掲載予定

４　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、臨時委員として協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（港区精神保健福祉連絡協議会との連携）

第７条　協議会は、港区精神保健福祉連絡協議会設置要綱（平成１１年４月１日１１港み保第１０５号）に基づき設置する港区精神保健福祉連絡協議会と連携し、精神保健分野で必要な支援については総合的に取り組む。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、みなと保健所健康推進課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

音声コード
掲載予定

12 港区自殺対策関係機関協議会委員名簿

区分	所属等	氏名
学識経験者等	東京慈恵会医科大学 精神医学講座 教授	◎鬼頭　伸輔
保健医療機関	東京都済生会中央病院 副院長・救命救急センター長	関根　和彦
	一般社団法人 東京都港区医師会	五十嵐　良雄
福祉関係団体	港区民生委員・児童委員協議会 副会長	小嶋　真理
区民委員	公募区民	泉谷　佳織
	公募区民	クォン　真寿美
民間団体	ＮＰＯ法人自殺対策支援センターライフリンク 代表	清水　康之
	ＮＰＯ法人メンタルケア協議会 副理事長	西村　由紀
	ＮＰＯ法人全国自死遺族総合支援センター理事長（グリーフサポートリンク）	杉本　脩子
	ＮＰＯ法人Light Ring. 代表理事	石井　綾華
関係行政機関	三田警察署 生活安全課長	今井　赴夫
	芝消防署 警防課長	三井　主税
	三田労働基準監督署 副署長	内山　剛
	東京都立中部総合精神保健福祉センター 副所長	菅原　誠
区委員	みなと保健所長	前田　光哉

◎：座長　令和８（2026）年５月 28 日現在

音声コード
掲載予定

13 港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱

平成３０年７月１日

３０港保福第１１６３号

（設置）

第１条　港区における成年後見制度に関する施策の適切な運用を目的として、関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用促進を図るため、港区成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　成年後見制度の利用促進に関する施策に関すること。

（２）　成年後見制度の利用促進に関する施策の進捗状況に関すること。

（３）　その他成年後見制度の利用促進に関し必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員１６人以内をもって組織する。

（１）　学識経験者　１人

（２）　医師　１人

（３）　障害者団体関係者　３人以内

（４）　高齢者団体関係者　１人

（５）　社会福祉関係者　４人以内

（６）　法曹等関係者　５人以内

（７）　民間事業者関係者　１人

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。

３　副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

音声コード
掲載予定

（運営）

第６条　会長は、必要に応じ協議会を招集し、会議を主宰する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

３　協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会は、公開することが適当でないと認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。

４　会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

（守秘義務）

第７条　委員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、保健福祉支援部保健福祉課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成３０年７月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年11月１日から施行する。

音声コード
掲載予定

14 港区成年後見制度利用促進協議会委員名簿

所属等	氏名
明治学院大学　学長・法学部教授	◎今尾　真
港法曹会	○八杖　友一
一般社団法人　東京都港区医師会　常務理事	安田　淳
公益社団法人　成年後見センター・リーガルサポート東京支部 第１ブロックリーダー	國賀　綾
公益社団法人　東京社会福祉士会	加瀬　祐子
東京税理士会　芝支部　幹事	黒澤　薫
東京税理士会　麻布支部	高木　千賀子
東京都行政書士会　港支部　副支部長	黒澤　聡子
港区しんきん協議会　事務長	横井　有
港区民生委員・児童委員協議会　会長職務代理	古角　佐知子
港区心身障害児・者団体連合会　会長	吉田　佳子
港区心身障害児・者団体連合会　副会長	高井　玲子
特定非営利活動法人 みなと障がい者福祉事業団 副理事長	平井　照子
公益社団法人　港区シルバー人材センター　会長	吉川　顯
一般社団法人　港区介護事業者連絡協議会　連携室長	黒目　修
芝浦港南地区高齢者相談センター	海江田　太司

◎：会長　○：副会長　令和８（2026）年 10 月 26 日現在

音声コード
掲載予定

15 区民説明会開催状況

調整中

音声コード
掲載予定

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　　区

港区では世界の恒久平和と核兵器の廃絶を広く訴えるため、
昭和６０年８月１５日に「港区平和都市宣言」を行いました。

音声コード
掲載予定

区の木



ハナミズキ

区の花



アジサイ



バラ

港区地域保健福祉計画

（令和９（2027）年度～令和 14（2032）年度）（素案）

令和８（2026）年 11 月　発行

発行：港区
編集：港区保健福祉支援部保健福祉課
　　港区芝公園一丁目５番２５号
TEL：03-3578-2111（代表）
https://www.city.minato.tokyo.jp/

刊行物発行番号　2027170－3711

音声コード
掲載予定